### 担当部署: 総合政策部 魅力づくり推進課

処分の概要	定款の変更の認証	
法 令 名根 拠条項	特定非営利活動促進法 第25条第3項	
法令番号	平成10年法律第7号	

#### 【基準】

法第25条の規定による。

(定款の変更)

第25条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 定款の変更(第11条第1項第1号から第3号まで、第4号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、 第5号、第6号(役員の定数に係るものを除く。)、第7号、第11号、第12号(残余財産の帰属す べき者に係るものに限る。)又は第13号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所 轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。
- 5 第10条第2項から第4項まで及び第12条の規定は、第3項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更(第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をした ことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。
- ※大阪府特定非営利活動促進法施行条例第23条による事務移譲

### 【提出書類】

• 特定非営利活動法人定款変更認証申請書

#### 【参考】

特定非営利活動法人(NPO法人)設立・運営の手引き p91~106

次の①~⑩に関する定款の変更を行う場合は、貝塚市長への申請を行い、認証を受けなければ な りません。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限ります。)
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除きます。)

⑦ 会議に関する事項 8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項 ⑨ 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。) (10)定 申請のフローチャー 定款変更事由の  $\mathcal{O}$ 款 前ページ①~⑩に関する定款の変更 発生 更 変 事業計画・予算案等の作成 に関 ・認証申請関係書類 (様式は貝塚市のホームページからダウンロードできます) 各種書類の準備 す る 事項 社員総会前に、貝塚市で、事前相談を受けることができます。 予約制としていますので、あらかじめ、電話等でお問い合わせください。(P2~参照) (注1) 当 該 社員総会 定款 定款変更認証申請に必要な書類の承認、申請手続の委任などを行います。 変  $\mathcal{O}$ 定款変更 申請書と添付書類を貝塚市長へ提出します。書類不備のために不認証とならないよ 更が、 認証申請 う十分注意してください。 上 記 3 及 IJΖ (8) てバ 申請書を収受し、受理できるか申請書類の確認をします。 理 事  $\mathcal{O}$ 申請があった旨を公告します。 公告 項に 縦覧 公告事項:申請日・法人の名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地 係 る 定款に記載された目的 申請関係書類は、貝塚市において2週間縦覧(もの(書類)を誰にでも自由に見せる 変更 定めがある場合に、これを見ること)に供されます。 を含 縦覧書類:定款、役員名簿、変更初年度・翌年度の事業計画書及び活動予算書 ※軽微な補正:申請書が受理された日から1週間を経過するまでの期間内は、軽微な補正を申請 ŧ む することができます。 で  $\mathcal{O}$ 認証 • 不認証 申請書・変更後の定款の内容が法令の規定に適合しているかどうかを審査した結 る あ の 決 定 果、原則として申請書受理後3か月以内に、認証又は不認証の決定が行われます。 時に は、当 定款変更の結果、登記事項に変更が生じたとき(法人の名称、目的、事業の変更 変更登記 等)は、認証後2週間以内に、登記を行わなければなりません。 該定 款の 登記後、遅滞なく定款の変更に係る登記事項証明書を提出してください。 定款の変更に係 変 更 る登記事項証明 ・登記事項証明書(原本及びコピー) 書を提出  $\mathcal{D}$ 日 属  $\mathcal{D}$ する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して所轄庁に提 出する必要があります。 標準処理期間 90日 備考

最終変更年月日

年

月

日

令和5年7月31日

設定年月日

# 担当部署: 総合政策部 魅力づくり推進課

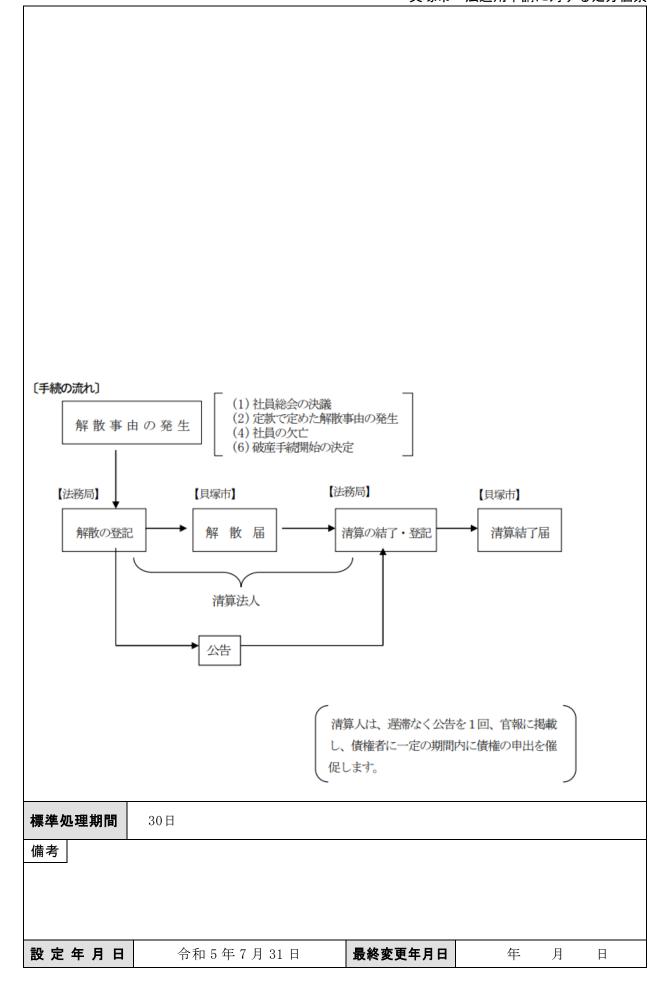
処分の概要	解散の認定
法 令 名 根 拠 条 項	特定非営利活動促進法 第31条第2項
法令番号	平成10年法律第7号

#### 【基準】

法第31条第2項の規定による。

(解散事由)

- 第31条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。
  - (1) 社員総会の決議
  - (2) 定款で定めた解散事由の発生
  - (3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (4) 社員の欠亡
  - (5) 合併
  - (6) 破産手続開始の決定
  - (7) 第43条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第1項第3号に掲げる事由を 証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第1項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる事由によって解散した場合には、 遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
- ※大阪府特定非営利活動促進法施行条例第23条による事務移譲



担当部署: 総合政策部 魅力づくり推進課

処分の概要	合併の認証
法 令 名 根 拠 条 項	特定非営利活動促進法 第34条第3項
法令番号	平成10年法律第7号

### 【基準】

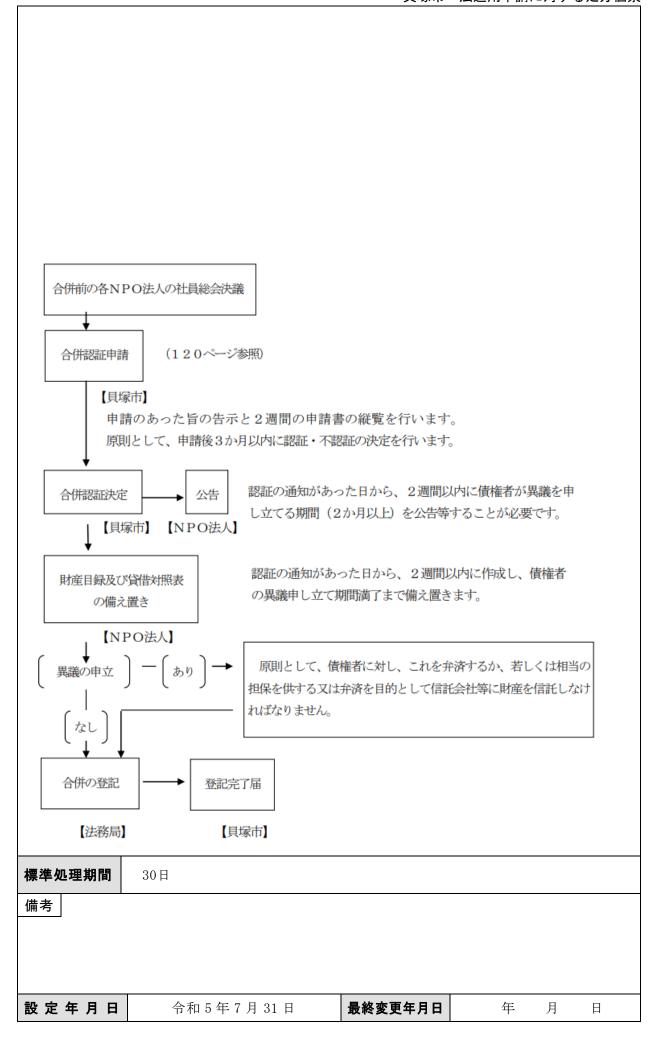
法第34条の規定による。

(合併手続)

第34条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の4分の3以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款 に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第1項の議決をした社員総会 の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。
- 5 第10条及び第12条の規定は、第3項の認証について準用する。

※大阪府特定非営利活動促進法施行条例第23条による事務移譲



処分の概要 開発行為の許可
法 令 名 都市計画法 第29条第1項
法 令 番 号 昭和43年法律第100号

#### 【基準】

法第29条第1項の規定による。

(開発行為の許可)

- 第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。
  - (1) 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
  - (2) 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
  - (3) 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
  - (4) 都市計画事業の施行として行う開発行為
  - (5) 土地区画整理事業の施行として行う開発行為
  - (6) 市街地再開発事業の施行として行う開発行為
  - (7) 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
  - (8) 防災街区整備事業の施行として行う開発行為
  - (9) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行う開発行為
  - (10) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
  - (11) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ※大阪府都市計画法施行条例第8条第2項による事務移譲

「貝塚市都市計画法施行細則による。」

「都市計画法開発許可制度の運用による。」

「所管業務事務取扱要領による。」

標準処理期間

30日

# 貝塚市 法適用申請に対する処分個票

			/A/E/13-1		
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	目

処分の概要	変更の許可
法 令 名 根 拠 条 項	都市計画法 第35条の2第1項
法令番号	昭和43年法律第100号

#### 【基準】

法第35条の2第1項の規定による。

(変更の許可等)

第35条の2 開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第29条第1項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第2項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

※大阪府都市計画法施行条例第8条第2項による事務移譲

「貝塚市都市計画法施行細則による。」

「都市計画法開発許可制度の運用による。」

「所管業務事務取扱要領による。」

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	検査済証の交付
法 令 名 根 拠 条 項	都市計画法 第36条第2項
法令番号	昭和43年法律第100号

#### 【基準】

法第36条第2項の規定による。

(工事完了の検査)

- 第36条 開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部 について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する 部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めると ころにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可 の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可 の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発 許可を受けた者に交付しなければならない。
- ※大阪府都市計画法施行条例第8条第2項による事務移譲

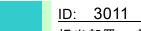
「貝塚市都市計画法施行細則による。」

「都市計画法開発許可制度の運用による。」

「所管業務事務取扱要領による。」

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	建築制限の特例の承認	
法 令 名 根 拠 条 項	都市計画法 第37条第1号	
法令番号	昭和43年法律第100号	

#### 【基準】

法第37条第1号の規定による。

(建築制限等)

- 第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の1に該当するときは、この限りでない。
  - (1) 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。
  - (2) 第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。
- ※大阪府都市計画法施行条例第8条第2項による事務移譲

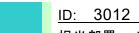
「貝塚市都市計画法施行細則による。」

「都市計画法開発許可制度の運用による。」

「所管業務事務取扱要領による。」

標準処理期間	30日
--------	-----

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日
-------	-----------	---------	---	---	---



処分の概要	地位承継の承認	
法 令 名 根 拠 条 項	都市計画法 第45条	
法令番号	昭和43年法律第100号	

### 【基準】

法第45条の規定による。

- 第45条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。
- ※大阪府都市計画法施行条例第8条第2項による事務移譲

「貝塚市都市計画法施行細則による。」

「都市計画法開発許可制度の運用による。」

「所管業務事務取扱要領による。」

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日 年 月 日
------------------	---------------

処分の概要	市街地開発事業等予定区域における建築等の許可	
法 令 名 根 拠 条 項	都市計画法 第52条の2第1項	
法令番号	昭和43年法律第100号	

#### 【基準】

法第52条の2第1項の規定による。

(建築等の制限)

- 第52条の2 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、 都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この 限りでない。
  - (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- ※大阪府都市計画法施行条例第8条第2項による事務移譲

「貝塚市都市計画法施行細則による。」

「都市計画法開発許可制度の運用による。」

「所管業務事務取扱要領による。」

標準処理期間	30日
--------	-----

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築の許可
法 令 名 根 拠 条 項	都市計画法 第53条第1項
法令番号	昭和43年法律第100号

#### 【基準】

法第53条第1項の規定による。

(建築の許可)

- 第53条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしよ うとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければ ならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
  - (1) 政令で定める軽易な行為
  - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
  - (4) 第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの
  - (5) 第12条の11に規定する道路(都市計画施設であるものに限る。)の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの
- ※大阪府都市計画法施行条例第8条第2項による事務移譲

「貝塚市都市計画法施行細則による。」

「都市計画法開発許可制度の運用による。」

「所管業務事務取扱要領による。」

標準処理期間 30	0日
-----------	----

再開発事業の計画の認定(個人施行者、組合又は再開発会社が施行する市街			
処分の概要	<b>処分の概要</b> 開発事業(施行地区の区域が市以外の区域にわたるものを除く。)に係る事務		
	限る。以下同じ。)		
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第129条の2第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		

#### 【基準】

法第129条の2及び第129条の3の規定による。

(再開発事業の計画の認定)

- 第129条の2 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附 帯する事業であつて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資す るもの(市街地再開発事業を除く。以下この章において「再開発事業」という。)を実施しよ うとする者は、国土交通省令で定めるところにより、再開発事業に関する計画(以下この章 において「再開発事業計画」という。)を作成し、都道府県知事の認定を申請することがで きる。
- 2 前項の認定(以下この章において「再開発事業計画の認定」という。)を申請しようとする 者は、あらかじめ、再開発事業計画に関係がある公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該 再開発事業計画の実施により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定 める者と協議しなければならない。
- 3 再開発事業計画の認定を申請しようとする者は、その者以外に再開発事業を実施しようとする土地の区域内の宅地又は建築物について権利を有する者があるときは、当該再開発事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもつて再開発事業計画の認定を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。
- 4 前項の場合において、宅地又は建築物について権利を有する者のうち、宅地について所有 権又は借地権を有する者及び権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有 する者以外の者を確知することができないときは、確知することができない理由を記載し た書面を添えて、再開発事業計画の認定を申請することができる。
- 5 再開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 再開発事業を実施する土地の区域(以下この章において「再開発事業区域」という。)
  - (2) 再開発事業区域内にある建築物の建築面積、延べ面積、構造方法、主たる用途、建築時期及び敷地面積
  - (3) 建築する建築物の建築面積、階数、延べ面積、構造方法、建築設備、用途及び敷地面 積
  - (4) 整備する公共施設の種類、配置及び規模
  - (5) 再開発事業の実施期間
  - (6) 再開発事業の資金計画
  - (7) その他国土交通省令で定める事項

(再開発事業計画の認定基準)

- 第129条の3 都道府県知事は、再開発事業計画の認定の申請があつた場合において、当該申請 に係る再開発事業計画が次に掲げる条件に該当すると認めるときは、再開発事業計画の認 定をすることができる。
  - (1) 再開発事業区域が第2条の3第1項第2号又は第2項の地区内にあり、次に掲げる条件に

該当すること。

- イ 当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該再開発事業区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計のおおむね2分の1以下であること又は当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該再開発事業区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね2分の1以下であること。
- (1) 政令で定める耐用年限の3分の2を経過しているもの
- (2) 災害その他の理由により(1)に掲げるものと同程度の機能低下を生じているもの
- (3) 容積率が、当該再開発事業区域に係る都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の容積率(当該再開発事業区域の全部又は一部について定められた同号に規定する用途地域に関する都市計画以外の都市計画において建築物の容積率の最高限度が定められている場合にあつては、当該最高限度の割合。次号ハにおいて「基準割合」という。)の3分の1未満であるもの
- (4) 都市計画施設である公共施設の整備に伴い除却すべきもの
  - ロ 当該再開発事業区域内に十分な公共施設がないこと、当該再開発事業区域内の土地 の利用が細分されていること等により、当該再開発事業区域内の土地の利用状況が著 しく不健全であること。
- (2) 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する計画が、第2条の3第1項第2 号又は第2項の地区の整備又は開発の計画の概要に即したものであり、かつ、次に掲げる条件に該当すること。
  - イ 建築する建築物の地階を除く階数が3以上の耐火建築物であること。
  - ロ 建築する建築物の建築面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。
  - ハ 建築する建築物の容積率の基準割合に対する割合が、国土交通省令で定める割合以 上であること。
  - 二 建築する建築物の建ペい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この号において同じ。)が、建築基準法第53条の規定により建ペい率の限度が定められている場合にあつては当該限度から国土交通省令で定める数値を減じた数値以下、同条の規定により建ペい率の限度が定められていない場合にあつては国土交通省令で定める数値以下であること。
  - ホ 道路、公園その他の公共施設が、当該再開発事業区域の良好な都市環境を形成するよ う必要な位置に適切な規模で配置されていること。
- (3) 再開発事業計画の内容が再開発事業区域について定められた都市計画に適合していること。
- (4) 再開発事業計画の内容が当該都市の機能の更新に貢献するものであること。
- (5) 再開発事業の実施期間が当該再開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (6) 再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

標準処理期間

30日

貝塚市 法適用申請に対する処分個票

処分の概要	再開発事業計画の変更の認定	
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第129条の5第1項	
法令番号	昭和44年法律第38号	

### 【基準】

法第129条の5の規定による。

(再開発事業計画の変更)

- 第129条の5 再開発事業計画の認定を受けた者(以下この章において「認定事業者」という。) は、当該再開発事業計画の認定を受けた再開発事業計画(以下この章において「認定再開発 事業計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとすると きは、都道府県知事の認定を受けなければならない。
- 2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。

※大阪府建築都市行政事務に係	る事務処理の特例に関す	る条例第6条による事務移譲

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日 令和5年7月3	最終変更年月日	年 月 日
---------------	---------	-------

ID: 3017

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	地位の承継の承認
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第129条の7
法令番号	昭和44年法律第38号

### 【基準】

法第129条の7の規定による。

(地位の承継)

第129条の7 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定再開発事業計画に係る再開発 事業区域内の土地の所有権その他当該認定再開発事業計画に係る再開発事業の実施に必要 な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認定事業者が有していた再開発 事業計画の認定に基づく地位を承継することができる。

※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	施行の認可(個人施行者、組合又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業 (施行地区の区域が市以外の区域にわたるものを除く。)に係る事務に限る。以
	下同じ。)
法 令 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第4条第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

法第4条及び第9条の規定による。

(施行の認可)

- 第4条 土地区画整理事業を第3条第1項の規定により施行しようとする者は、1人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、土地区画整理事業を施行しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 2 第3条第1項に規定する者が施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、前項に規定する認可をもつて都市計画法第59条第4項に規定する認可とみなす。ただし、同法第79条、第80条第1項、第81条第1項及び第89条第1項の規定の適用については、この限りでない。

(施行の認可の基準等)

- 第9条 都道府県知事は、第4条第1項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各 号の1に該当する事実があると認めるとき、及び次項の規定に該当するとき以外は、その認可をしなければならない。
  - (1) 申請手続が法令に違反していること。
  - (2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。
  - (3) 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。
  - (4) 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。
- 2 都道府県知事は、都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号の1に該当すると認めるときでなければ、第4条第1項に規定する認可をしてはならない。
- 3 都道府県知事は、第4条第1項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通 省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を 工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他国土 交通省令で定める事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業 については、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を 送付しなければならない。
- 4 市町村長は、第13条第4項、第103条第4項又は第124条第3項の公告の日まで、政令で定める ところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければなら ない。
- 5 第3条第1項の規定による施行者(以下「個人施行者」という。)は、第3項の公告があるまで

※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲	は、施行者と ができない。	: して、又は規準若しくは規約者	告しくは事業計画を	もつて第三者	に対抗す	ること
	※大阪府建築者	邪市行政事務に係る事務処理の	特例に関する条例	第2条による事	務移譲	
備考		30日				
	備考					
<b>設 定 年 月 日</b>	設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月日	3

処分の概要	規準又は規約及び事業計画の変更の認可
法 令 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第10条第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

法第10条の規定による。

(規準又は規約及び事業計画の変更)

- 第10条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合においては、 その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施 行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は 施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 2 個人施行者は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。
- 3 第7条の規定は事業計画を変更しようとする個人施行者について、第8条の規定は事業計画の変更についての認可を申請しようとする個人施行者について、前条の規定は第1項に規定する認可の申請があつた場合及びその認可をした場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び施行地区となるべき区域」と、前条第3項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」と、同条第5項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間	30日
備考	

処分の概要	規約の認可
法 令 名根 拠条項	土地区画整理法 第11条第4項
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

法第11条第4項の規定による。

(施行者の変動)

- 第11条 個人施行者について相続、合併その他の一般承継があつた場合において、その一般承継人が施行者以外の者であるときは、その一般承継人は、施行者となる。
- 2 施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を施行者以外の者(前項に規定する一般承継人を除く。)が承継した場合においては、その者は、施行者となる。
- 3 施行地区内の宅地について個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合(当該借地権についての一般承継に伴う混同により消滅した場合を除く。)において、その借地権の目的となつていた宅地の所有者又はその宅地の賃貸人が施行者以外の者であるときは、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人がそれぞれ施行者となる。
- 4 1人で施行する土地区画整理事業において、前3項の規定により施行者が数人となつた場合においては、その土地区画整理事業は、第3条第1項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第4条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

**標準処理期間** 30 日

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	 月	日	
------------------	---------	---	-------	---	--

処分の概要	土地区画整理事業の廃止又は終了の認可
法 令 名根 拠条項	土地区画整理法 第13条第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

設定年月日

法第13条の規定による。

(土地区画整理事業の廃止又は終了)

- 第13条 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、 その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合におい て、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施 行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 2 都道府県知事は、第6条第2項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての第117条の2第1項に規定する指定期間(第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての指定期間の終期が異なる場合においては、その終期の最も遅いもの。以下この項、第45条第3項及び第51条の13第2項において同じ。)を経過した後でなければ、前項に規定する土地区画整理事業の終了についての認可をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においても当該認可をすることができる。
- 3 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。
- 4 第9条第3項(図書の送付に係る部分を除く。)及び第5項の規定は、第1項に規定する認可を した場合の公告について準用する。この場合において、同条第5項中「施行者として、又は 規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは、「土地区画整理事業の廃止又は 終了をもつて」と読み替えるものとする。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

令和 5 年 7 月 31 日

標準処理期間	30日
備考	

最終変更年月日

年

処分の概要	組合設立の認可
	土地区画整理法 第14条第1項から第3項まで(第50条第3項に規定する場合に係るものを含む。)
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

法第14条及び第21条の規定による。

(設立の認可)

- 第14条 第3条第2項に規定する土地区画整理組合(以下「組合」という。)を設立しようとする者は、7人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 2 組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立つて組合を設立する必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、7人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 3 前項の規定により設立された組合は、都道府県知事の認可を受けて、事業計画を定めるものとする。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 4 組合が施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、第1項又は前項に 規定する認可をもつて都市計画法第59条第4項に規定する認可とみなす。第4条第2項ただし 書の規定は、この場合に準用する。

(設立の認可の基準等及び組合の成立)

- 第21条 都道府県知事は、第14条第1項から第3項までに規定する認可の申請があつた場合に おいては、次の各号(同項に規定する認可の申請にあつては、第3号を除く。)のいずれかに 該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。
  - (1) 申請手続が法令に違反していること。
  - (2) 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容 にあつては、前条第3項の規定による都道府県知事の命令を含む。)に違反していること。
  - (3) 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。
  - (4) 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第14条第1項又は第2項に規定する認可をしてはならない。
- 3 都道府県知事は、第14条第1項又は第3項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、 国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工 区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)その他国土交

通省令で定める事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

- 4 都道府県知事は、第14条第2項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通 省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他国土交通省令で定める事項を公告 しなければならない。
- 5 組合は、第14条第1項又は第2項に規定する認可により成立する。
- 6 市町村長は、第45条第5項又は第103条第4項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第3項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 組合は、第14条第1項の認可に係る第3項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは 事業計画をもつて、第4項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針を もつて、同条第3項の認可に係る第3項の公告があるまでは事業計画をもつて、組合員その他 の第三者に対抗することができない。

※大阪府建築都市行政事務に係	そろ事務処理の	特例に関する	条例第2条によ	ろ事務移譲
	ハンナルルペエッ			O T 1/1/1/2 HX

標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	令和 5 年 7 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更認可
法 令 名根 拠条項	
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

法第39条の規定による。

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

- 第39条 組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 2 第7条の規定は事業計画を変更しようとする組合について、第18条の規定は新たに施行地区となるべき区域がある場合における事業計画又は事業基本方針の変更についての認可を申請しようとする組合について、第19条の規定はこの項において準用する第18条に規定する同意を得ようとする組合及び新たに施行地区となるべき区域の公告があつた場合における借地権の申告について、第19条の2の規定は事業基本方針の変更についての認可を受けて事業計画を定めようとする組合について、第20条の規定は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について前項に規定する認可の申請があつた場合について、第21条第1項、第2項及び第6項の規定は前項に規定する認可の申請があつた場合又は同項に規定する認可をした場合について準用する。この場合において、第18条及び第19条中「施行地区となるべき区域」とあるのは「新たに施行地区となるべき区域」と、第20条第1項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「新行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第21条第6項中「第3項」とあるのは「第39条第4項」と読み替えるものとする。
- 3 組合は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、定款又は事業計画若しくは事業基本方針 を変更しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その変更についてその 債権者の同意を得なければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項に規定する認可(第14条第1項又は第3項に規定する認可に係る定款 又は事業計画の変更についてのものに限る。)をした場合においては、遅滞なく、国土交通 省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分け る場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)その他国土交通省令で 定める事項についての変更に係る事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土 地区画整理事業については、国土交通大臣及び関係市町村長に変更に係る施行地区又は設 計の概要を表示する図書を送付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第1項に規定する認可(第14条第2項に規定する認可に係る定款又は事業 基本方針の変更についてのものに限る。)をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令 で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他国土交通省令で定める事項についての 変更に係る事項を公告しなければならない。
- 6 組合は、前2項の公告があるまでは、定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更をもつて、その変更について第1項に規定する認可があった際に従前から組合員であった者以外の第三者に対抗することができない。

# 貝塚市 法適用申請に対する処分個票

※大阪府建築都	市行政事務に係る事務処理の特	<b>持例に関する条例</b>	第2条による	事務移譲	
標準処理期間	30日				
備考					
	T		T		
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	組合解散の認可
法 令 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第45条第2項
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

法第45条の規定による。

(解散)

- 第45条 組合は、左の各号に掲げる事由に因り解散する。
  - (1) 設立についての認可の取消
  - (2) 総会の議決
  - (3) 定款で定めた解散事由の発生
  - (4) 事業の完成又はその完成の不能
  - (5) 合併
  - (6) 事業の引継
- 2 組合は、前項第2号から第4号までの1に掲げる事由により解散しようとする場合においては、その解散について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第16条第1項において準用する第6条第2項の規定により事業計画に住宅 先行建設区が定められている場合においては、第85条の2第5項の規定により指定された宅 地についての第117条の2第1項に規定する指定期間を経過した後でなければ、前項に規定す る認可(事業の完成の不能による解散その他事業の廃止による解散についての認可を除 く。)をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等によ り施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、 指定期間内においてもその認可をすることができる。
- 4 組合は、第1項第2号から第4号までの1に掲げる事由に因り解散しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その解散についてその債権者の同意を得なければならない。
- 5 都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消した場合又は第2項に規定する認可 をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間 30日

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---	---	---	--

# ID: 3028

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	決算報告書の承認
法 令 名根 拠条項	土地区画整理法 第49条
法令番号	昭和29年法律第119号

### 【基準】

法第49条の規定による。

(決算報告)

第49条 清算人は、清算事務が終つた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、 遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員 に報告しなければならない。

※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	施行の認可
法 令 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第51条の2第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

法第51条の2及び第51条の9の規定による。

(施行の認可)

- 第51条の2 土地区画整理事業を第3条第3項の規定により施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の申請は、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 2 第3条第3項に規定する者が施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、前項に規定する認可をもつて都市計画法第59条第4項に規定する認可とみなす。第4条第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(施行の認可の基準等)

- 第51条の9 都道府県知事は、第51条の2第1項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。
  - (1) 申請者が第3条第3項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社でないこと。
  - (2) 申請手続が法令に違反していること。
  - (3) 規準又は事業計画の決定手続又は内容が法令(前条第3項の規定による都道府県知事の命令を含む。)に違反していること。
  - (4) 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。
  - (5) 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第51条の2第1項に規定する認可をしてはならない。
- 3 都道府県知事は、第51条の2第1項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土 交通省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区 に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他国土交通 省令で定める事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業につ いては、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付 しなければならない。
- 4 市町村長は、第51条の13第4項において準用する前項、第103条第4項又は第125条の2第5項 の公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公 衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 第3条第3項の規定による施行者(以下「区画整理会社」という。)は、第3項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができな

۱۰ <sub>۰</sub>				
※大阪府建築都	『市行政事務に係る事務処理の特	寺例に関する条例	第2条による事	孫移譲
標準処理期間	30日			
備考				
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月 日

処分の概要	規準又は事業計画の変更認可
法 令 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第51条の10第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

法第51条の10の規定による。

(規準又は事業計画の変更)

- 第51条の10 区画整理会社は、規準又は事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、区画整理会社がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 2 第7条の規定は事業計画を変更しようとする区画整理会社について、第51条の6の規定は規 準又は事業計画の変更についての認可を申請しようとする区画整理会社について、第51条 の7の規定は新たに施行地区となるべき区域がある場合にこの項において準用する第51条 の6に規定する同意を得ようとする区画整理会社及び新たに施行地区となるべき区域の公 告があつた場合における借地権の申告について、第51条の8の規定は規準又は事業計画の変 更(政令で定める軽微な変更を除く。)について前項に規定する認可の申請があつた場合に ついて、前条の規定は同項に規定する認可の申請があつた場合又は同項に規定する認可を した場合について準用する。この場合において、第51条の6、第51条の7第1項及び第51条の 8第1項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき 区域」と、第51条の6中「者及び」とあるのは「者並びに」と、第51条の7第2項中「第51条 の6」とあるのは「第51条の10第2項において準用する第51条の6」と、前条第1項第1号中「で ないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第3号及び第4号中「施行地区 となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とする」と、 同条第3項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区 及び設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」と、同条第5項中「施 行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準又は事業計画の変更を もつて」と読み替えるものとする。
- 3 区画整理会社は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規準又は事業計画を変更しようとする場合において、その区画整理会社に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	区画整理会社の合併又は事業の譲渡等の認可
法 令 名根 拠条項	土地区画整理法 第51条の11第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

法第51条の11の規定による。

(区画整理会社の合併又は事業の譲渡等)

- 第51条の11 区画整理会社の合併若しくは分割又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受けは、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 第51条の2第1項後段の規定は前項に規定する認可の申請をしようとする者について、第51条の9の規定は同項に規定する認可の申請があつた場合又は同項に規定する認可をした場合について準用する。この場合において、第51条の2第1項後段中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区」と、第51条の9第1項中「次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき」とあるのは「次の各号(第3号及び第4号を除く。)のいずれかに該当する事実があると認めるとき又は規準若しくは事業計画の変更を伴うとき」と、同項第1号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第3号及び第4号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」とする」と読み替えるものとする。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

**標準処理期間** 30 日

備考

処分の概要	土地区画整理事業の廃止又は終了の認可
法 令 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第51条の13第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

法第51条の13の規定による。

(土地区画整理事業の廃止又は終了)

- 第51条の13 区画整理会社は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、区画整理会社がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 2 都道府県知事は、第51条の4において準用する第6条第2項の規定により事業計画に住宅先 行建設区が定められている場合においては、第85条の2第5項の規定により指定された宅地 についての第117条の2第1項に規定する指定期間を経過した後でなければ、前項に規定する 土地区画整理事業の終了についての認可をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換 地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がな いと認められる場合においては、指定期間内においても当該認可をすることができる。
- 3 区画整理会社は、土地区画整理事業を廃止しようとする場合において、その区画整理会社に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。
- 4 第51条の9第3項(図書の送付に係る部分を除く。)及び第5項の規定は、第1項に規定する認可をした場合の公告について準用する。この場合において、同条第5項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて」とあるのは、「土地区画整理事業の廃止又は終了をもつて」と読み替えるものとする。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間	30日
備考	

担当部署: 担当部署未定

	建築行為等の許可(市の区域にあっては、個人施行者、組合若しくは区画整理会
処分の概要	社が施行し、又は市が法第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業に
	係る事務を除く。)
法 令 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第76条第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

法第76条の規定による。

(建築行為等の制限)

- 第76条 次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。
  - (1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告 又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」とい う。)についての認可の公告
  - (2) 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告
  - (3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告
  - (4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告
  - (5) 機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、 施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告
- 2 都道府県知事等は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項に規定する許可をする場合において、土地区画 整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付する ことができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課 するものであつてはならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した 条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物 その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地 区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回 復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずること ができる。
- 5 前項の規定により土地の原状回復を命じ、又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣又は都道府県知事等

		貝塚市	法適用甲請に対する処分個票
は、その措置を	自ら行い、又はその命じた者若し	くは委任した者	にこれを行わせることがで
きる。この場合し	においては、相当の期限を定め <sup>~</sup>	て、これを原状回	]復し、又は移転し、若しく
は除却すべき旨	及びその期限までに原状回復し	、又は移転し、	告しくは除却しないときは、
国土交通大臣若	しくは都道府県知事等又はその	命じた者若しく	は委任した者が、原状回復
し、又は移転し	、若しくは除却する旨をあらか	じめ公告しなけれ	ればならない。
※大阪府建築都市	行政事務に係る事務処理の特例	に関する条例第2	条による事務移譲
標準処理期間	30日		
備考			

最終変更年月日

年 月 日

設定年月日

令和5年7月31日

処分の概要	換地計画の認可
法 令 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第86条第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

法第86条の規定による。

(換地計画の決定及び認可)

- 第86条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 個人施行者、組合又は区画整理会社が前項の規定による認可の申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 3 施行地区が工区に分かれている場合においては、第1項の換地計画は、工区ごとに定めることができる。
- 4 都道府県知事は、第1項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。
  - (1) 申請手続が法令に違反していること。
  - (2) 換地計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。
  - (3) 換地計画の内容が事業計画の内容と抵触していること。
- 5 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区(都市再開発法第2条第3号に規定する施行地区をいう。)が含まれている場合においては、当該市街地再開発事業の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、第1項に規定する認可をしてはならない。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間	30日
備考	

処分の概要	換地計画の変更の認可
法 令 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第97条第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

#### 【基準】

法第97条の規定による。

(換地計画の変更)

- 第97条 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社がその申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 2 第8条の規定は換地計画を変更しようとする個人施行者について、第86条第4項及び第5項 の規定は個人施行者から前項に規定する認可の申請があつた場合について準用する。この 場合において、第8条第1項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「換地計画に係る区 域」と読み替えるものとする。
- 3 第51条の6の規定は換地計画を変更しようとする区画整理会社について、第86条第4項及び 第5項の規定は個人施行者以外の施行者から第1項に規定する認可の申請があつた場合につ いて、第88条第2項から第7項までの規定は個人施行者以外の施行者が換地計画を変更しよ うとする場合(政令で定める軽微な又は形式的な変更をしようとする場合を除く。)につい て準用する。この場合において、第51条の6中「施行地区となるべき区域」とあるのは「換 地計画に係る区域」と、第88条第2項中「その換地計画」とあるのは「その換地計画の変更 に係る部分」と読み替えるものとする。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間	30日
備老	

	定款及び事業基本方針の変更の認可(個人施行者、組合又は事業会社が施行する
処分の概要	防災街区整備事業(施行地区の区域が市以外の区域にわたるものを除く。)に係
	る事務に限る。以下同じ。)
法 令 名 根 拠 条 項	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第78条第2項
法令番号	平成9年法律第49号

#### 【基準】

法第78条の規定による。

(総会の議決事項)

- 第78条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 事業基本方針の変更
  - (3) 規約の設定、変更又は廃止
  - (4) 毎事業年度の事業計画の設定又は変更
  - (5) 経費の賦課及び徴収の方法
  - (6) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案
- 2 定款及び事業基本方針の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第93条第2項及び第94条の規定は、前項の規定により認可を受ける場合について準用する。
- 4 計画整備組合の地区に係る定款の変更については、前項に規定するもののほか、第88条の規定を準用する。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第11条による事務移譲

標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	<del></del> 月	日	

処分の概要	設立の認可
法 令 名 根 拠 条 項	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第93条第1項
法令番号	平成9年法律第49号

#### 【基準】

法第93条の規定による。

(設立の認可の申請)

- 第93条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、定款及び事業基本方針並びに事業計画を都道府県知事に提出して設立の認可を申請しなければならない。
- 2 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、計画整備組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

- 第94条 都道府県知事は、前条第1項の規定による設立の認可の申請があった場合において、 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認可をしてはならない。
  - (1) 設立の手続又は定款若しくは事業基本方針の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。
  - (2) 計画整備組合の行う事業のために必要な経済的基礎を欠く等事業基本方針に記載される事項を達成することが著しく困難であると認められるとき。
  - (3) 地区の全部又は一部が他の計画整備組合の地区と重複することとなるとき。
- 2 都道府県知事は、前項の設立の認可をしようとするときは、あらかじめ、促進地区内防災 街区整備地区計画の都市計画を定めた者の意見を聴かなければならない。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第11条による事務移譲

標準処理期間	30日
備考	

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日 年 月 日
------------------	---------------

処分の概要	解散の認可
法 令 名 根 拠 条 項	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第97条第2項
法令番号	平成9年法律第49号

### 【基準】

法第97条の規定による。

(解散の事由)

- 第97条 計画整備組合は、次に掲げる事由によって解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 計画整備組合の合併
  - (3) 計画整備組合についての破産手続開始の決定
  - (4) 定款で定める存立時期の満了
  - (5) 第108条の規定による解散の命令
- 2 解散の決議は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第93条第2項及び第94条第1項第1号の規定は、前項の認可の申請があった場合について準用する。
- 4 計画整備組合は、第1項各号に掲げる事由のほか、組合員が3人未満になったことにより解散する。
- 5 計画整備組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第11条による事務移譲

標準処理期間	30日
備考	

処分の概要	合併の認可
法 令 名 根 拠 条 項	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第98条第2項
法令番号	平成9年法律第49号

## 【基準】

法第98条の規定による。

(合併の手続)

- 第98条 計画整備組合が合併しようとするときは、各計画整備組合の総会において合併を議決しなければならない。
- 2 合併をするには、定款及び事業基本方針を都道府県知事に提出して合併の認可を申請しなければならない。
- 3 第93条第2項及び第94条の規定は、前項の認可の申請があった場合について準用する。
- 4 第82条の規定は、計画整備組合の合併について準用する。

標準処理期間	30日
備考	

宅地造成に関する工事の許可(市街化区域内において行われる宅地造成に関		
処分の概要   る工事(当該工事の区域が当該市街化区域外にわたるもの及び市以外の区域に		
	わたるものを除く。)に係るものに限る。以下同じ。)	
法 令 名根 拠条項	宅地造成等規制法 第8条第1項本文	
法令番号	昭和36年法律第191号	

#### 【基準】

法第8条及び第9条の規定による。

(宅地造成に関する工事の許可)

- 第8条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる当該許可の内容(同法第35条の2第5項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項本文の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定 に適合しないと認めるときは、同項本文の許可をしてはならない。
- 3 都道府県知事は、第1項本文の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を 付することができる。

(宅地造成に関する工事の技術的基準等)

- 第9条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に 委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を 有する者の設計によらなければならない。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲
- ※宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例とされている工事等の規制に限る。

「貝塚市宅地造成等規制法施行細則による。」

「擁壁構造設計指針による。」

「所管業務事務取扱要領による。」

標準処理期間	30 ⊨
--------	------

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	変更の許可
法令名根拠条項	宅地造成等規制法 第12条第1項
法令番号	昭和36年法律第191号

### 【基準】

法第12条の規定による。

(変更の許可等)

- 第12条 第8条第1項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画 の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を 受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、 この限りでない。
- 2 第8条第1項本文の許可を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第8条第2項及び第3項並びに前3条の規定は、第1項の許可について準用する。
- 4 第1項又は第2項の場合における次条の規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規 定による届出に係る変更後の内容を第8条第1項本文の許可の内容とみなす。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲
- ※宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例とされている工事等の規制に限る。

「貝塚市宅地造成等規制法施行細則による。」

「擁壁構造設計指針による。」

「所管業務事務取扱要領による。」

標準処理期間	30日		

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	 月	日	
--------------	---------	---	-------	---	--

処分の概要	検査済証の交付
法 令 名 根 拠 条 項	宅地造成等規制法 第13条
法令番号	昭和36年法律第191号

### 【基準】

法第13条の規定による。

(工事完了の検査)

- 第13条 第8条第1項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その工事が第9条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第9条第1項の規定に適合していると認めた場合 においては、国土交通省令で定める様式の検査済証を第8条第1項本文の許可を受けた者に 交付しなければならない。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲
- ※宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例とされている工事等の規制に限る。

「貝塚市宅地造成等規制法施行細則による。」

「擁壁構造設計指針による。」

「所管業務事務取扱要領による。」

標準処理期間	30日
--------	-----

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	住宅街区整備事業の施行の認可(個人施行者又は組合が施行する住宅街区整備事業(施行地区の区域が市以外の区域にわたるものを除く。)に係る事務に限る。 以下同じ。)
法令名根拠条項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第33条 第1項
法令番号	昭和50年法律第67号

#### 【基準】

法第33条の規定による。

(施行の認可)

設定年月日

- 第33条 第29条第1項の規定により住宅街区整備事業を施行しようとする者は、1人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあっては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、その住宅街区整備事業の施行について都府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 前項の規定による認可の申請は、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して 行わなければならない。
- 3 都府県知事は、第1項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 第29条第1項の規定による施行者(以下この章及び第8章において「個人施行者」という。) が施行区域内の土地について施行する住宅街区整備事業については、第1項の規定による認 可をもつて都市計画法第59条第4項の規定による認可とみなす。ただし、同法第79条、第80 条第1項、第81条第1項及び第89条第1項の規定の適用については、この限りでない。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第7条第7号による事務移譲

30日

最終変更年月日

年

月

日

令和5年7月31日

処分の概要	規準又は規約及び事業計画の変更の認可
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第36条 において準用する土地区画整理法第10条第1項
法令番号	昭和50年法律第67号

#### 【基準】

準用する土地区画整理法第10条の規定による。

(規準又は規約及び事業計画の変更)

- 第10条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合においては、 その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施 行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は 施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 2 個人施行者は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。
- 3 第7条の規定は事業計画を変更しようとする個人施行者について、第8条の規定は事業計画の変更についての認可を申請しようとする個人施行者について、前条の規定は第1項に規定する認可の申請があつた場合及びその認可をした場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び施行地区となるべき区域」と、前条第3項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」と、同条第5項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第7条第9号による事務移譲

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日
政 化 十 月 日	中作り十八月 31 日	取彩多史十月口	

処分の概要	施行者の変動の認可
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第36条 において準用する土地区画整理法第11条第4項
法令番号	昭和50年法律第67号

## 【基準】

準用する土地区画整理法第11条第4項の規定による。

(施行者の変動)

#### 第11条

4 1人で施行する土地区画整理事業において、前3項の規定により施行者が数人となつた場合においては、その土地区画整理事業は、第3条第1項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第4条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。

※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第7条第10号による事務移譲

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	廃止又は終了の認可
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第36条 において準用する土地区画整理法第13条第1項
法令番号	昭和50年法律第67号

#### 【基準】

設定年月日

準用する土地区画整理法第13条の規定による。

(土地区画整理事業の廃止又は終了)

- 第13条 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、 その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合におい て、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施 行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 2 都道府県知事は、第6条第2項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての第117条の2第1項に規定する指定期間(第85条の2第5項の規定により指定された宅地についての指定期間の終期が異なる場合においては、その終期の最も遅いもの。以下この項、第45条第3項及び第51条の13第2項において同じ。)を経過した後でなければ、前項に規定する土地区画整理事業の終了についての認可をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においても当該認可をすることができる。
- 3 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。
- 4 第9条第3項(図書の送付に係る部分を除く。)及び第5項の規定は、第1項に規定する認可を した場合の公告について準用する。この場合において、同条第5項中「施行者として、又は 規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは、「土地区画整理事業の廃止又は 終了をもつて」と読み替えるものとする。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第7条第13号による事務移譲

標準処理期間	30日
備考	

最終変更年月日

年

令和5年7月31日

処分の概要	設立の認可
法 令 名 根 拠 条 項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第37条 第1項
法令番号	昭和50年法律第67号

#### 【基準】

法第37条の規定による。

(設立の認可)

- 第37条 第29条第2項に規定する住宅街区整備組合(以下この章において「組合」という。)を 設立しようとする者は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定め るところにより、その組合の設立について都府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 第33条第2項及び第3項の規定は、都府県知事が前項の規定による認可をしようとする場合について準用する。
- 3 組合が施行区域内の土地について施行する住宅街区整備事業については、第1項の規定による認可をもつて都市計画法第59条第4項の規定による認可とみなす。第33条第4項ただし 書の規定は、この場合について準用する。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第7条第14号による事務移譲

**標準処理期間** 30 日

備考

処分の概要
 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
 法令名根拠条項
 法令番号
 昭和50年法律第67号

定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第51条において準用する土地区画整理法第39条第1項(第51条において準用する土地区画整理法第50条第4項に規定する場合を含む。)

## 【基準】

準用する土地区画整理法第39条の規定による。

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

- 第39条 組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 2 第7条の規定は事業計画を変更しようとする組合について、第18条の規定は新たに施行地区となるべき区域がある場合における事業計画又は事業基本方針の変更についての認可を申請しようとする組合について、第19条の規定はこの項において準用する第18条に規定する同意を得ようとする組合及び新たに施行地区となるべき区域の公告があつた場合における借地権の申告について、第19条の2の規定は事業基本方針の変更についての認可を受けて事業計画を定めようとする組合について、第20条の規定は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について前項に規定する認可の申請があつた場合について、第21条第1項、第2項及び第6項の規定は前項に規定する認可の申請があつた場合又は同項に規定する認可をした場合について準用する。この場合において、第18条及び第19条中「施行地区となるべき区域」とあるのは「新たに施行地区となるべき区域」と、第20条第1項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「新たに施行地区となるべき区域」と、第20条第1項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「第39条第4項」と読み替えるものとする。
- 3 組合は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、定款又は事業計画若しくは事業基本方針 を変更しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その変更についてその 債権者の同意を得なければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項に規定する認可(第14条第1項又は第3項に規定する認可に係る定款 又は事業計画の変更についてのものに限る。)をした場合においては、遅滞なく、国土交通 省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分け る場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)その他国土交通省令で 定める事項についての変更に係る事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土 地区画整理事業については、国土交通大臣及び関係市町村長に変更に係る施行地区又は設 計の概要を表示する図書を送付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第1項に規定する認可(第14条第2項に規定する認可に係る定款又は事業 基本方針の変更についてのものに限る。)をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令 で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他国土交通省令で定める事項についての 変更に係る事項を公告しなければならない。
- 6 組合は、前2項の公告があるまでは、定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更をもつて、その変更について第1項に規定する認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の第三者に対抗することができない。

# 貝塚市 法適用申請に対する処分個票

※大阪府建築都	市行政事務に係る事務処理の特	<b>持例に関する条例</b>	第7条第21号に	よる事務	务移譲
135 245 An TO HORE	00 П				
標準処理期間	30日				
備考					
	1		T		
設定年月日	令和 5 年 7 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	解散の認可
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第51条 において準用する土地区画整理法第45条第2項
法令番号	昭和50年法律第67号

#### 【基準】

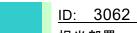
準用する土地区画整理法第45条の規定による。

(解散)

- 第45条 組合は、左の各号に掲げる事由に因り解散する。
  - (1) 設立についての認可の取消
  - (2) 総会の議決
  - (3) 定款で定めた解散事由の発生
  - (4) 事業の完成又はその完成の不能
  - (5) 合併
  - (6) 事業の引継
- 2 組合は、前項第2号から第4号までの1に掲げる事由により解散しようとする場合においては、その解散について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第16条第1項において準用する第6条第2項の規定により事業計画に住宅 先行建設区が定められている場合においては、第85条の2第5項の規定により指定された宅 地についての第117条の2第1項に規定する指定期間を経過した後でなければ、前項に規定す る認可(事業の完成の不能による解散その他事業の廃止による解散についての認可を除 く。)をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等によ り施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、 指定期間内においてもその認可をすることができる。
- 4 組合は、第1項第2号から第4号までの1に掲げる事由に因り解散しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その解散についてその債権者の同意を得なければならない。
- 5 都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消した場合又は第2項に規定する認可 をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第7条第26号による事務移譲

標準処理期間	30日

<b>設定年月日</b>	<b>最終変更年月日</b>	年 .	月日
--------------	----------------	-----	----



処分の概要	決算報告の承認
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第51条 において準用する土地区画整理法第49条
法令番号	昭和50年法律第67号

# 【基準】

準用する土地区画整理法第49条の規定による。

(決算報告)

第49条 清算人は、清算事務が終つた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、 遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員 に報告しなければならない。

※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第7条第30号による事務移譲

標準処理期間

30日

処分の概要	換地計画の認可
法 令 名 根 拠 条 項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第72条 第1項
法令番号	昭和50年法律第67号

## 【基準】

法第72条の規定による。

(換地計画の決定及び認可)

- 第72条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、市町村、機構又は地方公社であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 土地区画整理法第86条第2項から第4項までの規定は、前項の換地計画について準用する。

※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第7条第34号による事務移譲

**標準処理期間** 30 日

備考

処分の概要	換地計画の変更の認可
法 令 名 根 拠 条 項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第81条 第1項
法令番号	昭和50年法律第67号

## 【基準】

法第81条の規定による。

(換地計画の変更)

- 第81条 個人施行者、組合、市町村、機構又は地方公社は、換地計画を変更しようとするとき (政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、国土交通省令で定めるところに より、その換地計画の変更について都府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 土地区画整理法第97条第1項後段、第2項及び第3項の規定は、換地計画の変更について準用 する。

※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関す	↑る条例第7条第35号による事務移譲
---------------------------	--------------------

**標準処理期間** 30日 備考

M 7

処分の概要	管理規約の認可
法 令 名 根 拠 条 項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第100 条第1項
法令番号	昭和50年法律第67号

## 【基準】

法第100条の規定による。

(建物の区分所有等に関する法律の特例等)

- 第100条 施行者は、政令で定めるところにより、施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者が個人施行者、組合、機構又は地方公社であるときは、政令で定めるところにより、その管理規約について都府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 前項の管理規約は、建物の区分所有等に関する法律第30条第1項の規約とみなす。

	※大阪府建築都市行政事務は	系ろ事務処理の特例に	こ関する条例第7条第53号による事務移記	瀼
--	---------------	------------	----------------------	---

処分の概要	事業の認可
法 令 名根 拠条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第52条
法令番号	平成13年法律第26号

#### 【基準】

法第52条及び第54条の規定による。

(事業の認可及び借地借家法の特例)

- 第52条 自ら居住するため住宅を必要とする高齢者(60歳以上の者であって、賃借人となる者以外に同居する者がないもの又は同居する者が配偶者若しくは60歳以上の親族(配偶者を除く。以下この章において同じ。)であるものに限る。以下この章において同じ。)又は当該高齢者と同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたって住宅を賃貸する事業を行おうとする者(以下「終身賃貸事業者」という。)は、当該事業について都道府県知事(機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあっては、国土交通大臣。以下この章において同じ。)の認可を受けた場合においては、公正証書による等書面によって契約をするときに限り、借地借家法(平成3年法律第90号)第30条の規定にかかわらず、当該事業に係る建物の賃貸借(1戸の賃貸住宅の賃借人が2人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借)について、賃借人が死亡した時に終了する旨を定めることができる。
- 2 前項の規定による建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によってされた ときは、当該契約は、書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用する。 (認可の基準)
- 第54条 都道府県知事は、第52条第1項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る 事業が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認可をすることができる。
  - (1) 賃貸住宅が、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - イ 賃貸住宅の規模及び設備(加齢対応構造等であるものを除く。)が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
    - ロ 賃貸住宅の加齢対応構造等が、段差のない床、浴室等の手すり、介助用の車椅子で移動できる幅の廊下その他の加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下を補い高齢者が日常生活を支障なく営むために必要な構造及び設備の基準として国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
  - (2) 賃貸住宅において、公正証書による等書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。第57条において同じ。)によって契約をする建物の賃貸借(一戸の賃貸住宅の賃借人が2人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借)であって賃借人の死亡に至るまで存続し、かつ、賃借人が死亡した時に終了するもの(以下「終身建物賃貸借」という。)をするものであること。ただし、賃借人を仮に入居させるために、終身建物賃貸借に先立ち、定期建物賃貸借(借地借家法第38条第1項の規定による建物賃貸借をいい、1年以内の期間を定めたものに限る。次号において同じ。)をする場合は、この限りでない。
  - (3) 賃貸住宅の賃借人となろうとする者(一戸の賃貸住宅の賃借人となろうとする者が2 人以上であるときは、当該賃借人となろうとする者の全て)から仮に入居する旨の申出が あった場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物 賃貸借をするものであること。

- (4) 賃貸住宅の賃貸の条件が、権利金その他の借家権の設定の対価を受領しないものであることその他国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
- (5) 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受領せず、かつ、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないものであること。
- (6) 前号の前払金を受領する場合にあっては、当該前払金の算定の基礎が書面で明示されるものであり、かつ、当該前払金について終身賃貸事業者が返還債務を負うこととなる場合に備えて国土交通省令で定めるところにより必要な保全措置が講じられるものであること。
- (7) 第2号から前号までに掲げるもののほか、賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- (8) その他基本方針(当該事業が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、当該事業が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域(当該市町村の区域を除く。)内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画。第65条において同じ。)に照らして適切なものであること。

 ID: 3071

# 担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	事業の変更の認可
法 令 名 根 拠 条 項	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第56条第1項
法令番号	平成13年法律第26号

## 【基準】

第56条の規定による。

(事業の変更)

- 第56条 第52条第1項の認可を受けた終身賃貸事業者は、当該認可を受けた事業の変更(国土 交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事 の認可を受けなければならない。
- 2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第12条による事務移譲

用つ

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	 月	日	
-------	-----------	---------	---	-------	---	--

<b>処分の概要</b> 認可事業者による終身建物賃貸借の解約の承認	
法 令 名 根 拠 条 項	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第58条第1項
法令番号	平成13年法律第26号

### 【基準】

法第58条の規定による。

(認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申入れ)

- 第58条 終身建物賃貸借においては、認可事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、都道府県知事の承認を受けて、当該賃貸借の解約の申入れをすることができる。
  - (1) 認可住宅の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃の価額その他の事情に 照らし、当該認可住宅を、第54条第1号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び 設備を有する賃貸住宅として維持し、又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要 するに至ったとき。
  - (2) 賃借人(1戸の認可住宅に賃借人が2人以上いるときは、当該賃借人の全て)が認可住宅 に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、当該認可住 宅を適正に管理することが困難となったとき。
- 2 借地借家法第28条の規定は、前項の解約の申入れについては、適用しない。

×	大阪 存建 筑 恕 礻	:行政事務に	核ス重数加冊	の特例に関する	冬個第19冬に	よる事務移譲
· '^	八队队队争绕和川	11 1 以 書 俗 に	- 1ポる) 書が光火い年(	ノノイナイグリ (c   美  9 る) fi	米別男12米に	よる事務物議

標準処理期間	30日
備考	

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日 年 月 日
------------------	---------------

処分の概要	地位の承継の承認
法 令 名 根 拠 条 項	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第67条第3項
法令番号	平成13年法律第26号

# 【基準】

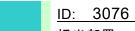
法第67条の規定による。

(地位の承継)

- 第67条 認可事業者の一般承継人は、当該認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位 を承継する。
- 2 前項の規定により事業の認可に基づく地位を承継した者は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 認可事業者から認可住宅の敷地の所有権その他当該認可住宅の整備及び管理に必要な権 原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認可事業者が有していた事業の認可 に基づく地位を承継することができる。

※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第12条による事務移譲

**標準処理期間** 30 日 備考



処分の概要	優良宅地の認定(個人・短期)	
法 令 名 根 拠 条 項	租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ	
法令番号	昭和32年法律第26号	

### 【基準】

法第28条の4第3項第5号イの規定による。

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)

#### 第28条の4

- 3 第1項の規定は、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところ により証明がされたものについては、適用しない。
  - (5) その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人が造成した一団の宅地 (その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲 渡で、次に掲げる要件(当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イ に掲げる要件)に該当するもの
    - イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて 政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、その造成が当該 認定の内容に適合していること。
    - ロ 当該譲渡が前号イ及びハに掲げる要件に該当するものであること。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

「貝塚市土地譲渡益重課税制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅地等事務施行 細則による。」

標準処理期間	30日
備考	

処分の概要	優良住宅の認定(個人・短期)
法 令 名根 拠条項	租税特別措置法 第28条の4第3項第6号
法令番号	昭和32年法律第26号

### 【基準】

法第28条の4第3項第6号の規定による。

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)

#### 第28条の4

- 3 第1項の規定は、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところ により証明がされたものについては、適用しない。
  - (6) 個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

「貝塚市土地譲渡益重課税制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅地等事務施行 細則による。」

標準処理期間	30日
--------	-----

<b>設定年月日</b>	<b>最終変更年月日</b> 年 月 日
--------------	----------------------

処分の概要	優良宅地の認定(個人・長期)	
法 令 名 根 拠 条 項	租税特別措置法 第31条の2第2項第14号ハ	
法令番号	昭和32年法律第26号	

#### 【基準】

法第31条の2第2項第14号ハの規定による。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例) 第31条の2

- 2 前項に規定する優良住宅地等のための譲渡とは、次に掲げる土地等の譲渡に該当すること につき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。
  - (14) その宅地の造成につき都市計画法第29条第1項の許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地(次に掲げる要件を満たすものに限る。)の造成を行う個人(当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該造成を行う場合には、その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。第5項において同じ。)又は法人(当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第2条第12号に規定する合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第12号の3に規定する分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。第5項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(第6号から第9号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。)
    - イ 当該一団の宅地の面積が1000平方メートル(政令で定める区域内の当該一団の宅地 の面積にあつては、政令で定める面積)以上のものであること。
    - ロ 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において造成されるものであること。
    - ハ 当該一団の宅地の造成が、住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、当該認定の内容に適合して行われると認められるものであること。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

「貝塚市土地譲渡益重課税制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅地等事務施行 細則による。」

標準処理期間	30日

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---	---	---	--

処分の概要
 優良宅地の認定(個人・長期)
 法 令 名 根拠条項
 租税特別措置法 第31条の2第2項第15号ニ
 法 令 番 号 昭和32年法律第26号

#### 【基準】

法第31条の2第2項第15号ニの規定による。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例) 第31条の2

- 2 前項に規定する優良住宅地等のための譲渡とは、次に掲げる土地等の譲渡に該当すること につき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。
  - (15) 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅(それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。)の建設を行う個人(当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第5項において同じ。)又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第2条第12号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第12号の3に規定する分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び同項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(第6号から第10号まで又は前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

イ 一団の住宅にあつてはその建設される住宅の戸数が25戸以上のものであること。

- ロ 中高層の耐火共同住宅にあつては住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第1項に規定する建物の部分に相当するものをいう。)が15以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が1000平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。
- ハ 前号口に規定する都市計画区域内において建設されるものであること。
- ニ 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1000平方メートル未満のものにあつては、市町村長)の認定を受けたものであること。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

「貝塚市土地譲渡益重課税制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅地等事務施行 細則による。」

標準処理期間

30日

# 貝塚市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	<b>活要</b> 優良宅地の認定(法人・長期)	
法 令 名根 拠条項	租税特別措置法 第62条の3第4項第14号ハ	
法令番号	昭和32年法律第26号	

#### 【基準】

法第62条の3第4項第14号ハの規定による。

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

#### 第62条の3

- 4 第1項の規定は、法人が、平成4年1月1日から令和7年12月31日までの間に、その有する土地 等(棚卸資産に該当するものを除く。以下第9項まで及び第11項において同じ。)の譲渡をし た場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務 省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。
  - (14) その宅地の造成につき都市計画法第29条第1項の許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地(次に掲げる要件を満たすものに限る。)の造成を行う個人(当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該造成を行う場合には、その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。第7項において同じ。)又は法人(当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。第7項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(第6号から第9号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。)
    - イ 当該一団の宅地の面積が1000平方メートル(政令で定める区域内の当該一団の宅地 の面積にあつては、政令で定める面積)以上のものであること。
    - ロ 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において造成されるものであるこ
    - ハ 当該一団の宅地の造成が、住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、当該認定の内容に適合して行われると認められるものであること。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

「貝塚市土地譲渡益重課税制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅地等事務施行 細則による。」

標準処理期間

30日

貝塚市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------	---------	---	---	---	--

処分の概要	優良住宅の認定(法人・長期)
法 令 名根 拠条項	租税特別措置法 第62条の3第4項第15号ニ
法令番号	昭和32年法律第26号

#### 【基準】

法第62条の3第4項第15号ニの規定による。

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

#### 第62条の3

- 4 第1項の規定は、法人が、平成4年1月1日から令和7年12月31日までの間に、その有する土地 等(棚卸資産に該当するものを除く。以下第9項まで及び第11項において同じ。)の譲渡をし た場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務 省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。
  - (15) 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅(それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。)の建設を行う個人(当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第7項において同じ。)又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。同号及び同項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(第6号から第10号まで又は前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)
    - イ 一団の住宅にあつては、その建設される住宅の戸数が25戸以上のものであること。
    - ロ 中高層の耐火共同住宅にあつては、住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律第2条第1項に規定する建物の部分に相当するものをいう。)が15以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が1000平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。
    - ハ 前号口に規定する都市計画区域内において建設されるものであること。
    - 二 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1000平方メートル未満のものにあつては、市町村長)の認定を受けたものであること。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

「貝塚市土地譲渡益重課税制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅地等事務施行 細則による。」

標準処理期間

30日

# 貝塚市 法適用申請に対する処分個票

			/A/E/13-1		
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	目



処分の概要	優良宅地の認定(法人・短期)	
法 令 名根 拠条項	租税特別措置法 第63条第3項第5号イ	
法令番号	昭和32年法律第26号	

## 【基準】

法第63条第3項第5号イの規定による。

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

#### 第63条

- 3 第1項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。
  - (5) その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において法人が造成した一団の宅地 (その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該法人による譲 渡で、次に掲げる要件(当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イ に掲げる要件)に該当するもの
    - イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて 政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、その造成が当該 認定の内容に適合していること。
    - ロ 当該譲渡が前号イ及びハに掲げる要件に該当するものであること。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

「貝塚市土地譲渡益重課税制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅地等事務施行 細則による。」

標準処理期間	30日
備考	

処分の概要	優良住宅の認定(法人・短期)	
法 令 名 根 拠 条 項	租税特別措置法 第63条第3項第6号	
法令番号	昭和32年法律第26号	

## 【基準】

法第63条第3項第6号の規定による。

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

#### 第63条

- 3 第1項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該 当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しな い。
  - (6) 法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該法人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

「貝塚市土地譲渡益重課税制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅地等事務施行 細則による。」

標準処理期間	30日

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	 月	日	
------------------	---------	---	-------	---	--

処分の概要	要 法第37条の5第1項の表の第1号の上欄の規定による中高層の耐火建築物の建築 事業の認定	
法 令 名 根 拠 条 項	租税特別措置法施行令 第25条の4第2項	
法令番号	昭和32年政令第43号	

#### 【基準】

政令第25条の4第2項の規定による。

(既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例)

#### 第25条の4

- 2 法第37条の5第1項の表の第1号の上欄に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で 定める事業は、地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業 で、次に掲げる要件の全てを満たすものであることにつき、当該中高層の耐火建築物の建築 基準法第2条第16号に規定する建築主の申請に基づき都道府県知事(当該事業が都市再生特 別措置法第25条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業又は同法第99条に 規定する認定誘導事業計画に係る同条に規定する誘導施設等整備事業に該当する場合に は、国土交通大臣。第17項及び第18項において同じ。)が認定をしたものとする。
  - (1) その事業が法第37条の5第1項の表の第1号の上欄のイ又は口に掲げる区域又は地区内において施行されるもの(都市の低炭素化の促進に関する法律第12条に規定する認定集約都市開発事業計画(当該認定集約都市開発事業計画に次に掲げる事項が定められているものに限る。以下この号及び次項第4号において同じ。)の区域内において施行される事業にあつては、当該認定集約都市開発事業計画に係る同法第9条第1項に規定する集約都市開発事業であつて社会資本整備総合交付金(予算の目である社会資本整備総合交付金の経費の支出による給付金をいう。)の交付を受けて行われるもの(イ及び口において「集約都市開発事業」という。)に限る。)であること。
    - イ 当該集約都市開発事業の施行される土地の区域(以下この項において「施行地区」という。)の面積が2000平方メートル以上であること。
    - ロ 当該集約都市開発事業により都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項に規定 する特定公共施設の整備がされること。
  - (2) その事業の施行地区の面積が1000平方メートル以上であること。
  - (3) その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設又は同法第12条の5第2項第1号イに掲げる施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地が確保されていること。
    - イ 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区又は同条第4項に規定する開発整備促進区 同条第2項第1号イに掲げる施設又は同条第5項第1号に規定する施設
    - ロ 都市計画法第12条の4第1項第2号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街 地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第1号に規定する地区防災 施設又は同項第2号に規定する地区施設
    - ハ 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の 整備に関する法律第9条第2項第1号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同

	1		•		
設定年月日	令和 5 年 7 月 31 日	最終変更年月日	年	月 日	
備考					
標準処理期間	30日				
		14 P.1 ( M - 1 M - 1 M		977 12 Hax	
	『市行政事務に係る事務処理の	特例に関する条例第	3条による事	<b>終移譲</b>	
	業の施行地区内の土地の利用	の共同化に寄与する	5ものとして	財務省令で	定め
	こ規定する沿道再開発等促進D 号に規定する施設)	区内である場合には、	当該沿道地	区施設又は	同条

処分の概要	継続居住等の認定
法 令 名 根 拠 条 項	租税特別措置法施行令 第25条の4第17項
法令番号	昭和32年政令第43号

## 【基準】

政令第25条の4第17項の規定による。

(既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例)

## 第25条の4

- 17 法第37条の5第6項に規定する政令で定める場合は、同条第1項の表の第1号の上欄に掲げる資産の譲渡をした個人及び第2項に規定する建築主の申請に基づき、都道府県知事が、当該個人につき当該個人又は当該個人と同居を常況とする者の老齢、身体上の障害その他財務省令で定める事情により、当該個人が同号の下欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物を取得してこれを引き続き居住の用に供することが困難であると認められる事情があるものとして認定をした場合とする。
- ※大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

**標準処理期間** 30 日

備考

 担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	農地の転用の許可
法 令 名根 拠条項	農地法 第4条第1項
法令番号	昭和27年法律第229号

#### 【基準】

法第4条の規定による。

(農地の転用の制限)

- 第4条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 次条第1項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合
  - (2) 国又は都道府県等(都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。)が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合
  - (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同条第1項の権利に係る農地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供する場合
  - (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合
  - (5) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項の 規定により作成された活性化計画(同条第4項各号に掲げる事項が記載されたものに限 る。)に従つて農地を同条第2項第2号に規定する活性化事業の用に供する場合又は同法第 9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定 され、若しくは移転された同法第5条第10項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計 画に定める利用目的に供する場合
  - (6) 土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合
  - (7) 市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域(同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。)をいう。)内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合
  - (8) その他農林水産省令で定める場合
- 2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で 定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければ ならない。
- 3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

- 4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき(同項の申請書が同一の事業の目的に供するため30アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第43条第1項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第3項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
- 6 第1項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、 第1号及び第2号に掲げる場合において、土地収用法第26条第1項の規定による告示(他の法 律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第2項 において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、 第1号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利 用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以 外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでな い。
  - (1) 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合
    - イ 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内にある農地
    - ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域(都市計画法第7条第1項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。)
      - (1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの
      - (2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの
  - (2) 前号イ及び口に掲げる農地(同号口(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。
  - (3) 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び 信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げと なる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、 申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る 用途に供することが確実と認められない場合
  - (4) 申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
  - (5) 申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合
  - (6) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。

- 7 第1項の許可は、条件を付けてすることができる。
- 8 国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合(第1項各号のいずれかに 該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立す ることをもつて同項の許可があつたものとみなす。
- 9 都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。
- 10 第4項及び第5項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。
- 11 第1項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

標準処	□理期	間	30日					
備考								
設定	年 月	日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	概要 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可	
法 令 名 根 拠 条 項	農地法 第5条第1項	
法令番号	昭和27年法律第229号	

#### 【基準】

法第5条の規定による。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

- 第5条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第4項において同じ。)にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 国又は都道府県等が、前条第1項第2号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合
  - (2) 農地又は採草放牧地を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて同条第1項の権利が設定され、又は移転される場合
  - (3) 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第2条第3項第3号の権利が設定され、又は移転される場合
  - (4) 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第10項の権利が設定され、又は移転される場合
  - (5) 土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合
  - (6) 前条第1項第7号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合
  - (7) その他農林水産省令で定める場合
- 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、 第1号及び第2号に掲げる場合において、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第1号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
  - (1) 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合
    - イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地
    - ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集団的に存在する農

地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政 令で定めるもの(市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農 地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)

- (1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- (2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- (2) 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにするため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地(同号ロ(1)に掲げる採草放牧地を含む。)以外の採草放牧地を採草放牧地と採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。
- (3) 第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合
- (4) 申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- (5) 申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合
- (6) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合
- (7) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。
- (8) 農地を採草放牧地にするため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。
- 3 第3条第5項及び第6項並びに前条第2項から第5項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、同条第4項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権

利を取得するもの」と読み替えるものとする。

- 4 国又は都道府県等が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合(第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第1項の許可があつたものとみなす。
- 5 前条第9項及び第10項の規定は、都道府県知事等が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。この場合において、同条第10項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第4項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第8条/	によ	る事務移譲
------------------------------------	----	-------

**標準処理期間** 30日 備考 **設定年月日** 令和5年7月31日 **最終変更年月日** 年 月 日

処分の概要	要 農用地区域内における開発行為の許可	
法 令 名根 拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第15条の2第1項	
法令番号	昭和44年法律第58号	

#### 【基準】

法第15条の2の規定による。

(農用地区域内における開発行為の制限)

- 第15条の2 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事(農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下この条において「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。
  - (1) 国又は地方公共団体が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為
  - (2) 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業の施行として行う行為
  - (3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為
  - (4) 農地法第2条第1項に規定する農地を同法第43条第1項の規定による届出に係る同条第 2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為
  - (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同条第1項の権利に係る土地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為
  - (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為
  - (7) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律 第48号)第5条第1項の規定により作成された活性化計画(同条第4項各号に掲げる事項が 記載されたものに限る。)に従つて同条第2項第2号に規定する活性化事業の用に供するた めに行う行為
  - (8) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの
  - (9) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
  - (10) 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの
  - (11) 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為
- 2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してし

なければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

- 3 市町村長(指定市町村の長を除く。)は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、 遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村 長は、当該申請書に意見を付すことができる。
- 4 都道府県知事等は、第1項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。
  - (1) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。
  - (2) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出 又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれが あること。
  - (3) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用用排水 施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 5 第1項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。
- 6 都道府県知事等は、第1項の許可をしようとするとき(当該許可に係る開発行為が30アールを超える農地法第2条第1項に規定する農地(同法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。第17条において同じ。)が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第43条第1項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 7 前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第1項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
- 8 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為(第1項各号のいずれかに該当する 行為を除く。)をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との 協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。
- 9 第6項及び第7項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。
- 10 第1項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第18条による事務移譲

備考 30日

最終変更年月日

年

月

日

令和5年7月31日

設定年月日

処分の概要	果樹園経営計画の認定
法 令 名 根 拠 条 項	果樹農業振興特別措置法 第4条
法令番号	昭和36年法律第15号

## 【基準】

法第4条の規定による。

(都道府県知事の認定)

- 第4条 都道府県知事は、前条第1項の認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その果 樹園経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたすときは、当該果樹園経営計画 が適当である旨の認定をするものとする。
  - (1) 前条第2項第2号の改善目標が農林水産大臣の定める基準に適合すること。
  - (2) 前条第2項第3号の措置に関する計画が合理的な果樹園経営の基盤の確立を図るため に必要かつ適当なものであること。
  - (3) 前2号に規定するもののほか、当該果樹園経営計画が果樹農業振興計画の内容に照らし適当と認められるものであること。
  - (4) 当該果樹園経営計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関す	ける条例第14条による事務移譲
-----------------------------	-----------------

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年		日	
-------	-----------	---------	---	--	---	--

処分の概要	入会林野整備計画の認可
法 令 名 根 拠 条 項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 第6条第1項
法令番号	昭和41年法律第126号

#### 【基準】

法第6条の規定による。

(審査及び公告等)

設定年月日

- 第6条 都道府県知事は、第3条の認可の申請があつたときは、当該申請に係る入会林野整備計画につき詳細な審査を行なつてその適否を決定し、その旨を当該申請をした入会権者の代表者(以下「申請人代表者」という。)に通知しなければならない。
- 2 都道府県知事は、第3条の認可の申請について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の規定により適当とする旨の決定をしなければならない。
  - (1) 申請の手続又は入会林野整備計画の決定の手続若しくは内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているとき。
  - (2) 入会林野整備計画の内容が、当該入会林野整備計画に係る土地の農林業上の利用を増進することが確実であると認められるものでないとき。
  - (3) 入会林野整備計画の内容が、当該入会林野についての入会権に係る慣行その他当該入会林野について存する権利関係からみて、一部の者に対し権利の集中その他の不当な利益をもたらすものであると認められるとき。
  - (4) 入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合には、 当該入会林野整備計画において定める当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移 転の内容が、農地法第3条第2項各号のいずれかに該当するものであるとき(同法第5条第1 項本文に規定する場合に該当するときを除く。)。
- 3 前条第4項の場合において、第1項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府 県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項の規定により第3条の認可の申請を適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、かつ、30日以上の相当の期間を定めてその決定に係る入会林野整備計画書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第15条による事務移籍

※大阪府環境農	農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第15条による事務移譲
標準処理期間	30日
備考	

令和5年7月31日

最終変更年月日

月

日

処分の概要	入会林野整備計画の認可
法 令 名 根 拠 条 項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 第11条第1項
法令番号	昭和41年法律第126号

## 【基準】

法第11条の規定による。

(認可及び金銭の供託)

- 第11条 都道府県知事は、第7条第1項の規定による異議の申出(第9条第5項の規定によるものを含む。)がないとき、又は当該異議の申出があつた場合において、その全てについて、第7条第4項において準用する行政不服審査法第45条第1項若しくは第2項の規定による裁決をしたとき、若しくは第7条第2項の協議が調つた旨の同条第3項の規定による報告があり若しくは第8条第2項の調停が成立したとき(当該協議が調い又は当該調停が成立したことにより入会林野整備計画の変更を必要とするときを除く。)は、第3条の認可の申請に係る入会林野整備計画(第9条第1項又は第2項の規定による変更の申請があつた場合には、当該申請に係る変更後の入会林野整備計画。以下この条において同じ。)の認可をしなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により認可をしようとする場合において、当該認可をしようとする第3条の認可の申請に係る入会林野整備計画において入会権者が入会権者以外の者に対し当該認可につき次項の規定による公告のある日の翌日までに金銭を支払うべきこととされているときは、当該申請人代表者に、当該入会権者以外の者ごとにその支払うべきこととされている金銭(当該入会林野整備計画において当該入会権者以外の者が入会権者に対し当該認可につき同項の規定による公告のある日の翌日までに支払うべきこととされている金銭がある場合には、その額を控除した額の金銭)の供託をさせなければならない。ただし、当該申請人代表者が当該入会権者以外の者から供託をしなくてもよい旨の申出があったことを都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、 当該認可に係る入会林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならな い。
- 4 第1項の規定による認可については、審査請求をすることができない。
- 5 第3条の認可の申請に係る入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合において、当該入会林野整備計画につき第1項の規定による認可があつたときは、当該入会林野整備計画において定められている当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転については、農地法第3条第1項又は第5条第1項の許可があつたものとみなす。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第15条による事務移譲

標準処理期間

30日

貝塚市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------	---------	---	---	---	--

処分の概要	採取計画の認可
法 令 名 根 拠 条 項	採石法 第33条
法令番号	昭和25年法律第291号

#### 【基準】

法第33条及び第33条の4の規定による。

(採取計画の認可)

第33条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所(以下「岩石採取場」という。)ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事(当該所在地が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第33条の17、第34条の6及び第42条から第42条の2の二までにおいて同じ。)の認可を受けなければならない。

(認可の基準)

- 第33条の4 都道府県知事は、第33条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。
- ※大阪府商工行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	変更の認可
法 令 名根 拠条項	採石法 第33条の5第1項
法令番号	昭和25年法律第291号

## 【基準】

法第33条の5の規定による。

(変更の認可等)

- 第33条の5 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済 産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知 事に届け出なければならない。
- 3 前条の規定は、第1項の規定による変更の認可に準用する。
- 4 第33条の認可を受けた採石業者は、第33条の3第1項第1号又は第2号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。
- ※大阪府商工行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲

## 担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	採取計画の認可
法令名根拠条項	砂利採取法 第16条
法令番号	昭和43年法律第74号

#### 【基準】

法第16条及び第19条の規定による。

(採取計画の認可)

- 第16条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごと に採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受け なければならない。
  - (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。) の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章(第28条第2項を除く。)及び第43条において同じ。)
  - (2) 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等(河川法(昭和39年法律第167号) 第6条第1項に規定する河川区域(同法第58条の2第1項の規定により指定されたものを含 む。)、同法第54条第1項に規定する河川保全区域及び同法第58条の3第1項に規定する河川 保全立体区域をいう。以下同じ。)の区域内にある場合 当該河川区域等に係る同法第7条 に規定する河川管理者(同法第9条第2項若しくは第5項、第11条第3項又は第98条の規定に より、同法第26条第1項及び第27条第1項若しくは第55条第1項及び第58条の4第1項の規定 に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わつて行い、又はその権限の委任を受け た者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。)

(認可の基準)

- 第19条 都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。
- ※大阪府土木行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

**標準処理期間** 30 日

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	

## 担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	採取計画の変更の認可
法 令 名根 拠条項	砂利採取法 第20条第1項
法令番号	昭和43年法律第74号

## 【基準】

法第20条の規定による。

(変更の認可等)

- 第20条 第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の 経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可 をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。
- 3 第16条の認可を受けた砂利採取業者は、第18条第1項第1号又は第2号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。
- 4 前条の規定は、第1項の規定による変更の認可に準用する。
- ※大阪府土木行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

標準処理期間	30日
備考	

処分の概要	火薬類の製造営業許可
法 令 名根 拠条項	火薬類取締法 第3条
法令番号	昭和25年法律第149号

#### 【基準】

許可は、火薬類取締法第7条各号に適合するときに行うものとする。

法第3条、第6条及び第7条の規定による。

(製造の許可)

第3条 火薬類の製造(変形又は修理を含む。以下同じ。)の業を営もうとする者は、製造所ご とに、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 ただし、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成10年法律第116号)第2 条に規定する対人地雷及びクラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律 (平成21年法律第85号)第2条第1項に規定するクラスター弾等の製造の業を営もうとする者 は、この限りでない。

(欠格事由)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、第3条又は前条の許可を与えない。
  - (1) 第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、 3年を経過していない者
  - (3) 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として 経済産業省令で定めるもの
  - (4) 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者 があるもの

(許可の基準)

- 第7条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第3条又は第5条の許可の申請があつた場合には、 その申請を審査し、第3条の許可の申請については左の各号に適合し、第5条の許可の申請に ついては第3号及び第4号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
  - (1) 製造施設の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するも のであること。
  - (2) 製造の方法が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
  - (3) 製造又は販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
  - (4) その他製造又は販売が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないもので あること。

※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間

60日

# 貝塚市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	火薬類の販売営業許可
法令名根拠条項	火薬類取締法 第5条
法令番号	昭和25年法律第149号

#### 【基準】

許可は、火薬類取締法第7条3号、第4号に適合するときに行うものとする。

法第5条から第7条までの規定による。

(販売営業の許可)

第5条 火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造業者が、その製造した 火薬類をその製造所において販売する場合は、この限りでない。

(欠格事由)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、第3条又は前条の許可を与えない。
  - (1) 第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、3年を経過していない者
  - (3) 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として 経済産業省令で定めるもの
  - (4) 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの

(許可の基準)

- 第7条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第3条又は第5条の許可の申請があつた場合には、 その申請を審査し、第3条の許可の申請については左の各号に適合し、第5条の許可の申請に ついては第3号及び第4号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
  - (1) 製造施設の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
  - (2) 製造の方法が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
  - (3) 製造又は販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
  - (4) その他製造又は販売が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。

※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間	40日						
--------	-----	--	--	--	--	--	--

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	火薬類製造施設等の変更許可			
法 令 名 根 拠 条 項	火薬類取締法 第10条第1項			
法令番号	昭和25年法律第149号			

## 【基準】

許可は、火薬類取締法第7条各号に適合するときに行うものとする。

(製造施設等の変更)

- 第10条 製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、製造施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。
- 2 製造業者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 第7条の規定は、第1項の許可に準用する。

※大阪府産業保安行政事務に	係と	事務処理(	り特例に関す	ろ条	:例第2条によ	· ろこ	事務移譲
	VI) Q	, <b>-</b> 10 /	7 11 DICE 151 7	マハ	$V_1 \cup V_2 \cup V_3 \cup V_4 \cup V_4 \cup V_6 $	• •	ナコカコクロス

標準処	<b>型理期間</b>	20日			

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	 月	日	
------------------	---------	---	-------	---	--

処分の概要	火薬庫の設置、移転許可又は構造・設備の変更許可	
法令名根拠条項	火薬類取締法 第12条第1項	
法令番号	昭和25年法律第149号	

## 【基準】

許可は、火薬類取締法第12条第3項に適合するときに行うものとする。

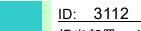
法第12条の規定による。

(火薬庫)

- 第12条 火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、火薬庫の構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。
- 2 火薬庫の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による許可の申請があつた場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間	60日
備考	

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	<b>火薬庫の所有又は占有しないことの許可</b>		
法 令 名 根 拠 条 項	火薬類取締法 第13条ただし書		
法令番号	昭和25年法律第149号		

## 【基準】

許可は、火薬類取締法第13条ただし書きに適合するときに行うものとする。

法第13条の規定による。

第13条 製造業者又は販売業者は、もつぱら自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有しなければならない。但し、土地の事情等のためやむを得ない場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	火薬類製造施設又は火薬庫の設置等完成検査		
法令名根拠条項	火薬類取締法 第15条第1項		
法令番号	昭和25年法律第149号		

## 【基準】

完成検査は、火薬類取締法第7条第1号又は同法第12条第3項に適合しているときに合格とする。

法第15条第1項の規定による。

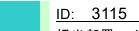
(完成檢查)

第15条 第3条の許可又は第12条第1項の許可(変更に係るものを除く。)を受けた者は、火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転の工事をした場合には、経済産業省令で定めるところにより、製造施設又は火薬庫につき経済産業大臣又は都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが、第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、火薬類の製造施設又は火薬庫につき、経済産業大臣が指定する者(以下「指定完成検査機関」という。)が行う完成検査を受け、これらが第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	<ul><li>大薬類製造施設又は火薬庫の変更完成検査</li></ul>		
法令名根拠条項	火薬類取締法 第15条第2項		
法令番号	昭和25年法律第149号		

## 【基準】

完成検査は、火薬類取締法第7条第1号又は同法第12条第3項に適合しているときに合格と する。

法第15条第2項の規定による。

(完成検査)

## 第15条

- 2 第10条第1項の許可又は第12条第1項の許可(変更に係るものに限る。)を受けた者は、火薬類の製造施設の位置、構造若しくは設備の変更又は火薬庫の構造若しくは設備の変更の工事(以下「変更工事」という。)をしたときは、製造施設又は火薬庫につき、経済産業大臣又は都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 火薬類の製造施設又は火薬庫につき、指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合
  - (2) 自ら変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定完成検査実施者」という。)が、第45条の3の10第1項の規定により検査の記録を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合
- 3 指定完成検査機関は、第1項ただし書又は前項第1号の完成検査を行つたときは、遅滞なく、 その結果を経済産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の経済産業大臣、都道府県知事又は指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、経済産業省令で定める。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間	30日
備考	

処分の概要	火薬類の譲渡又は譲受けの許可		
法 令 名根 拠条項	火薬類取締法 第17条第1項		
法令番号	昭和25年法律第149号		

#### 【基準】

許可は、火薬類取締法第17条第2項に該当しないときに行うものとする。

法第17条第1項及び第2項の規定による。

(譲渡又は譲受けの許可)

- 第17条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。
  - (2) 販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。
  - (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第 1項の規定による鳥獣の捕獲(殺傷を含む。以下この号において同じ。)をすることの許可を受けた者(当該許可を受けた者が同条第8項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者)若しくは同法第14条の2第8項に規定する都道府県等(当該都道府県等が法人である場合にあつては、同条第9項の規定により当該都道府県等を同法第9条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第8項に規定する従事者証の交付を受けた者)であつて装薬銃を使用するもの又は同法第55条第2項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
  - (4) 鉱業法(昭和25年法律第289号)により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を掘採する目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
  - (5) 第24条第1項の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。
  - (6) 法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を 譲り受けるとき。
- 2 都道府県知事は、譲渡又は譲受けの目的が明らかでないとき、その他譲渡又は譲受けが、 公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはなら ない。

※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間

30日(関係機関への意見照会に要する期間を含む。)

貝塚市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------	---------	---	---	---	--

処分の概要	火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の再交付		
法 令 名 根 拠 条 項	火薬類取締法 第17条第8項		
法令番号	昭和25年法律第149号		

## 【基準】

再交付は、火薬類取締法第17条第8項に適合するときに行うものとする。

法第17条第8項の規定による。

(譲渡又は譲受けの許可)

#### 第17条

- 8 譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、経済産業省令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければならない。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間	7日				
--------	----	--	--	--	--

<b>設定年月日</b>	<b>最終変更年月日</b> 年 月 日
--------------	----------------------

処分の概要	火薬類の消費許可		
法 令 名根 拠条項	火薬類取締法 第25条第1項		
法令番号	昭和25年法律第149号		

## 【基準】

許可は、火薬類取締法第25条第2項に該当しないときに行うものとする。

法第25条第1項及び第2項の規定による。

(消費)

- 第25条 火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者(火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。)は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不適当であると 認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認める ときは、前項の許可をしてはならない。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間 30日(関係機関への意見照会に要する期間を含む。)

備考

処分の概要	火薬類の廃棄許可
法令名根拠条項	火薬類取締法 第27条第1項
法令番号	昭和25年法律第149号

## 【基準】

許可は、火薬類取締法第27条第2項に該当しないときに行うものとする。

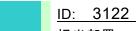
法第27条の規定による。

(廃棄)

- 第27条 火薬類を廃棄しようとする者(以下「廃棄者」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造業者が火薬類の製造中に生じた火薬類の廃薬をその製造所内で廃棄する場合は、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、その廃棄の場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるとき、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が十分でないと認めるときその他 その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可を してはならない。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

**標準処理期間** 7日

備考



処分の概要	危害予防規程の制定又は変更の認可
法 令 名 根 拠 条 項	火薬類取締法 第28条第1項
法令番号	昭和25年法律第149号

#### 【基準】

認可は、火薬類取締法第28条第3項に該当しないときに行うものとする。

法第28条の規定による。

(危害予防規程)

- 第28条 製造業者は、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織及び方法その他経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するとき(第10条第1項ただし書の軽微な変更の工事に伴い必要となる場合を除く。)も同様とする。
- 2 前項の軽微な変更の工事に伴い危害予防規程を変更するときは、経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 経済産業大臣は、危害予防規程が、第7条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していない ときその他災害の発生の防止に適当でないと認めるときは、第1項の認可をしてはならな い。
- 4 経済産業大臣は、災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。
- 5 製造業者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間	20日
備考	

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日 年 月 日
------------------	---------------

処分の概要	要保安教育計画の制定又は変更の認可				
法 令 名根 拠条項	火薬類取締法 第29条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)				
法令番号	昭和25年法律第149号				

#### 【基準】

認可は、火薬類取締法第29条第2項に該当しないときに行うものとする。

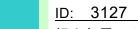
法第29条の規定による。

(保安教育)

- 第29条 製造業者又は販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、その従業者に対する 保安教育計画を定め、経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これ を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 経済産業大臣又は都道府県知事は、保安教育計画が前項の経済産業省令で定める保安教育 の基準に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。
- 3 製造業者又は販売業者は、第1項の認可を受けた保安教育計画を忠実に実行しなければならない。
- 4 都道府県知事は、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、経済産業省 令で定めるところにより、多量の火薬類を消費し、又は相当期間引き続いて火薬類を消費す る者を保安教育計画を定めるべき者として指定することができる。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項の規定により指定された者について準用する。
- 6 消費者(第4項の規定により指定された者を除く。)及び火薬類の運搬の業を営む者は、その従業者に火薬類による災害の発生の防止に必要な教育を施さなければならない。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間	20日
備考	

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日 年 月 日
------------------	---------------



処分の概要	火薬類製造施設又は火薬庫の保安検査
法 令 名根 拠条項	火薬類取締法 第35条第1項
法令番号	昭和25年法律第149号

#### 【基準】

保安検査は、火薬類取締法第35条第2項に適合しているときに合格とする。

法第35条の規定による。

(保安検査)

- 第35条 製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設であつて経済産業省令で定めるもの(以下「特定施設」という。)又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 経済産業大臣の指定する者(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合
  - (2) 自ら特定施設又は火薬庫に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定保安検査実施者」という。)が、第45条の3の10第2項の規定により検査の記録を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合
- 2 前項の保安検査は、特定施設又は火薬庫が、第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に 適合しているかどうか並びに第28条第1項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項 のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものを実 施しているかどうかについて行う。
- 3 指定保安検査機関は、第1項第1号の保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済 産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 第1項の経済産業大臣、都道府県知事又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済 産業省令で定める。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間	10日
備考	

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	高圧ガス製造の許可
法 令 名 根 拠 条 項	高圧ガス保安法 第5条第1項
法令番号	昭和26年法律第204号

#### 【基準】

許可は、高圧ガス保安法第8条に適合するときに行うものとする。

法第5条、第7条及び第8条の規定による。

(製造の許可等)

- 第5条 次の各号の1に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。
  - (1) 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。以下同じ。)が1日100立方メートル(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに100立方メートルを超える政令で定める値)以上である設備(第56条の7第2項の認定を受けた設備を除く。)を使用して高圧ガスの製造(容器に充てんすることを含む。以下同じ。)をしようとする者(冷凍(冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。)のため高圧ガスの製造をしようとする者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)第2条第4項の供給設備に同条第1項の液化石油ガスを充てんしようとする者を除く。)
  - (2) 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその1日の冷凍能力が20トン(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに20トンを超える政令で定める値)以上のもの(第56条の7第2項の認定を受けた設備を除く。)を使用して高圧ガスの製造をしようとする者
- 2 次の各号の1に該当する者は、事業所ごとに、当該各号に定める日の20日前までに、製造をする高圧ガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
  - (1) 高圧ガスの製造の事業を行う者(前項第1号に掲げる者及び冷凍のため高圧ガスの製造をする者並びに液化石油ガス法第2条第4項の供給設備に同条第1項の液化石油ガスを充てんする者を除く。) 事業開始の日
  - (2) 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその1日の冷凍能力が3トン(当該ガスが前項第2号の政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに3トンを超える政令で定める値)以上のものを使用して高圧ガスの製造をする者(同号に掲げる者を除く。) 製造開始の日
- 3 第1項第2号及び前項第2号の冷凍能力は、経済産業省令で定める基準に従つて算定するものとする。

(許可の欠格事由)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、第5条第1項の許可を受けることができない。
  - (1) 第38条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
  - (2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

- (3) 心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省 令で定める者
- (4) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの

(許可の基準)

- 第8条 都道府県知事は、第5条第1項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次 の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。
  - (1) 製造(製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第11条、第14条 第1項、第20条第1項から第3項まで、第20条の2、第20条の3、第21条第1項、第27条の2第 4項、第27条の3第1項、第27条の4第1項、第32条第10項、第35条第1項、第35条の2、第36 条第1項、第38条第1項、第39条第1号及び第2号、第39条の6、第39条の11第1項、第39条の 12第1項第4号、第39条の15第1項第1号及び第2項、第39条の20第1項第4号、第39条の22第 1項、第60条第1項、第80条第2号及び第3号並びに第81条第2号において同じ。)のための施 設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであるこ と。
  - (2) 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
  - (3) その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関	する	条例第3条によ	:る事務移診
--------------------------	----	---------	--------

標準処理期間	25日				
備考					
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	高圧ガスの製造のための施設、製造方法等の変更許可
法令名根拠条項	高圧ガス保安法 第14条第1項
法令番号	昭和26年法律第204号

## 【基準】

許可は、高圧ガス保安法第8条に適合するときに行うものとする。

法第14条第1項の規定による。

(製造のための施設等の変更)

- 第14条 第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

**標準処理期間** 20 日

備考

処分の概要	第一種貯蔵所の設置許可
法 令 名根 拠条項	高圧ガス保安法 第16条第1項
法令番号	昭和26年法律第204号

## 【基準】

許可は、高圧ガス保安法第16条第2項に適合するときに行うものとする。

法第16条の規定による。

(貯蔵所)

- 第16条 容積300立方メートル(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに300立方メートルを超える政令で定める値)以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所(以下「第一種貯蔵所」という。)においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第5条第1項の許可を受けたところに従つて高圧ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第2条第4項の供給設備若しくは液化石油ガス法第3条第2項第3号の貯蔵施設において液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その第一種貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を与えなければならない。
- 3 第1項の場合において、貯蔵する高圧ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであると きは、液化ガス10キログラムをもつて容積1立方メートルとみなして、同項の規定を適用す る。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

標準処理期間	20日
備考	

処分の概要	第一種貯蔵所の位置等の変更許可
法 令 名根 拠条項	高圧ガス保安法 第19条第1項
法令番号	昭和26年法律第204号

## 【基準】

許可は、高圧ガス保安法第16条第2項に適合するときに行うものとする。

法第19条の規定による。

- 第19条 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工 事をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第一種貯 蔵所の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとす るときは、この限りでない。
- 2 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、そ の完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第16条第2項の規定は、第1項の許可に準用する。
- 4 第2種貯蔵所の所有者又は占有者は、第2種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をし ようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第2種 貯蔵所の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようと するときは、この限りでない。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

標準処理期間	20日
備考	

処分の概要	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置完成検査
法 令 名 根 拠 条 項	高圧ガス保安法 第20条第1項
法令番号	昭和26年法律第204号

#### 【基準】

完成検査は、高圧ガス保安法第8条第1号又は同法第16条第2項に適合するときに合格とする。

法第20条第1項の規定による。

(完成検査)

第20条 第5条第1項又は第16条第1項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は 第一種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、 都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準 に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高圧ガス の製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高圧ガ ス保安協会(以下「協会」という。)又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定完成検査機 関」という。)が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準 に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

標準処理期間 15日

備考

処分の概要	高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の特定変更工事の完成検査
法 令 名 根 拠 条 項	高圧ガス保安法 第20条第3項
法令番号	昭和26年法律第204号

## 【基準】

完成検査は、高圧ガス保安法第8条第1号又は同法第16条第2項に適合するときに合格とする。

法第20条第3項の規定による。

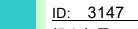
(完成検査)

#### 第20条

- 3 第14条第1項又は前条第1項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種 貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事(経済産業省令で定めるものを除く。以下「特 定変更工事」という。)を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都 道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準に 適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる 場合は、この限りでない。
  - (1) 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合
  - (2) 自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定完成検査実施者」という。)が、第39条の11第1項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

標準処理期間	15日
備考	

	設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日
--	-------	-----------	---------	---	---	---



処分の概要	特定施設の保安検査
法 令 名 根 拠 条 項	高圧ガス保安法 第35条第1項
法令番号	昭和26年法律第204号

#### 【基準】

保安検査は、高圧ガス保安法第8条第1号に適合するときに合格とする。

法第35条の規定による。

(保安検査)

- 第35条 第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設(経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。)について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合
  - (2) 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定保安検査実施者」という。)が、その認定に係る特定施設について、第39条の11第2項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合
- 2 前項の保安検査は、特定施設が第8条第1号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。
- 3 協会又は指定保安検査機関は、第1項第1号の保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 第1項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

標準処理期間	25日
備考	

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	特別充てんの許可	
法 令 名根 拠条項	高圧ガス保安法 第48条第5項	
法令番号	昭和26年法律第204号	

#### 【基準】

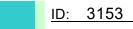
許可は、高圧ガス保安法令等に規定する技術上の基準と同等以上と認められるときに行う ものとする。

法第48条の規定による。

(充てん)

- 第48条 高圧ガスを容器(再充てん禁止容器を除く。以下この項において同じ。)に充てんする場合は、その容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
  - (1) 刻印等又は自主検査刻印等がされているものであること。
  - (2) 第46条第1項の表示をしてあること。
  - (3) バルブ(経済産業省令で定める容器にあつては、バルブ及び経済産業省令で定める附属品。以下この号において同じ。)を装置してあること。この場合において、そのバルブが第49条の2第1項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、そのバルブが附属品検査を受け、これに合格し、かつ、第49条の3第1項又は第49条の25第3項(第49条の33第2項において準用する場合を含む。以下この項、次項、第4項及び第49条の3第2項において同じ。)の刻印がされているもの(附属品検査若しくは附属品再検査を受けた後又は第49条の25第3項の刻印がされた後経済産業省令で定める期間を経過したもの又は損傷を受けたものである場合にあつては、附属品再検査を受け、これに合格し、かつ、第49条の4第3項の刻印がされているもの)であること。
  - (4) 溶接その他第44条第4項の容器の規格に適合することを困難にするおそれがある方法 で加工をした容器にあつては、その加工が経済産業省令で定める技術上の基準に従つて なされたものであること。
  - (5) 容器検査若しくは容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあつては、容器再検査を受け、これに合格し、かつ、次条第3項の刻印又は同条第4項の標章の掲示がされているものであること。
- 2 高圧ガスを再充てん禁止容器に充てんする場合は、その再充てん禁止容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
  - (1) 刻印等又は自主検査刻印等がされているものであること。
  - (2) 第46条第1項の表示をしてあること。
  - (3) バルブ(経済産業省令で定める再充てん禁止容器にあつては、バルブ及び経済産業省令で定める附属品。以下この号において同じ。)を装置してあること。この場合において、そのバルブが第49条の2第1項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、そのバルブが附属品検査を受け、これに合格し、かつ、第49条の3第1項又は第49条の25第3項の刻印がされているものであること。
  - (4) 容器検査に合格した後又は自主検査刻印等がされた後加工されていないものであること。

- 3 高圧ガスを充てんした再充てん禁止容器及び高圧ガスを充てんして輸入された再充てん 禁止容器には、再度高圧ガスを充てんしてはならない。
- 4 容器に充てんする高圧ガスは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
  - (1) 刻印等又は自主検査刻印等において示された種類の高圧ガスであり、かつ、圧縮ガス にあつてはその刻印等又は自主検査刻印等において示された圧力以下のものであり、液 化ガスにあつては経済産業省令で定める方法によりその刻印等又は自主検査刻印等にお いて示された内容積に応じて計算した質量以下のものであること。
  - (2) その容器に装置されているバルブ(第1項第3号の経済産業省令で定める容器にあつてはバルブ及び同号の経済産業省令で定める附属品、第2項第3号の経済産業省令で定める再充てん禁止容器にあつてはバルブ及び同号の経済産業省令で定める附属品)が第49条の2第1項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、第49条の3第1項又は第49条の25第3項の刻印において示された種類の高圧ガスであり、かつ、圧縮ガスにあつてはその刻印において示された圧力以下のものであり、液化ガスにあつては経済産業省令で定める方法によりその刻印において示された圧力に応じて計算した質量以下のものであること。
- 5 経済産業大臣が危険のおそれがないと認め、条件を付して許可した場合において、その条件に従って高圧ガスを充てんするときは、第1項、第2項及び第4項の規定は、適用しない。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲



処分の概要	<b>うの概要</b> 容器検査所の登録又はその更新	
法 令 名 根 拠 条 項	高圧ガス保安法 第50条第3項	
法令番号	昭和26年法律第204号	

#### 【基準】

登録は、高圧ガス保安法第50条第3項に適合するときに行うものとする。

法第50条の規定による。

(容器検査所の登録)

- 第50条 容器検査所の登録は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を 受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、容器検査所の登録又はその更新を受けることができない。
  - (1) 第7条第1号又は第2号に掲げる者

**設 定 年 月 日 |** 令和 5 年 7 月 31 日

- (2) 第53条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
- (4) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 経済産業大臣は、容器検査所の登録又はその更新の申請があつた場合において、その容器検査所の検査設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、登録又はその更新をしなければならない。
- 4 経済産業大臣は、容器再検査又は附属品再検査の実施を適正にするため特に必要があると 認めるときは、容器検査所の登録又はその更新に際し、その容器検査所において容器再検査 又は附属品再検査を行うことができる容器又は附属品の種類を制限することができる。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

標準処理期間	15日	
備考		

│最終変更年月日│

年

月

処分の概要	液化石油ガス販売事業の登録
法 令 名 根 拠 条 項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第3条第1項
法令番号	昭和42年法律第149号

#### 【基準】

登録は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第4条第1項の規定による登録を拒否する場合を除き行うものとする。

法第3条から第4条までの規定による。

(事業の登録)

- 第3条 液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、2以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては経済産業大臣の、1の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事(1の指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長)の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣、都道府県 知事又は指定都市の長(以下「経済産業大臣等」という。)に提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 販売所の名称及び所在地
  - (3) 液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設(以下「貯蔵施設」という。)の位置及び構造
  - (4) 液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について第27条第1項に掲げる業務 を行う第29条第1項の認定を受けた者の氏名又は名称及びその事業所の所在地
  - (5) その販売した液化石油ガスにより一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置
- 3 前項第3号に掲げる事項は、第11条ただし書の経済産業省令で定める場合にあつては、同項の申請書に記載することを要しない。この場合において、貯蔵施設を所有又は占有しない理由を記載しなければならない。
- 4 第2項の申請書には、第4条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他 の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

- 第3条の2 経済産業大臣等は、前条第2項の登録の申請があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第2項第1号及び第2号の事項並びに登録の年月日及び登録番号を液化石油ガス販売事業者登録簿に登録しなければならない。
- 2 経済産業大臣等は、前項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 3 何人も、経済産業大臣等に対し、液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を 請求することができる。

(登録の拒否)

- 第4条 経済産業大臣等は、第3条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同条第2項の申請書若しくは同条第4項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
  - (1) この法律若しくは高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)又はこれらの法律に基づく 命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ とがなくなつた日から2年を経過しない者
  - (2) 第26条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - (3) 心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行うことができない者として経済 産業省令で定める者
  - (4) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの
  - (5) 第3条第2項第5号の措置が経済産業省令で定める基準に適合していない者
- 2 経済産業大臣等は、前項の規定により第3条第1項の登録を拒否したときは、同時に、その 理由を示して、その旨を申請者に書面により通知しなければならない。

	※大阪府産業保安行政事務に	係る事務処	L理の特例に関す	る条例第6条に』	こる事務移譲
--	---------------	-------	----------	----------	--------

標準処	理期間	25日						
備考								
設定金	年月日	令和5年7	月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	保安機関の認定
法 令 名 根 拠 条 項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第29条第1項
法令番号	昭和42年法律第149号

#### 【基準】

認定は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条に規定する欠格 条項に該当せず、同法第31条に規定する認定の基準に適合しているときに行うものとする。

法第29条から第31条までの規定による。

(認定)

- 第29条 保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分(以下「保安業務区分」という。)に従い、2以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては経済産業大臣の、1の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事(1の指定都市の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長)の認定を受けることができる。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣等に提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 保安業務区分
  - (3) 保安業務を行う事業所の所在地
- 3 第1項の認定の申請は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めてしなければならない。

(欠格条項)

- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の認定を受けることができない。
  - (1) この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
  - (2) 第35条の3の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - (3) 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
  - (4) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの

(認定の基準)

- 第31条 経済産業大臣等は、第29条第1項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合している と認めるときでなければ、その認定をしてはならない。
  - (1) 保安業務に係る技術的能力が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
  - (2) その保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置が経済産業省令で定

める基準に適合するものであること。

(3) 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 保安業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて保安業務の適 確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲
<b>標準処理期間</b> 25 日

備考

処分の概要	一般消費者等の数の増加認可
法 令 名 根 拠 条 項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第33条第1項
法令番号	昭和42年法律第149号

## 【基準】

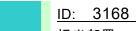
認可は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第31条(第3号及び第4号を除く。)に規定する基準に適合しているときに行うものとする。

法第33条の規定による。

(一般消費者等の数の増加の認可等)

- 第33条 保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を第29条第3項の数の範囲を超えて増加しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その認定をした経済産業大臣等の認可を受けなければならない。
- 2 保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を第29条第3項の数の範囲を超えて減少したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその認定をした経済産業大臣等に届け出なければならない。
- 3 第31条(第3号及び第4号を除く。)の規定は、第1項の認可に準用する。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

標準処理期間	25日
備考	



処分の概要	保安業務規程の認可又は変更認可
法 令 名根 拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条第1項
法令番号	昭和42年法律第149号

## 【基準】

認可は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第2項の規定に適合しているときに行うものとする。

法第35条第1項の規定による。

(保安業務規程)

- 第35条 保安機関は、保安業務に関する規程(以下この章において「保安業務規程」という。) を定め、その認定をした経済産業大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しよう とするときも、同様とする。
- 2 保安業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する	る条例第6条による事務移譲
----------------------------	---------------

標準処理期間	25日
備考	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年		日	
-------	-----------	---------	---	--	---	--

処分の概要	液化石油ガス販売事業者の認定
法 令 名 根 拠 条 項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の6第1項
法令番号	昭和42年法律第149号

## 【基準】

液化石油ガス販売事業者の認定は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律第35条の6第2項の規定に適合しているときに行うものとする。

法第35条の6の規定による。

(保安の確保の方法等の認定)

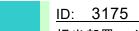
- 第35条の6 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者 等の保安を確保するための機器であつて経済産業省令で定めるもの(以下「保安確保機器」 という。)の設置及び管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していることについ て、その登録をした経済産業大臣等の認定を受けることができる。
- 2 前項の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

※大阪府産業保安行政事務に係る	5事務処理の特例に関する	条例第6条による事務移譲

<b>標準処理期間</b> 25 日	
--------------------	--

備考

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年		日	
-------	-----------	---------	---	--	---	--



処分の概要	貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可			
法 令 名 根 拠 条 項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第36条第1項			
法令番号	昭和42年法律第149号			

#### 【基準】

許可は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条に規定する基準 に適合しているときに行うものとする。

法第36条及び第37条の規定による。

(貯蔵施設等の設置の許可)

- 第36条 次の各号のいずれかに該当する液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定供給 設備ごとに、その貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事(指定都市の 区域内にあつては、指定都市の長。以下この章、第38条の3及び第38条の10において同じ。) の許可を受けなければならない。
  - (1) 第16条第1項の経済産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設(以下この章において「貯蔵施設」という。)を設置しようとする者
  - (2) 特定供給設備を設置して液化石油ガスを供給しようとする者
- 2 前項の許可の申請は、貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長の意見書を添えて行わなければならない。

(許可の基準)

- 第37条 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る貯蔵施 設又は特定供給設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許 可をしなければならない。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

標準処理期間	25日
備考	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可
法 令 名 根 拠 条 項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の2第1項
法令番号	昭和42年法律第149号

## 【基準】

許可は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条に規定する基準 に適合しているときに行うものとする。

法第37条の2の規定による。

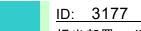
(変更の許可)

- 第37条の2 第36条第1項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、その許可をした都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 液化石油ガス販売事業者は、前項ただし書の貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨をその許可をした都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前条の規定は、第1項の許可に準用する。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

|--|

備考

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査
法 令 名 根 拠 条 項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の3第1項
法令番号	昭和42年法律第149号

#### 【基準】

完成検査は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条に規定する 基準に適合するときに合格とするものとする。

法第37条の3の規定による。

(完成検査)

- 第37条の3 第36条第1項又は前条第1項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくはその位置、構造、設備若しくは装置を変更したときは、当該貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、その許可をした都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第37条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、当該貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、協会又は高圧ガス保安法第20条第1項ただし書の指定完成検査機関(以下「指定完成検査機関」という。)が行う完成検査を受け、これらが第37条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。
- 2 協会又は指定完成検査機関は、前項ただし書の完成検査を行つたときは、遅滞なく、その 結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 第1項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、経済産業省令で定める。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

標準処理期間	25日
備者	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日
-------	-----------	---------	---	---	---

処分の概要	充てん設備の許可
法令名根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4第1項
法令番号	昭和42年法律第149号

#### 【基準】

許可は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項の基準 に適合するときに行うものとする。

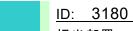
法第37条の4の規定による。

(充てん設備の許可)

- 第37条の4 供給設備に液化石油ガス(高圧ガス保安法第2条の高圧ガスであるものに限る。以下この項、次条第2項及び第4項、第98条第5号並びに第98条の2第1号において同じ。)を充てんしようとする者は、供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備(以下「充てん設備」という。)ごとに、その経済産業省令で定める所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る充てん設備が経済 産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。
- 3 第37条の2の規定は、第1項の許可を受けた者(以下「充てん事業者」という。)に準用する。この場合において、同条第1項中「貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置」とあるのは「充てん設備の第37条の4第1項の経済産業省令で定める所在地、構造、設備又は装置」と、同項及び同条第2項中「貯蔵施設の撤去」とあるのは「充てん設備の撤去」と、同条第3項中「前条」とあるのは「第37条の4第2項」と、「第1項」とあるのは「第37条の4第3項において準用する第37条の2第1項」と読み替えるものとする。
- 4 前条の規定は、充てん事業者に準用する。この場合において、同条第1項中「貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくは」とあるのは「充てん設備を設置し、又は」と、「当該貯蔵施設又は当該特定供給設備」とあるのは「当該充てん設備」と、「第37条」とあるのは「第37条の4第2項」と読み替えるものとする。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

標準処理期間	25日
備考	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	充てん設備の保安検査
法 令 名 根 拠 条 項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の6第1項
法令番号	昭和42年法律第149号

## 【基準】

保安検査は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項に 適合するときに合格とする。

法第37条の6の規定による。

(保安検査)

- 第37条の6 充てん事業者は、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その許可をした都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、協会又は高圧ガス保安法第35条第1項第1号の指定保安検査機関(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。
- 2 前項の保安検査は、充てん設備が第37条の4第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に 適合しているかどうかについて行う。
- 3 協会又は指定保安検査機関は、第1項ただし書の保安検査を行つたときは、遅滞なく、その 結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 第1項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

標準処理期間	25日
備考	

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	——— 月	日	
------------------	---------	---	----------	---	--

## 担当部署: 総合政策部 産業戦略課

	高度化事業計画の認定(法第4余第1項に規定する間店街整備計画、向余第2項に
処分の概要	規定する店舗集団化計画、同条第3項に規定する共同店舗等整備計画又は同条第
	6項に規定する商店街整備等支援計画に係る全ての施設又は設備が当該市の区
	域内のみにあるものを除く。)

法 令 名根 拠条項

中小小売商業振興法 第4条第1項から第3項まで及び第6項

法令番号

昭和48年法律第101号

#### 【基準】

法第4条の規定による。

(高度化事業計画の認定等)

- 第4条 商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第9条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。)は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。
- 2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を1の団地に集団して設置する事業(当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。)について、店舗集団化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。
- 3 第1号又は第2号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第3号に掲げる中小小売商業者は当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第4号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。
  - (1) 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための共同店舗又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備(以下この項及び第8項において「共同店舗等」という。)の設置の事業
  - (2) 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備(次号において「店舗等」という。)の設置の事業
  - (3) 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の 額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次 に掲げる事業
    - イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社 (合併後存続する会社を含む。)の店舗等の設置の事業
    - ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のため の共同店舗等の設置の事業
  - (4) 2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業
- 4 第1号に掲げる組合等は同号に定める事業について、第2号に掲げる組合等又は中小小売商業者は当該出資をしようとする他の組合等又は中小小売商業者と共同して同号に定める事

業について、第3号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ電子計算機利用経営管理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

- (1) 組合等 電子計算機を利用して、中小小売商業者である組合員又は所属員の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業
- (2) 他の組合等又は中小小売商業者とともに資本金の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする組合等又は中小小売商業者 電子計算機を利用して、当該会社に出資しようとする組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業
- (3) 2以上の組合等又は中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 電子計算機を利用して、当該会社に出資している組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業
- 5 連鎖化事業(主として中小小売商業者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。以下同じ。)を行う者は、当該連鎖化事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業について、連鎖化事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該連鎖化事業計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。
- 6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。)若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。
- 7 商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、電子計算機利用経営管理計画、 連鎖化事業計画又は商店街整備等支援計画(以下「高度化事業計画」という。)には、次に掲 げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 第1項若しくは第2項に規定する事業、第3項若しくは第4項各号に定める事業又は前2項に規定する事業(以下「高度化事業」という。)の目標及び内容
  - (2) 高度化事業の実施時期
  - (3) 高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 8 経済産業大臣は、第3項の規定による認定をしようとするときは、同項第1号又は第2号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る組合を所管する大臣に、同項第3号又は第4号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る店舗又は共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に、共同店舗等の設置の事業に係る商店街整備等支援計画について第6項の規定による認定をしようとするときは、当該商店街整備等支援計画に係る共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。
- 9 前各項に規定するもののほか、高度化事業計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
- ※大阪府商工行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条による事務移譲

標準処理期間

30日

備考

# 貝塚市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	目

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	<b>処分の概要</b> 人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認		
法 令 名根 拠条項	土壌汚染対策法 第3条第1項ただし書		
法令番号	平成14年法律第53号		

#### 【基準】

法第3条第1項ただし書及び省令第16条第3項の規定による。

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

- 第3条 使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2 条第2項に規定する特定施設(第3項において単に「特定施設」という。)であって、同条第2 項第1号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第3項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。
- 2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第16条第1項の調査(以下「土壌汚染状況調査等」という。)を行おうとする者を指定する場合にあっては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。
- 3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第10条の規定による特定施設(有害物質使用特定施設であるものに限る。)の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、第1項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 5 第1項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法から みて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認 められないときは、当該確認を取り消すものとする。
- 7 第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削 その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)をし、又はさせるときは、

あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日 その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げ る行為については、この限りでない。

- (1) 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第 1項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環 境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずる ものとする。

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

#### 第16条

- 3 都道府県知事は、第1項の申請に係る同項第4号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第3条第1項ただし書の確認をするものとする。
  - (1) 工場又は事業場(当該有害物質使用特定施設を設置していたもの、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。
  - (2) 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者(その者が法人である場合にあっては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。
  - (3) 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項本文に規定する鉱山(以下この号において「鉱山」という。)若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地(鉱業権の消滅後5年以内であるもの又は同法第39条第1項の命令に基づき土壌の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。)(第21条の4第2号及び第25条第4号において「鉱山関係の土地」という。)であること。

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の6第3項

(有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の調査)

第81条の6 有害物質使用特定施設(土壌法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)又は有害物質使用届出施設等(以下「有害物質使用特定施設等」という。)が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の所有者等は、当該土地の形質の変更をしようとする場合(当該土地が当該有害物質使用特定施設等に係る当該工場又は事業場の敷地として利用されない時に限る。)には、規則で定めるところにより、当該土地(土壌法第3条第8項若しくは第4条第3項又はこの条例第81条の4第6項、前条第2項若しくは前項に規定する調査の対象となる土地を除く。)の土壌の管理有害物質(規則で定める管理有害物質に限る。)による汚染の状況について、指定調査機関に第81条の4第1項の規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、当該土地が当該有害物質使用特定施設等に係る当該工場又は事業場の敷地として利用されるときその他規則で定めるところにより当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受け

たときは、この限りでない。		
※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に	関する条例第34条に	よる事務移譲
<b>標準処理期間</b> 30日		
備考		
<b>設 定 年 月 日</b>	<b>年月日</b> 年	月 日

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	要措置区域(要措置管理区域)の指定
法 令 名根 拠条項	土壤汚染対策法 第6条第1項
法令番号	平成14年法律第53号

#### 【基準】

法第6条第1項及び第14条第3項の規定による。

(要措置区域の指定等)

- 第6条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地 の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係 る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置(以下「汚染の 除去等の措置」という。)を講ずることが必要な区域として指定するものとする。
  - (1) 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。
  - (2) 土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

(指定の申請)

#### 第14条

3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第 3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に 係る土地の区域について、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定をすることができ る。この場合において、当該申請に係る調査は、土壌汚染状況調査とみなす。

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の8第1項

(要措置管理区域の指定等)

- 第81条の8 知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が管理有害物質(第81条の5第2項の規定による調査に係る土地にあっては、ダイオキシン類。以下この款及び次款において同じ。)によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置(以下「汚染の除去等の措置」という。)を講ずることが必要な区域として指定するものとする。
  - (1) 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しないこと。
  - (2) 土壌の管理有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。
- ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲

標準処理期間

30日

備考

# 貝塚市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日

## 担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	形質変更時要届出区域の指定
法 令 名 根 拠 条 項	土壤汚染対策法 第11条第1項
法令番号	平成14年法律第53号

## 【基準】

法第11条第1項及び第14条第3項の規定による。

(形質変更時要届出区域の指定等)

第11条 都道府県知事は、土地が第6条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

(指定の申請)

#### 第14条

3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第 3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に 係る土地の区域について、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定をすることができ る。この場合において、当該申請に係る調査は、土壌汚染状況調査とみなす。

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の12第1項

(要届出管理区域の指定等)

- 第81条の12 知事は、土地が第81条の8第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が管理有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。
- ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲

標準処理期間	30日
備者	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日
<b>政定于刀口</b>	1 1 0 T 1 71 01 D	秋心久又十刀口		/1	$\vdash$

 処分の概要
 土地の形質の変更が基準に適合する旨の確認

 法 令 名 根 拠 条 項
 土壌汚染対策法 第12条第1項第1号

 法 令 番 号
 平成14年法律第53号

#### 【基準】

法第12条第1項第1号の規定による。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

- 第12条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
  - (1) 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更
    - イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更
    - ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当 する土地の形質の変更
  - (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
  - (3) 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為
  - (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の 形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、環境省令で定める ところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 第1項第1号の土地の形質の変更をした者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で 定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他環 境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、第1項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。
- ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲

標準処理期間 14日

備考

# 貝塚市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	汚染土壌処理業の許可(更新の許可を含む。)
法 令 名根 拠条項	土壌汚染対策法 第22条第1項及び第4項
法令番号	平成14年法律第53号

#### 【基準】

法第22条の規定による。

(汚染土壌処理業)

- 第22条 汚染土壌の処理(当該要措置区域等内における処理を除く。)を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設(以下「汚染土壌処理施設」という。)ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 汚染土壌処理施設の設置の場所
  - (3) 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
  - (4) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
  - (5) その他環境省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
  - (1) 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
  - (2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
    - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又 は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
    - ロ 第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
    - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号 に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(トにおいて「暴力団員等」という。)
    - ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ 又はハのいずれかに該当するもの
    - ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当す る者のあるもの
    - へ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの
    - ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 4 第1項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力 を失う。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の更新について準用する。
- 6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の 処理を行わなければならない。

- 7 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。
- 8 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る汚染土壌処理施設 ごとに、当該汚染土壌処理施設において行った汚染土壌の処理に関し環境省令で定める事 項を記録し、これを当該汚染土壌処理施設(当該汚染土壌処理施設に備え置くことが困難で ある場合にあっては、当該汚染土壌処理業者の最寄りの事務所)に備え置き、当該汚染土壌 の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
- 9 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移記
---

標準処	D.理期間	30日					
備考							
設定	年月日	令和5年7	月 31 日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	汚染土壌処理業の許可に係る変更の許可
法 令 名 根 拠 条 項	土壤汚染対策法 第23条第1項
法令番号	平成14年法律第53号

### 【基準】

法第23条の規定による。

(変更の許可等)

- 第23条 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第2項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 汚染土壌処理業者は、第1項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条 第2項第1号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があったときは、環境省令で 定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは 廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、環境省令で定 めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲

標準処理期間	30日
備考	

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	 月	日	
--------------	---------	---	-------	---	--

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	譲渡及び譲受の承認
法 令 名根 拠条項	土壌汚染対策法 第27条の2第1項
法令番号	平成14年法律第53号

## 【基準】

法第27条の2の規定による。

(譲渡及び譲受)

- 第27条の2 汚染土壌処理業者が当該汚染土壌処理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人の汚染土壌処理業者の地位を承継する。
- 2 第22条第3項の規定は、前項の承認について準用する。
- ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲

 標準処理期間
 15日

 備考

処分の概要	合併及び分割の承認
法 令 名 根 拠 条 項	土壌汚染対策法 第27条の3第1項
法令番号	平成14年法律第53号

## 【基準】

法第27条の3の規定による。

(合併及び分割)

- 第27条の3 汚染土壌処理業者である法人の合併の場合(汚染土壌処理業者である法人と汚染土壌処理業者でない法人が合併する場合において、汚染土壌処理業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該汚染土壌処理業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壌処理業の全部を承継した法人は、汚染土壌処理業者の地位を承継する。
- 2 第22条第3項の規定は、前項の承認について準用する。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲

標準処理期間 15日

備考

処分の概要	相続の承認
法 令 名 根 拠 条 項	土壌汚染対策法 第27条の4第1項
法令番号	平成14年法律第53号

#### 【基準】

法第27条の4の規定による。

(相続)

- 第27条の4 汚染土壌処理業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壌処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項、次項及び第4項において同じ。)が当該汚染土壌処理業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第22条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 3 第22条第3項(第2号ホに係る部分を除く。)の規定は、第1項の承認について準用する。
- 4 第1項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る汚染土壌処理業者の地位を承継する
- ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲

**標準処理期間** 15日

備考

### 担当部署: 都市整備部 農林課

	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(法第2条第3項に規定する管理の目
	的で行われる鳥獣(法第2条第1項に規定する鳥獣をいう。以下同じ。)の捕獲若
加八〇年五	しくは殺傷又は鳥類の卵の採取若しくは損傷に係るもの(法第18条の5第2項第1
処分の概要	号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)であって、法第11条第
	2項に規定する対象狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、
	ニホンザル及びイタチ(メスに限る。)に係るものに限る。)
法 令 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第1項
法会悉县	亚成14年注律第88号

### 【基準】

法第9条第1項から第3項までの規定による。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

- 第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。
  - (1) 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
  - (2) 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
  - (3) その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等 又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の許可をしなければならな い。
  - (1) 捕獲等又は採取等の目的が第1項に規定する目的に適合しないとき。
  - (2) 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。)。
  - (3) 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲

155 245 hn TO HO BB	00 日					
標準処理期間	30日					
備考						
		1				
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	許可証の交付
法 令 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第7項
法令番号	平成14年法律第88号

## 【基準】

法第9条第7項の規定による。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

## 第9条

- 7 環境大臣又は都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲

**標準処理期間** 30 日

備考

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年		日	
-------	-----------	---------	---	--	---	--

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	従事者証の交付
法 令 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第8項
法令番号	平成14年法律第88号

### 【基準】

法第9条第8項の規定による。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

#### 第9条

8 第1項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定 鳥獣捕獲等事業者(第14条の2において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)その他適切かつ 効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の 定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、 その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」とい う。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲

標準処理期間 30日

備考

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	許可証又は従事者証の再交付
法 令 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第9項
法令番号	平成14年法律第88号

## 【基準】

法第9条第9項の規定による。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

### 第9条

- 9 第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲

**標準処理期間** 30 日

備考

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	 月	日	
------------------	---------	---	-------	---	--

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	飼養の登録
法令名根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第1項
法令番号	平成14年法律第88号

## 【基準】

法第19条第1項の規定による。

(飼養の登録)

第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の 鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22 条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を 管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効 期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲

標準処理期間 30日

備考

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	登録票の交付
法 令 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第3項
法令番号	平成14年法律第88号

## 【基準】

法第19条第3項の規定による。

(飼養の登録)

## 第19条

3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲

標準処理期間 30日

備考

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	登録の有効期間の更新
法 令 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第5項
法令番号	平成14年法律第88号

## 【基準】

法第19条第5項の規定による。

(飼養の登録)

## 第19条

5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣(第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。

<b>×</b>	· +	- 12年	府環	培農	- 林オ	(産	行政	事終	151	至ア	事系	各机	理(	の特例	前に目	関す.	ろ条	: 例 ?	第35	条り	こよ	ろ	事系	タ 移	奫
/·	、ノ	V 17X	ハリゼベ	プロロマ	・ハトノ」	\ <u>/</u> ±.	リルス	チリカ		'I\ 'a.	<i>)</i> = 1	$\pi \sim$	×+: \	ソヤリカ	11 ( - 1-	大し り '	′ ヘ ヘ	י ניעו	$\sigma$	$\sim$ $^{\circ}$	<u> </u>	. ′ ດ /	<b>- - - - - - - - - -</b>	カイク	/ 🏗

**標準処理期間** 30 日

備考

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	登録票の再交付
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第6項(第21条第 2項において準用する場合を含む。)
法令番号	平成14年法律第88号

## 【基準】

法第19条第6項の規定による。

(飼養の登録)

## 第19条

6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第35条による事務移譲

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	報告期限の延長の許可								
法令名根拠条項	土壌汚染対策法施行規則 第1条第1項ただし書								
法令番号	平成14年環境省令第29号								

## 【基準】

省令第1条第1項ただし書の規定による。

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

- 第1条 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第3条第1項本文の報告は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して120日以内に行わな ければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると 認められるときは、都道府県知事(土壌汚染対策法施行令(平成14年政令第336号。以下「令」 という。)第10条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。)は、当該土地の所有者等(法 第3条第1項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長す ることができる。
  - (1) 当該土地の所有者等が当該有害物質使用特定施設(法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)を設置していた者である場合(同項ただし書の確認を受けた場合を除く。) 当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された日
  - (2) 当該土地の所有者等が法第3条第3項の通知を受けた者である場合(法第3条第1項ただし書の確認を受けた場合を除く。) 当該通知を受けた日
  - (3) 法第3条第1項ただし書の確認が取り消された場合 第21条の通知を受けた日
- ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲

標準処理期間	15日
備考	

処分の概要	要措置区域内における帯水層の深さ等に係る確認			
法令名根拠条項	土壌汚染対策法施行規則 第43条第1号ロ、第3号及び第4号			
法令番号	平成14年環境省令第29号			

#### 【基準】

省令第43条から第46条までの規定による。

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

- 第43条 法第9条第2号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。
  - (1) 次のいずれにも該当しない行為
    - イ 実施措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
    - ロ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上(地表から一定の深さまでに帯水層(その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。)がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上)であること。
    - ハ 土地の形質の変更であって、その深さが3メートル以上(ロの都道府県知事の確認を 受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上)であること。
  - (2) 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。
    - イ 基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体のボーリング孔へ の流出を防止するために必要な措置が講じられているもの
    - ロ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定 有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必 要な措置が講じられているもの
  - (3) 実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が第40条第 2項第1号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの
  - (4) 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行 方法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を 受けたもの
    - イ 別表第6の1の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であって、地下水の水質 の測定が講じられているもの
    - ロ 別表第6の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第3種特定有害物質による汚染状態が第2溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であって、原位置封じ込めが講じられているもの(別表第8の2の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。)
    - ハ 別表第6の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に 掲げる土地にあっては、土壌の第3種特定有害物質による汚染状態が第2溶出量基準に 適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であって、遮水工封じ込めが講じられ ているもの(別表第8の3の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイ

からチまでの実施が完了しているものに限る。)

- ニ 別表第6の1の項から6の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であって、 地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの
- ホ 土壌汚染の除去が講じられている要措置区域(別表第8の5の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項下欄第1号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからニまでの実施が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまで及びホの実施が完了しているものに限る。)
- へ 別表第6の1の項及び3の項から6の項までの上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であって、遮断工封じ込めが講じられているもの(別表第8の6の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。)
- ト 別表第6の1の項及び4の項の上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地に あっては、土壌の第一種特定有害物質又は第3種特定有害物質による汚染状態が土壌溶 出量基準に適合しない土地及び土壌の第2種特定有害物質による汚染状態が第2溶出量 基準に適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であって、不溶化が講じられて いるもの(別表第8の7の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項下欄第1号に掲げる 原位置不溶化のイからホまでの措置の実施が完了しているもの又は同欄第2号に掲げ る不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了しているものに限る。)

(土地の形質の変更の例外)

第43条の2 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該汚染土壌が当該他の要措置区域に搬入された日から60日以内に終了するものとする。

(帯水層の深さに係る確認の申請)

- 第44条 第43条第1号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第12に よる申請書を提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 要措置区域の所在地
  - (3) 要措置区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由
  - (4) 前号の地下水位の観測の結果
  - (5) 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
  - (1) 前項第3号の井戸の構造図
  - (2) 前項第3号の井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面
  - (3) 前項第5号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類
- 3 都道府県知事は、第1項の申請があったときは、同項第3号の井戸を設置した地点及び当該 地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第4号の観測の結果からみて前項第3号の帯水層 の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第43条第1号ロの確認をするも のとする。
- 4 都道府県知事は、第43条第1号ロの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び 帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地 下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付するこ とができる。
- 5 都道府県知事は、第43条第1号ロの確認をした後において、前項の報告その他の資料により

当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

- 第45条 第43条第3号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第13による申請書を提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 土地の形質の変更(当該土地の形質の変更と一体として行われる実施措置を含む。次 号を除き、以下この条において同じ。)を行う要措置区域の所在地
  - (3) 土地の形質の変更の種類
  - (4) 土地の形質の変更の場所
  - (5) 土地の形質の変更の施行方法
  - (6) 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
  - (7) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
  - (8) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
  - (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面
  - (2) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 3 都道府県知事は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第43条第3号の確認をするものとする。
  - (1) 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる実施措置との間に一体性が認められること。
  - (2) 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合していること。
  - (3) 当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が法第7条第1項の期限に照らして適当であると認められること。

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

- 第46条 第43条第4号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第14による申請書を提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地
  - (3) 土地の形質の変更の種類
  - (4) 土地の形質の変更の場所
  - (5) 土地の形質の変更の施行方法
  - (6) 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
  - (7) 土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている実施措置
  - (8) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
  - (9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
  - (10) 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更(当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第3号、第48条第2項第5号、第49条第1項第6号、第51条第1項第10号、第52条の2第2項第3号及び第52条の4第1項第7号において同じ。)をしようとするときは、第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該

試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は 名称その他の調査の結果に関する事項

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
  - (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面
  - (2) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
  - (3) 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 3 都道府県知事は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方 法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、 第43条第4号の確認をするものとする。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関す	る条	·例第34条	によ	る事務移譲
-----------------------------	----	--------	----	-------

標準処	1理期	間	30日					
備考								
設定	年 月	日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	形質変更時要届出区域における帯水層の深さ等に係る確認
法 令 名 根 拠 条 項	土壌汚染対策法施行規則 第50条第1項第1号ロ及び第3号
法令番号	平成14年環境省令第29号

#### 【基準】

省令第50条、第44条及び第46条の規定による。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第50条 法第12条第1項第2号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 次のいずれにも該当しない行為
  - イ 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
  - ロ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上(地表から一定の深さまでに帯水層(その中にある地下水が飲用に適さないものとして第43条第1号ロの環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。)がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上)であること。
  - ハ 土地の形質の変更であって、その深さが3メートル以上(ロの都道府県知事の確認を 受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上)であること。
  - 二 他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該自然由来等形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと又は一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間において、他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと。
  - ホ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること又は一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間において、一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること。
- (2) 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。
  - イ 基準不適合土壌又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な 措置が講じられているもの
  - ロ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定 有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必 要な措置が講じられているもの
- (3) 土地の形質の変更であって、その施行方法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの
- 2 第44条の規定は、前項第1号ロの確認を受けようとする者について準用する。この場合にお

いて、同条中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

- 3 第46条の規定は、第1項第3号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。
- 4 第43条第1号ロの確認に係る要措置区域が法第11条第1項の規定により形質変更時要届出 区域として指定された場合においては、当該形質変更時要届出区域は、第1項第1号ロの確認 に係る形質変更時要届出区域とみなす。
- 5 第1項第1号ロの確認に係る形質変更時要届出区域が法第6条第1項の規定により要措置区域として指定された場合においては、当該要措置区域は、第43条第1号ロの確認に係る要措置区域とみなす。

(帯水層の深さに係る確認の申請)

- 第44条 第43条第1号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第12に よる申請書を提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 要措置区域の所在地
  - (3) 要措置区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由
  - (4) 前号の地下水位の観測の結果
  - (5) 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
  - (1) 前項第3号の井戸の構造図
  - (2) 前項第3号の井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面
  - (3) 前項第5号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類
- 3 都道府県知事は、第1項の申請があったときは、同項第3号の井戸を設置した地点及び当該 地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第4号の観測の結果からみて前項第3号の帯水層 の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第43条第1号ロの確認をするも のとする。
- 4 都道府県知事は、第43条第1号ロの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び 帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地 下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付するこ とができる。
- 5 都道府県知事は、第43条第1号ロの確認をした後において、前項の報告その他の資料により 当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認めら れなくなったとき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その 旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

- 第46条 第43条第4号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第14による申請書を提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地
  - (3) 土地の形質の変更の種類
  - (4) 土地の形質の変更の場所
  - (5) 土地の形質の変更の施行方法
  - (6) 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
  - (7) 土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている実施措置
  - (8) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
  - (9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

- (10) 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更(当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第3号、第48条第2項第5号、第49条第1項第6号、第51条第1項第10号、第52条の2第2項第3号及び第52条の4第1項第7号において同じ。)をしようとするときは、第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
  - (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面
  - (2) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
  - (3) 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 3 都道府県知事は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方 法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、 第43条第4号の確認をするものとする。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移
--

標準処理期間	30日				
備考					
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	自然由来等土壌利用施設の認定
法 令 名根 拠条項	汚染土壌処理業に関する省令 第1条第5号イ
法令番号	

#### 【基準】

省令第1条第5号イの規定による。

(汚染土壌処理施設の種類)

- 第1条 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第22条第2項第3号に規定する汚染土壌処理施設(法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設をいう。以下同じ。)の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 浄化等処理施設 汚染土壌(法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。)について浄化(汚染土壌に含まれる特定有害物質(法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項及び第2項の基準に適合させることをいう。第5条第22号イにおいて同じ。)、溶融(汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第31条第1項及び第2項の基準に適合させることをいう。第5条第22号イにおいて同じ。)又は不溶化(薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。同条第8号ロにおいて同じ。)を行うための施設(次号に掲げる施設を除く。)
  - (2) セメント製造施設 汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設
  - (3) 埋立処理施設 汚染土壌の埋立てを行うための施設(第5号に掲げるものを除く。)
  - (4) 分別等処理施設 汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物の分別(次条第2項 第29号において「異物除去」という。)をし、又は汚染土壌の含水率の調整をするための 施設
  - (5) 自然由来等土壌利用施設 自然由来等土壌(法第18条第2項に規定する自然由来等土壌をいう。以下同じ。)を利用する施設であって、次のいずれかに該当するもの
    - イ 自然由来等土壌を土木構造物の盛土の材料その他の材料(次条第2項第29号において「盛土材等」という。)として利用する施設(当該自然由来等土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、流出及び地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するために必要な措置が講じられた施設であって、他の法令により維持管理を適切に行うことが定められているものに限る。)として都道府県知事(土壌汚染対策法施行令(平成14年政令第336号。以下「令」という。)第10条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。)が認めたもの(ロに掲げるものを除く。以下「自然由来等土壌構造物利用施設」という。)
    - ロ 自然由来等土壌の公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て (海面の埋立てに限る。次条第2項第29号において同じ。)を行うための施設(以下「自然 由来等土壌海面埋立施設」という。)
- ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲

貝塚市 法適用申請に対する処分個票

標準処理期間	間	30日							
備考									
設定年月	日	令和!	5 年 7 月 31	日	最終変更年月日	年	月	日	

## 担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	汚染土壌処理業の許可証の書換え及び再交付
法 令 名 根 拠 条 項	汚染土壌処理業に関する省令 第17条第2項
法令番号	

## 【基準】

省令第17条第2項の規定による。

(汚染土壌処理業の許可証の交付等)

#### 第17条

- 2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を 亡失し、若しくはき損したときは、様式第10による申請書を都道府県知事に提出し、許可証 の書換え又は再交付を受けることができる。
- ※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第34条による事務移譲

**標準処理期間** 15日

備考

## 担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

<b>処分の概要</b> 精神障害者保健福祉手帳の交付			
法 令 名 根 拠 条 項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第45条第2項		
法令番号	昭和25年法律第123号		

#### 【基準】

法第45条第2項及び政令第6条第1項の規定による。

(精神障害者保健福祉手帳)

- 第45条 精神障害者(知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。
- 第6条 法第45条第2項に規定する政令で定める精神障害の状態は、第3項に規定する障害等級に該当する程度のものとする。
- 2 精神障害者保健福祉手帳には、次項に規定する障害等級を記載するものとする。
- 3 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の 状態は、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

障害等級	精神障害の状態
一級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
二級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加え
	ることを必要とする程度のもの
三級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは
	社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第4条による事務移譲

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	精神障害者保健福祉手帳の再交付	
法 令 名 根 拠 条 項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第10条第1項	
法令番号	昭和25年政令第155号	

## 【基準】

法第10条第1項の規定による。

- 第10条 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳を破り、汚し、又は失つた者から精神障害 者保健福祉手帳の再交付の申請があつたときは、精神障害者保健福祉手帳を交付しなけれ ばならない。
- ※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第4条による事務移譲

**標準処理期間** 30 日

備考

# 担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

<b>処分の概要</b> 児童福祉施設(保育所に係るものに限る。)の設置の認可	
法 令 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第35条第4項
法令番号	昭和22年法律第164号

## 【基準】

法第35条第4項の規定による。

## 第35条

- 4 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。
- ※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

「貝塚市保育所設置認可等要綱」による。

<b>標準処理期間</b> 30 日
--------------------

## 備考

# 担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	児童福祉施設(保育所に係るものに限る。)の廃止又は休止の承認
法令名根拠条項	児童福祉法 第35条第12項
法令番号	昭和22年法律第164号

## 【基準】

法第35条第12項の規定による。

### 第35条

- 12 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

「貝塚市保育所設置認可等要綱」による。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年		日	
-------	-----------	---------	---	--	---	--

## 担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	特別養護老人ホーム(定員29人以下のものに限る。)の設置の認可
法 令 名 根 拠 条 項	老人福祉法 第15条第4項
法令番号	昭和38年法律第133号

#### 【基準】

法第15条第4項及び第6項の規定による。

(施設の設置)

第15条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

- 2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働 省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施 設又は老人介護支援センターを設置することができる。
- 3 市町村及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に 規定する地方独立行政法人をいう。第16条第2項において同じ。)は、厚生労働省令の定める ところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老 人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。
- 4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。
- 5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人 福祉センターを設置することができる。
- 6 都道府県知事は、第4項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第118条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第20条の9第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第4項の認可をしないことができる。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	

## 担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	特別養護老人ホーム(定員29人以下のものに限る。)の廃止等の認可
法 令 名根 拠条項	老人福祉法 第16条第3項
法令番号	昭和38年法律第133号

## 【基準】

法第16条第3項の規定による。

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

#### 第16条

- 3 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- ※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

**標準処理期間** 30日

備考

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---	---	---	--

# 担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分	の	概	要

指定居宅サービス事業者の指定(介護老人保健施設及び介護医療院により行わ れる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテー ション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われ る短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。)

法 令 名 根拠条項

介護保険法 第41条第1項

**法 令 番 号** | 平成9年法律第123号

### 【基準】

法第41条第1項及び第70条の規定による。

(居宅介護サービス費の支給)

第41条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居 宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指 定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業 を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたと きは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具 の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期 入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する 費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用 を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、 当該居宅要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当 該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

(指定居宅サービス事業者の指定)

- 第70条 第41条第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業 を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サー ビス事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。
- 2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号(病院等により行われる居宅 療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、 通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第6号の 2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。) のいずれかに該当するときは、第41条第1項本 文の指定をしてはならない。
  - (1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
  - 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第74条第1項の都道府 県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
  - (3) 申請者が、第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する 基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
  - (4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな くなるまでの者であるとき。
  - (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める ものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者であるとき。
  - (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- (5)の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第78条の2第4項第5号の3、第79条第2項第4号の3、第94条第3項第5号の3、第107条第3項第7号、第115条の2第2項第5号の3、第115条の12第2項第5号の3、第115条の22第2項第4号の3及び第203条第2項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第78条の2第4項第5号の3、第79条第2項第4号の3、第94条第3項第5号の3、第107条第3項第7号、第115条の2第2項第5号の3、第115条の12第2項第5号の3及び第115条の22第2項第4号の3において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。
- (6) 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第77条第1項又は第 115条の35第6項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り 消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が 法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通 知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配 力を有するものと認められる者を含む。第5節及び第203条第2項において同じ。)又はその 事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で 当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が 法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所 の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であ るとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当 該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指 定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事 実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本 文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの として厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の2 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった目前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しのりから起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の3 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。) の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその

事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。)が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (7) 申請者が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7)の2 申請者が、第76条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第77条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (8) 第7号に規定する期間内に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の目前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (10) 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員 等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のある ものであるとき。
- (10)の2 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その 役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに 該当する者のあるものであるとき。
- (11) 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (12) 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 都道府県が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定

めるものとする。

- 4 都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護(介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)につき第1項の申請があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第118条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第41条第1項本文の指定をしないことができる。
- 5 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護(介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)につき第1項の申請があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第118条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員(厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。)の総数が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第41条第1項本文の指定をしないことができる。
- 6 都道府県知事は、第41条第1項本文の指定(特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものに限る。)をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。
- 7 関係市町村長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第41条第1項本文の指定(前項の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものを除く。次項において同じ。)について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
- 8 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、第41条第1項本文の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 9 都道府県知事は、第6項又は前項の意見を勘案し、第41条第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- 10 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所(以下この項において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。)が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合であって、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サー

ビス(当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。)に係る第41条第1項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画(第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)において定める当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む区域(第117条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。)における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

- (1) 当該市町村又は当該日常生活圏域における居宅サービス(この項の規定により協議を 行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。)の種類ごとの量が、 当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生 活圏域における当該居宅サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は第1項の 申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。
- (2) その他当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 11 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第1項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第41条第1項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※大阪府福祉行政事務に係	る事務処理の特例に関す	る条例第9条による	ろ事務移譲
/•\ / \			ひ ナリカイグ BX

標準処理期間 30日 備考 設定年月日 令和5年7月31日 最終変更年月日 年 月 日

# 担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	指定介護予防サービス事業者の指定(介護老人保健施設及び介護医療院により
	行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリ
	テーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行
	われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。)

法令 根拠条項

介護保険法 第53条第1項

**法 令 番 号** | 平成9年法律第123号

# 【基準】

法第53条第1項及び第115条の2の規定による。

(介護予防サービス費の支給)

- 第53条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの(以下 「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サー ビス事業者」という。)から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行わ れる介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要 支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受け ることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービス が当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限 る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用(特定介 護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短 期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要し た費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する 費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、介護 予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第37条第1項の規定によ る指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けた ときは、この限りでない。
- 2 介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる介護予防サービスの区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
  - (1) 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護 予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防福祉用具貸与 これらの介護予防サービスの種類ごとに、当該介護予防サービスの種類に係る指定介護 予防サービスの内容、当該指定介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等 を勘案して算定される当該指定介護予防サービスに要する平均的な費用(介護予防通所 リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生 活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣 が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要し た費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。) の100分の90に相当する額
  - (2) 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者 生活介護 これらの介護予防サービスの種類ごとに、要支援状態区分、当該介護予防サー ビスの種類に係る指定介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案し て算定される当該指定介護予防サービスに要する平均的な費用(食事の提供に要する費 用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用 を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が

現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額

- 3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の 意見を聴かなければならない。
- 4 居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスを受けた ときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービス事業者に支払うべ き当該指定介護予防サービスに要した費用について、介護予防サービス費として当該居宅 要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当 該指定介護予防サービス事業者に支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し介護予防サービス費の支給があったものとみなす。
- 6 市町村は、指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス費の請求があったときは、 第2項各号の厚生労働大臣が定める基準並びに第115条の4第2項に規定する指定介護予防サ ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービ スの事業の設備及び運営に関する基準(指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限 る。)に照らして審査した上、支払うものとする。
- 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、介護予防サービス費の支給について、 同条第8項の規定は、指定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、 これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 8 前各項に規定するもののほか、介護予防サービス費の支給及び指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定介護予防サービス事業者の指定)

- 第115条の2 第53条第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、介護予防サービス事業を行う者の申請により、介護予防サービスの種類及び当該介護予防サービスの種類に係る介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行う。
- 2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号(病院等により行われる介護 予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予 防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所 療養介護に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。) のいずれかに該当するときは、第53条第1項本文の指定をしてはならない。
  - (1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
  - (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の4第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
  - (3) 申請者が、第115条の4第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
  - (4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める ものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者であるとき。
  - (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に

処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- (5)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた 法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月 以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引 き続き滞納している者であるとき。
- (6) 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の2 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の3 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (7) 申請者が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分 に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分を しないことを決定する日までの間に第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出を した者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算 して5年を経過しないものであるとき。

- (7)の2 申請者が、第115条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日 (当該検査の結果に基づき第115条の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞 を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところによ り都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知し た場合における当該特定の日をいう。)までの間に第115条の5第2項の規定による事業の 廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出 の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (8) 第7号に規定する期間内に第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (10) 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、 その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する 者のあるものであるとき。
- (10)の2 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (11) 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (12) 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 都道府県が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。
- 4 関係市町村長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第53条第1項本文の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
- 5 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、第53条第1項本文の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 6 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第53条第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第9条による事務移譲

標準処理期間

30日

備考

貝塚市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------	---------	---	---	---	--

# 担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

	指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の更新(介護
	老人保健施設及び介護医療院により行われる通所リハビリテーション、短期入
処分の概要	所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護
	並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期
	入所療養介護に係るものを除く。)
法令名根拠条項	介護保険法 第70条の2第1項(第115条の11において準用する場合を含む。)
法令番号	平成9年法律第123号
法令名根拠条項	所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介 並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短 入所療養介護に係るものを除く。)

### 【基準】

法第70条の2第1項及び同条第4項において準用する第70条並びに第115条の11の規定による。

(指定の更新)

- 第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、 指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の 有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定居宅サービス事業者の指定)

- 第70条 第41条第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。
- 2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号(病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。)のいずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。
  - (1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
  - (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第74条第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
  - (3) 申請者が、第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する 基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
  - (4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める ものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者であるとき。
  - (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (5)の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法

律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第78条の2第4項第5号の3、第79条第2項第4号の3、第94条第3項第5号の3、第107条第3項第7号、第115条の2第2項第5号の3、第115条の12第2項第5号の3、第115条の22第2項第4号の3及び第203条第2項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第78条の2第4項第5号の3、第79条第2項第4号の3、第94条第3項第5号の3、第107条第3項第7号、第115条の2第2項第5号の3、第115条の12第2項第5号の3及び第115条の22第2項第4号の3において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

- (6) 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第77条第1項又は第 115条の35第6項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り 消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が 法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通 知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配 力を有するものと認められる者を含む。第5節及び第203条第2項において同じ。)又はその 事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で 当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が 法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所 の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であ るとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当 該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指 定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事 実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本 文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの として厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の2 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった目前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった目前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しの、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の3 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。) の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその 事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号

において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。)が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (7) 申請者が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7)の2 申請者が、第76条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該 検査の結果に基づき第77条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか 否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府 県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合に おける当該特定の日をいう。)までの間に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出を した者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算 して5年を経過しないものであるとき。
- (8) 第7号に規定する期間内に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (10) 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員 等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のある ものであるとき。
- (10)の2 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その 役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに 該当する者のあるものであるとき。
- (11) 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (12) 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 都道府県が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

- 4 都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護(介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)につき第1項の申請があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第118条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第41条第1項本文の指定をしないことができる。
- 5 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護(介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)につき第1項の申請があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第118条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員(厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。)の総数が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第41条第1項本文の指定をしないことができる。
- 6 都道府県知事は、第41条第1項本文の指定(特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものに限る。)をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。
- 7 関係市町村長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第41条第1項本文の指定(前項の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものを除く。次項において同じ。)について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
- 8 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、第41条第1項本文の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 9 都道府県知事は、第6項又は前項の意見を勘案し、第41条第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- 10 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所(以下この項において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。)が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合であって、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス(当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。)に係る第41条第1項本文の指

定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画(第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)において定める当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む区域(第117条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。)における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

- (1) 当該市町村又は当該日常生活圏域における居宅サービス(この項の規定により協議を 行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。)の種類ごとの量が、 当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生 活圏域における当該居宅サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は第1項の 申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。
- (2) その他当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 11 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第1項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第41条第1項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- 第115条の11 第70条の2、第71条及び第72条の規定は、第53条第1項本文の指定について準用する。この場合において、第70条の2第4項中「前条」とあるのは、「第115条の2」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- ※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第9条による事務移譲

標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	身体障害者手帳の交付		
法 令 名 根 拠 条 項	身体障害者福祉法 第15条第4項		
法令番号	昭和24年法律第283号		

### 【基準】

法第15条第1項及び第4項の規定による。

(身体障害者手帳)

第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地 (居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請す ることができる。ただし、本人が15歳に満たないときは、その保護者(親権を行う者及び後 見人をいう。ただし、児童福祉法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託 され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とす る。以下同じ。)が代わつて申請するものとする。

#### 2 • 3 略

4 都道府県知事は、第1項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると 認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

身体障害者福祉法施行令第4条及び第5条の規定による。

身体障害者福祉法施行規則第2条、第5条第3項の規定による。

貝塚市身体障害者手帳の交付等に関する規則の規定による。

身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(平成15年1月10日障発第 0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)による。

身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について(平成15年1月10日障企発第 0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)による。

口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて(平成15年1月10日障発第0110002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)による。

身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について(平成15年2月27日障企発第0227001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)による。

身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(平成21年12月 24日障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)による。

心臓機能障害の認定(ペースメーカ等植え込み者)に当たっての留意事項について(平成26年1月21日障企発0121第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)による。

心臓機能障害(ペースメーカ等植え込み者)及び肢体不自由(人工関節等置換者)の障害認定基準の見直しに関するQ&Aについて(平成26年2月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)による。

視覚障害の身体障害認定基準等の見直しに関するQ&Aについて(平成31年3月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)による。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

標準処理期間

45日(地方社会福祉審議会への諮問がされた場合は、その諮問及び答申に要した期間を除く。)

備考

処分の概要	身体障害者手帳の再交付		
法令名根拠条項	身体障害者福祉法施行令 第10条第1項		
法令番号	昭和25年政令第78号		

# 【基準】

政令第10条の規定による。

(身体障害者手帳の再交付)

- 第10条 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至つた者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失つた者から身体障害者手帳の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない。
- 2 前項の申請(身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者からの申請を除く。)については、 第4条の規定を準用する。
- 3 都道府県知事は、第7条の規定による通知により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した身体障害者手帳と引換えに、その者に対し新たな身体障害者手帳を交付することができる。

身体障害者福祉法施行規則第7条及び第8条の規定による。

この個票に定めるもののほか、身体障害者手帳の交付に関する基準と同様の基準による。

45日(地方社会福祉審議会への諮問がされた場合は、その諮問及び答申に要した期間を除く。)

## 備考

<b>设定年月日</b>	最終変更年月日	年	月	日
--------------	---------	---	---	---

<b>処分の概要</b> 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定			
法 令 名根 拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第29条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		

### 【基準】

法第29条第1項、第36条及び第38条の規定による。

(介護給付費又は訓練等給付費)

第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

- 第36条 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所(以下この款において「サービス事業所」という。)ごとに行う。
- 2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス(以下この条及び次条第1項に おいて「特定障害福祉サービス」という。)に係る第29条第1項の指定障害福祉サービス事業 者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第7号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。
  - (1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
  - (2) 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第43条第1項 の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
  - (3) 申請者が、第43条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
  - (4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める ものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者であるとき。
  - (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- (6) 申請者が、第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しのりから起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (7) 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株 式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業 に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下この号において 「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じて その事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者とし て主務省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を 実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令 で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。) が、第50条第1項、第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定 を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指 定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの 処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービ ス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当 該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定 する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主 務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (8) 申請者が、第50条第1項、第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 申請者が、第48条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第51条の27第 1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果 に基づき第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの 処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定める ところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第46条第2項又は第51条の 25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (10) 第8号に規定する期間内に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (12) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (13) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号 までのいずれかに該当する者であるとき。
- 4 都道府県が前項第1号の条例を定めるに当たっては、主務省令で定める基準に従い定める ものとする。
- 5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第1項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域(第89条第2項第2号の規定により都道府県が定める区域をいう。)における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。

(指定障害者支援施設の指定)

- 第38条 第29条第1項の指定障害者支援施設の指定は、主務省令で定めるところにより、障害者支援施設の設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行う。
- 2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第89条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。
- 3 第36条第3項及び第4項の規定は、第29条第1項の指定障害者支援施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲

標準処理	期間	30日			
備考					

処分の概要	要 指定障害福祉サービス事業者の指定の変更承認				
法 令 名根 拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第37条第1項				
法令番号	平成17年法律第123号				

# 【基準】

法第37条の規定による。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更)

- 第37条 指定障害福祉サービス事業者は、第29条第1項の指定に係る特定障害福祉サービスの 量を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請す ることができる。
- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- ※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲

**標準処理期間** 20日

備考

処分の概要	指定障害者支援施設の指定の変更承認
法 令 名根 拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第39条第1項
法令番号	平成17年法律第123号

# 【基準】

法第39条の規定による。

(指定障害者支援施設の指定の変更)

- 第39条 指定障害者支援施設の設置者は、第29条第1項の指定に係る施設障害福祉サービスの 種類を変更しようとするとき、又は当該指定に係る入所定員を増加しようとするときは、主 務省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

※大阪府福祉行政事務に係	る事務処理の特例に関す	`る条例第10条によ	る事務移譲
--------------	-------------	------------	-------

標準処理	型期間 関	20日			
備考					

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	<del></del> 年	月	日	
------------------	---------	---------------	---	---	--

<b>処分の概要</b> 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新		
法 令 名根 拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第41条第1項	
法令番号	平成17年法律第123号	

### 【基準】

法第41条の規定による。

(指定の更新)

- 第41条 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、6年 ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、 指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の 有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 第36条及び第38条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- ※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲

標準処理期間	30日
/ <del>++</del> <del></del> -	

備考

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年		日	
-------	-----------	---------	---	--	---	--



# 担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可		
法 令 名 根 拠 条 項	都市計画法 第26条第1項及び第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		

## 【基準】

法第26条の規定による。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

- 第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、 伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又 は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

**標準処理期間** 30日

備考

担当部署: 複数課

処分の概要	都市計画施設等の区域内における建築の許可			
法 令 名 根 拠 条 項	都市計画法 第53条第1項			
法令番号	昭和43年法律第100号			

### 【基準】

法第53条から第55条までの規定による。

(建築の許可)

- 第53条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしよ うとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければ ならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
  - (1) 政令で定める軽易な行為
  - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
  - (4) 第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの
  - (5) 第12条の11に規定する道路(都市計画施設であるものに限る。)の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの
- 2 第52条の2第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。
- 3 第1項の規定は、第65条第1項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内 においては、適用しない。

(許可の基準)

- 第54条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。
  - (1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。
  - (2) 当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。
  - (3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
    - イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
    - ロ 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロツク造その他これらに類する構造であること。

(許可の基準の特例等)

第55条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市 街地開発事業(土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。)の施行区域(次条及び第 57条において「事業予定地」という。)内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第53条第1項の許可をしないことができる。ただし、次条第2項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。

- 2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。
- 3 都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第1項 の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として 定めることができる。
- 4 都道府県知事等は、第1項の規定による土地の指定をするとき、又は第2項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

「貝塚市都市計画法施行細則による。」 「都市計画法開発許可制度の運用による。」 「所管業務事務取扱要領による。」

標準処理期間

30日

## 備考

【共通担当部署】

都市整備部 都市計画課 都市整備部 まちづくり課

# 担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変 更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可(第52条の2第1項の準用)			
法 令 名根 拠条項	都市計画法 第57条の3第1項			
法令番号	昭和43年法律第100号			

### 【基準】

準用する法第52条の2の規定による。

(建築等の制限)

- 第52条の2 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、 都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この 限りでない。
  - (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 2 国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもつて、前項の規定による許可があつたものとみなす。
- 3 第1項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する 都市計画についての第20条第1項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区 域内においては、適用しない。

**標準処理期間** 30日

備考

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可		
法 令 名 根 拠 条 項	都市計画法 第65条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		

# 【基準】

法第65条の規定による。

(建築等の制限)

- 第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において 準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都 市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その 他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行 おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
- 2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。
- 3 第52条の2第2項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。

# 担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	風致地区内における行為の許可
法 令 名 根 拠 条 項	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令 第3条第1項
法令番号	昭和44年政令第317号

### 【基準】

政令第3条第1項及び第4条の規定による。

(行為の制限)

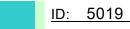
- 第3条 風致地区内においては、次に掲げる行為は、あらかじめ、面積が10へクタール以上の 風致地区にあつては都道府県知事(市(都の特別区を含む。以下同じ。)の区域内にあつては、 当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)、その他の風致地区にあつては市町村の長 の許可を受けなければならないものとする。ただし、都市計画事業の施行として行う行為、 国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施 設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急 措置として行う行為及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものに ついては、この限りでないものとする。
  - (1) 建築物の建築その他工作物の建設
  - (2) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の色彩の変更
  - (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)
  - (4) 水面の埋立て又は干拓
  - (5) 木竹の伐採
  - (6) 土石の類の採取
  - (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定める行為

(許可の基準)

- 第4条 都道府県知事等又は市町村の長は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準(第1号イ、口若しくはハ又は第4号イ若しくはハ(1)に掲げる基準にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。)及びその他の都市の風致を維持するため必要なものとして条例で定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。
  - (1) 建築物の建築については、次に該当するものであること。ただし、仮設の建築物及び地下に設ける建築物については、この限りでない。
    - イ 当該建築物の高さが8メートル以上15メートル以下の範囲内において条例で定める 高さを超えないこと。
    - ロ 当該建築物の建ペい率が10分の2以上10分の4以下の範囲内において条例で定める割合を超えないこと。
    - ハ 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が1メート ル以上3メートル以下の範囲内において条例で定める距離以上であること。

- ニ 当該建築物の位置、形態及び意匠が当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の 区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (2) 建築物以外の工作物の建設については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、 当該建設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でない こと。ただし、仮設の工作物及び地下に設ける工作物については、この限りでない。
- (3) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (4) 宅地の造成等については、次に該当するものであること。
  - イ 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地 の面積に対する割合が、10パーセント以上60パーセント以下の範囲内において条例で 定める割合以上であること。
  - ロ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及 ぼすおそれが少ないこと。
  - ハ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。
    - (1) 宅地の造成等に係る土地の地形に応じ1・5メートル以上5メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えてのりを生ずる切土又は盛土
    - (2) 都市の風致の維持上特に枢要な森林で、面積が10ヘクタール以上の風致地区にあっては都道府県知事等、その他の風致地区にあっては市町村の長があらかじめ指定したものの伐採
  - ニ 1へクタール以下の宅地の造成等でハ(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
- (5) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。
  - イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の 土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
  - ロ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼす おそれが少ないこと。
- (6) 木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1ヘクタールを超えないこと。
- (7) 土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

標準処理期間	30日				
備考					
弘宁年日日	<b>今和5年7月1日</b>	<b>旱</b> 级 亦		H	
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	測量及び調査のための土地の立入りの許可
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第60条第1項ただし書
法令番号	昭和44年法律第38号

# 【基準】

法第60条第1項ただし書の規定による。

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第60条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、あらかじめ、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。第62条第1項及び第142条第1号において「立入許可権者」という。)の許可を受けた場合に限る。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要建築行為等の許可法 令 名 根 拠 条 項都市再開発法 第66条第1項法 令 番 号昭和44年法律第38号

### 【基準】

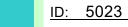
法第66条第1項の規定による。

(建築行為等の制限)

第66条 第60条第2項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第2条の2第4項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第98条及び第141条の2第2号において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	土地の形質の変更等の承認
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第66条第7項
法令番号	昭和44年法律第38号

# 【基準】

法第66条第7項の規定による。

(建築行為等の制限)

## 第66条

7 第60条第2項各号に掲げる公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置(以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。)がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事等の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。

標準処理期間

30日

備考

# 担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	公告後における建築行為等の許可
法 令 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第76条第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

### 【基準】

法第76条第1項の規定による。

(建築行為等の制限)

- 第76条 次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。
  - (1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告 又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」とい う。)についての認可の公告
  - (2) 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告
  - (3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告 告又は事業計画の変更についての認可の公告
  - (4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告
  - (5) 機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、 施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

標準処理期間	30日
備考	

# 担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	特別緑地保全地区における行為の許可
法 令 名根 拠条項	都市緑地法 第14条第1項
法令番号	昭和48年法律第72号

### 【基準】

法第14条第1項及び第2項の規定による。

(特別緑地保全地区における行為の制限)

- 第14条 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
  - (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
  - (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
  - (3) 木竹の伐採
  - (4) 水面の埋立て又は干拓
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令 で定めるもの
- 2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該 緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照

標準処埋期間   	30日
備考	

処分の概要 被災市街地復興推進地域内の土地の形質の変更又は建築物の新築等の許可
 法 令 名 被災市街地復興特別措置法 第7条第1項
 法 令 番 号 平成7年法律第14号

### 【基準】

法第7条の規定による。

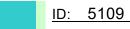
(建築行為等の制限等)

- 第7条 被災市街地復興推進地域内において、第5条第2項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
  - (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - (2) 非常災害(第5条第1項第1号の災害を含む。)のため必要な応急措置として行う行為
  - (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合に おいては、その許可をしなければならない。
  - (1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの
    - イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する0・5へクタール以上の規模の 土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発 事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの
    - ロ 次号口に規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの
    - ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2 号に該当する土地の形質の変更
  - (2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの
    - イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変 更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築
    - ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で 次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築
      - (1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
      - (2) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
      - (3) 容易に移転し、又は除却することができること。
      - (4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。
    - ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1 号に該当する建築物の新築、改築又は増築
- 3 第1項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定め る区域又は地区内においては、適用しない。

- (1) 都市計画法第4条第5項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示(以下この号から第5号までにおいて単に「告示」という。) 当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
- (2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画 が定められた区域
- (3) 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律 (昭和55年法律第34号)第9条第2項第1号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域
- (4) 土地区画整理法第76条第1項第1号から第3号までに掲げる公告 当該公告に係る同法 第2条第4項に規定する施行地区
- (5) 都市再開発法第60条第2項第1号に掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第3号に規 定する施行地区
- (6) 市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域
- 4 第1項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために 必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に 不当な義務を課するものであってはならない。
- 5 都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
- 6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。
- 7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却 しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを 提示しなければならない。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	供給計画の認定
法 令 名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第2条第1項
法令番号	平成5年法律第52号

### 【基準】

法第2条及び第3条の規定による。

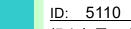
(供給計画の認定)

- 第2条 賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画(以下「供給計画」という。)を作成し、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の認定を申請することができる。
- 2 供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 賃貸住宅の位置
  - (2) 賃貸住宅の戸数
  - (3) 賃貸住宅の規模、構造及び設備
  - (4) 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画
  - (5) 賃貸住宅の入居者の資格に関する事項
  - (6) 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項
  - (7) 賃貸住宅の管理の方法及び期間
  - (8) その他国土交通省令で定める事項

(認定の基準)

- 第3条 都道府県知事等は、前条第1項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。
  - (1) 賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。
  - (2) 賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土 交通省令で定める基準に適合するものであること。
  - (3) 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - (4) 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又は口のいずれかに該当する者であることとしているものであること。
    - イ 所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの
    - ロ イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定める もの
  - (5) 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。
  - (6) 賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

(7) 賃貸住	宅の管理の方法が国土交通省令	で定める基準に適合	合するもので	あるこ	と。
(8) 賃貸住	宅の管理の期間が住宅事情の気	実態を勘案して国士	交通省令で	定めるタ	朝間以上
であるこ。	<u> </u>				
	1				
標準処理期間	30日				
備考					
		_,			
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	日



担当部署: 担当部署未定

処分の概要	供給計画の変更の認定
法 令 名根 拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第5条第1項
法令番号	平成5年法律第52号

#### 【基準】

法第3条及び第5条の規定による。

(認定の基準)

- 第3条 都道府県知事等は、前条第1項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。
  - (1) 賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。
  - (2) 賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土 交通省令で定める基準に適合するものであること。
  - (3) 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - (4) 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又は口のいずれかに該当する者であることとして いるものであること。
    - イ 所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの
    - ロ イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定める もの
  - (5) 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。
  - (6) 賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
  - (7) 賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
  - (8) 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

(供給計画の変更)

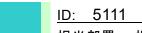
- 第5条 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた供給計画(以下「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならない。
- 2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。

標準処理期間	30日

#### 備考

# 貝塚市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	目



担当部署: 担当部署未定

処分の概要	特定優良賃貸住宅に係る地位の承継の承認	
法 令 名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第9条	
法令番号	平成5年法律第52号	

## 【基準】

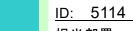
法第9条の規定による。

(地位の承継)

第9条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その 他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事等の 承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することがで きる。

標準処理期間 30日

備考



担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可	
法 令 名 根 拠 条 項	住宅地区改良法 第9条第1項	
法令番号	昭和35年法律第84号	

## 【基準】

法第9条第1項の規定による。

(建築行為等の制限)

第9条 前条第1項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事(市が施行する住宅地区改良事業の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。

標準処理期間

30日

備考

処分の概要	組合設立の認可
法 令 名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第9条第1項
法令番号	平成14年法律第78号

#### 【基準】

法第9条第1項及び第12条の規定による。

(設立の認可)

- 第9条 区分所有法第64条の規定により区分所有法第62条第1項に規定する建替え決議(以下単に「建替え決議」という。)の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「建替え合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の認可を受けて組合を設立することができる。
- 2 前項の規定による認可を申請しようとする建替え合意者は、組合の設立について、建替え 合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計が、建替え合意 者の同条の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。
- 3 区分所有法第70条第4項において準用する区分所有法第64条の規定により一括建替え決議の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該一括建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「一括建替え合意者」という。)は、5人以上共同して、第1項の規定による認可を受けて組合を設立することができる。
- 4 第1項の規定による認可を申請しようとする一括建替え合意者は、組合の設立について、一括建替え合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第70条第2項において準用する区分所有法第69条第2項の議決権の合計が、一括建替え合意者の同項の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)及び一括建替え決議マンション群(一括建替え決議に係る団地内の2以上のマンションをいう。以下同じ。)を構成する各マンションごとのその区分所有権を有する一括建替え合意者の3分の2以上の同意(各マンションごとに、同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計が、それぞれその区分所有権を有する一括建替え合意者の同条の議決権の合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得なければならない。
- 5 前各項の場合において、マンションの1の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人 を1人の建替え合意者又は一括建替え合意者(以下「建替え合意者等」という。)とみなす。
- 6 2以上の建替え決議マンション(建替え決議に係るマンションであって一括建替え決議マンション群に属さないものをいう。以下同じ。)若しくは一括建替え決議マンション群又は 1以上の建替え決議マンション及び一括建替え決議マンション群に係る建替え合意者等は、 5人以上共同して、第1項の規定による認可を申請することができる。この場合において、第 2項の規定は建替え決議マンションごとに、第4項の規定は一括建替え決議マンション群ごとに、適用する。
- 7 第1項の規定による認可の申請は、施行マンションとなるべきマンションの所在地が町村 の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

(認可の基準)

- 第12条 都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の 各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。
  - (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。
  - (2) 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。
  - (3) 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。
  - (4) 施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。
  - (5) 施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。
  - (6) 施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。
  - (7) 施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
  - (8) 事業施行期間が適切なものであること。
  - (9) 当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
  - (10) その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理	期間	30日					
備考							
設定年	月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	目	

処分の概要	定款又は事業計画の変更認可	
法 令 名根 拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第34条第1項	
法令番号	平成14年法律第78号	

#### 【基準】

法第34条第1項及び第12条の規定による。

(定款又は事業計画の変更)

第34条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

(認可の基準)

- 第12条 都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の 各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。
  - (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。
  - (2) 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。
  - (3) 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。
  - (4) 施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。
  - (5) 施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。
  - (6) 施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。
  - (7) 施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
  - (8) 事業施行期間が適切なものであること。
  - (9) 当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
  - (10) その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処	<b>型期間</b>	30日					
備考							
設定	年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	<u> </u>	月 日	1



## ID: 5190

## 担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	組合解散の認可
法令名根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第38条第4項
法令番号	平成14年法律第78号

#### 【基準】

法第38条第4項の規定による。

(解散

第38条 組合は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 設立についての認可の取消し
- (2) 総会の議決
- (3) 事業の完成又はその完成の不能
- 2 前項第2号の議決は、権利変換期日前に限り行うことができるものとする。
- 3 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。
- 4 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。
- 5 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、 当該町村の長を経由して行わなければならない。
- 6 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第4項の規定による 認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 7 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	日	



ID: 5191

## 担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	決算報告の承認
法 令 名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第42条
法令番号	平成14年法律第78号

# 【基準】

法第42条の規定による。

(決算報告)

第42条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事等の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	----------	---------	---	---	---	--

処分の概要	の概要 マンション建替事業施行の認可	
法 令 名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第45条第1項	
法令番号	平成14年法律第78号	

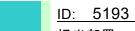
#### 【基準】

法第45条第1項及び第48条の規定による。

(施行の認可)

- 第45条 第5条第2項の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者は、1人で施行しようとする者にあっては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあっては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、そのマンション建替事業について都道府県知事等の認可を受けなければならない。
- 2 前項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行マンションとなるべき マンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)について権利を有する者があるときは、事 業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもって認可を 申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。
- 3 前項の場合において、施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。以下この項において同じ。)について権利を有する者のうち、区分所有権、敷地利用権、敷地の所有権及び借地権並びに借家権以外の権利(以下「区分所有権等以外の権利」という。)を有する者から同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第1項の規定による認可を申請することができる。
- 4 第9条第7項の規定は、第1項の規定による認可について準用する。 (認可の基準)
- 第48条 都道府県知事等は、第45条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。
  - (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。
  - (2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。
  - (3) 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。
  - (4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。
- 5 第12条第3号から第10号までに掲げる基準に適合すること。

標準処	理期間	30日	
備考			



処分の概要	規準又は規約及び事業計画の変更認可	
法 令 名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第50条第1項	
法令番号	平成14年法律第78号	

### 【基準】

法第50条第1項及び第48条の規定による。

(規準又は規約及び事業計画の変更)

第50条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通 省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

(認可の基準)

- 第48条 都道府県知事等は、第45条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。
  - (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。
  - (2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。
  - (3) 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。
  - (4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。
- 5 第12条第3号から第10号までに掲げる基準に適合すること。

標準処	1理期間	30日	
備考			

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	 月	日	
------------------	---------	---	-------	---	--

処分の概要	<b>分の概要</b> 施行者の変動による規約の認可	
法 令 名根 拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第51条第3項	
法令番号	平成14年法律第78号	

## 【基準】

法第51条第3項の規定による。

(施行者の変動)

#### 第51条

3 1人で施行するマンション建替事業において、前2項の規定により施行者が数人となったときは、そのマンション建替事業は、第5条第2項の規定により数人共同して施行するマンション建替事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第45条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	マンション建替事業の廃止及び終了の認可	
法 令 名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第54条第1項	
法令番号	平成14年法律第78号	

#### 【基準】

法第54条第1項の規定による。

(マンション建替事業の廃止及び終了)

- 第54条 個人施行者は、マンション建替事業を、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。
- 2 個人施行者は、事業の完成の不能によりマンション建替事業を廃止しようとする場合において、その者にマンション建替事業の施行のための借入金があるときは、その廃止について その債権者の同意を得なければならない。
- 3 第9条第7項並びに第49条第1項(図書の送付に係る部分を除く。)及び第2項の規定は、第1項の規定による認可について準用する。この場合において、第9条第7項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション」と、第49条第2項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「マンション建替事業の廃止又は終了をもって」と読み替えるものとする。

備考

処分の概要	権利変換計画の認可及び変更認可				
	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第57条第1項(第66条において準用する場合を含む。)				
法令番号	平成14年法律第78号				

#### 【基準】

法第57条及び第65条の規定による。

(権利変換計画の決定及び認可)

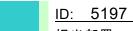
- 第57条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を 定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府 県知事等の認可を受けなければならない。
- 2 施行者は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、権利変換計画について、 あらかじめ、組合にあっては総会の議決を経るとともに施行マンション又はその敷地について権利を有する者(組合員を除く。)及び隣接施行敷地がある場合における当該隣接施行敷地について権利を有する者の同意を得、個人施行者にあっては施行マンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)について権利を有する者の同意を得なければならない。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。
  - (1) 区分所有法第69条の規定により同条第1項に規定する特定建物である施行マンションの建替えを行うことができるときは、当該施行マンションの所在する土地(これに関する権利を含む。)の共有者である団地内建物の団地建物所有者
  - (2) その権利をもって施行者に対抗することができない者
- 3 前項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者から同意を得られないときは、 その同意を得られない理由及び同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにす るための措置を記載した書面を添えて、第1項後段の規定による認可を申請することができ る。
- 4 第2項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないと きは、その確知することができない理由を記載した書面を添えて、第1項後段の規定による 認可を申請することができる。

(認可の基準)

- 第65条 都道府県知事等は、第57条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。
  - (1) 申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。
  - (2) 施行マンションに建替え決議等があるときは、当該建替え決議等の内容に適合していること。
  - (3) 権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないこと について正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないよう にするための措置が適切なものであること。
  - (4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。
  - (5) その他基本方針に照らして適切なものであること。

貝塚市 法適用申請に対する処分個票

標準処理期間	30日				
備考					
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	権利変換計画の変更許可(第57条第1項後段の準用)			
法 令 名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第66条			
法令番号	平成14年法律第78号			

#### 【基準】

準用する法第57条第1項後段及び第65条の規定による。

(権利変換計画の決定及び認可)

第57条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を 定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府 県知事等の認可を受けなければならない。

(認可の基準)

- 第65条 都道府県知事等は、第57条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。
  - (1) 申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。
  - (2) 施行マンションに建替え決議等があるときは、当該建替え決議等の内容に適合していること。
  - (3) 権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないこと について正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないよう にするための措置が適切なものであること。
  - (4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。
  - (5) その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理	期間	30日			
備考					
<u> </u>					

ID: 5230

## 担当部署: 総合政策部 産業戦略課

処分の概要	組合設立の認可
法 令 名根 拠条項	商店街振興組合法 第36条第1項
法令番号	昭和37年法律第141号

## 【基準】

法第36条の規定による。

(設立の認可)

- 第36条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、経済産業省令で定めるところにより、行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。
- 2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第6条及び第9条又は第11条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。
- 3 行政庁は、第1項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。

標準処	<b>L理期間</b>	30日		
備考				



ID: 5231

担当部署: 総合政策部 産業戦略課

処分の概要	総会招集の承認	
法 令 名 根 拠 条 項	商店街振興組合法 第59条	
法令番号	昭和37年法律第141号	

## 【基準】

法第59条の規定による。

第59条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。

標準処理期間 30日

備考

### 担当部署: 総合政策部 産業戦略課

処分の概要	定款の変更の認可
法 令 名 根 拠 条 項	商店街振興組合法 第62条第2項
法令番号	昭和37年法律第141号

## 【基準】

法第62条の規定による。

(総会の議決事項)

第62条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更又は廃止
- (3) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- (4) 経費の賦課及び徴収の方法
- (5) その他定款で定める事項
- 2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 4 第1項第2号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に 係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しない ものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範 囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなけ ればならない。

標準処理期間 30 日	3
-------------	---

備考

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	<del></del> 年	 月	日	
------------------	---------	---------------	-------	---	--

## 担当部署: 総合政策部 産業戦略課

処分の概要	余裕金運用の認可
法 令 名 根 拠 条 項	商店街振興組合法 第67条の2ただし書
法令番号	昭和37年法律第141号

## 【基準】

法第67条の2の規定による。

(余裕金運用の制限)

- 第67条の2 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第44条第5項の政令で定める基準を超える組合は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。
  - (1) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用 協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若し くは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの 預金、貯金又は金銭信託
  - (2) 国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得

標準処理期間	30日
備考	

<b>設定年月日</b>	最終変更年月日	年		日	
--------------	---------	---	--	---	--

ID: 5234

## 担当部署: 総合政策部 産業戦略課

処分の概要	合併の認可
法 令 名 根 拠 条 項	商店街振興組合法 第73条第3項
法令番号	昭和37年法律第141号

## 【基準】

法第73条の規定による。

(合併の手続)

第73条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

- 2 組合の合併については、第66条並びに第67条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 3 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

標準処理期間	30日
備考	

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日 年 月 日
------------------	---------------



ID: 5345

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可(変更及び廃止許可を含む。)
法 令 名 根 拠 条 項	墓地、埋葬等に関する法律 第10条
法令番号	昭和23年法律第48号

## 【基準】

法第10条の規定による。

- 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

**標準処理期間** 30 日

備考

## 担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	社会福祉法人の認可
法 令 名根 拠条項	社会福祉法 第32条
法令番号	昭和26年法律第45号

## 【基準】

法第32条の規定による。

(認可)

第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会 福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続 が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなけ ればならない。

「社会福祉法人審査基準」による。

「社会福祉法人審査要領」による。

「貝塚市社会福祉法人の設立の認可等に関する規則」による。

標準処理期間 30日

備考

## 担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	解散の認可及び認定
法 令 名根 拠条項	社会福祉法 第46条第2項
法令番号	昭和26年法律第45号

## 【基準】

法第46条の規定による。

(解散事由)

- 第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。
  - (1) 評議員会の決議
  - (2) 定款に定めた解散事由の発生
  - (3) 目的たる事業の成功の不能
  - (4) 合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。)
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁の解散命令
- 2 前項第1号又は第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その 効力を生じない。
- 3 清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

「貝塚市社会福祉法人の設立の認可等に関する規則」による。

標準処理期間	30日
備考	

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日 年 月 日	
------------------	---------------	--

## 担当部署: 総合政策部 魅力づくり推進課

処分の概要	認可地縁団体による所有不動産の登記移転等に係る公告		
法 令 名 根 拠 条 項	地方自治法 第260条の46第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		

#### 【基準】

法第260条の46第1項の規定による。

- 第260条の46 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によつて、10年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。
  - (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
  - (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること。
  - (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
  - (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- 2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省 令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有 権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該 不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」 という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合に おいて、公告の期間は、三月を下つてはならない。
- 3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登 記関係者の承諾があつたものとみなす。
- 4 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- 5 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

[ #	詰	毛結	き	の流れ
1 7	' "=	<b>一</b> 水川		マンイルはなし

標準処理期間

設定年月日

備考

120日

令和5年7月1日

- 1. 認可地縁団体は、市長に対して地方自治法第260条の46第1項に定める4つの要件を疎明するに足りる資料を添えて公告を求める申請を行います。
- 2. 市長は申請が相当と認めるときは、総務省令の定めによる3ヵ月以上の公告を行います。
- 3. 登記関係者等が公告期間中に異議を述べなかったときは、登記関係者の承諾があったものとみなされ、市長の通知文書によって所有権保存登記や移転登記手続を進めることができます。

最終変更年月日

年

月

日

### | 担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	指定地域密着型介護サービス事業者の指定	
法 令 名 根 拠 条 項	介護保険法 第42条の2第1項	
法令番号	平成9年法律第123号	

#### 【基準】

法第42条の2第1項及び法第78条の2の規定による。

(地域密着型介護サービス費の支給)

第42条の2 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である要介護被保険者(以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。)に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

- 第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。)に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。
- 2 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、地域密着型特定施設入居者生活介護につき市町村長から前項の届出があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第118条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定

施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

- 4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。)に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。
  - (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
  - (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
  - (3) 申請者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
  - (4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないとき。
  - (4)の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める ものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者であるとき。
  - (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (5)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた 法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月 以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引 き続き滞納している者であるとき。
  - (6) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10(第2 号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特 定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除 く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消 された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規 定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日 から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事 業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者で あった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。た だし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指 定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地 域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該 事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、 この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認めら れるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
  - (6)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10(第

2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (6)の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (7) 申請者が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (7)の2 前号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (8) 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (9) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (10) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれか

に該当する者のあるものであるとき。

- (11) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (12) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 5 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定め るものとする。
- 6 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあっては、第1号の2、第1号の3、第3号の2及び第3号の4から第5号までを除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしないことができる。
  - (1) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。
  - (1)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。
  - (1)の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。
  - (2) 申請者が、第78条の10第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
  - (2)の2 申請者が、第78条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当

該検査の結果に基づき第78条の10の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

- (2)の3 第2号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役 員等のうちに第1号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (3)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その 役員等のうちに第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者のあるも のであるとき。
- (3)の3 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事 業所で、その管理者が第1号又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者である とき。
- (3)の4 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事 業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であ るとき。
- (4) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第1項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第117条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号及び次号イにおいて「日常生活圏域」という。)における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。
- (5) 地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスにつき第1項の申請があった場合において、第42条の2第1項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。)の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所(イにおいて「定期巡

回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。)が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当し、かつ、当該市町村長が次のいずれかに該当すると認めるとき。

イ 当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む日常生活圏域における地域密着型サービス(地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下このイにおいて同じ。)の種類ごとの量が、第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。

- ロ その他第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の達成 に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 7 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第4号若しくは第5号の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- 9 第1項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という。)と所在地 市町村長との協議により、第4項第4号の規定による同意を要しないことについて所在地市 町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。
- 10 前項の規定により第4項第4号の規定が適用されない場合であって、第1項の申請に係る事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第42条の2第1項本文の指定があったものとみなす。
  - (1) 所在地市町村長が第42条の2第1項本文の指定をしたとき 当該指定がされた時
  - (2) 所在地市町村長による第42条の2第1項本文の指定がされているとき 被申請市町村 長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第1項の申請を受けた時
- 11 第78条の10の規定による所在地市町村長による第42条の2第1項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第78条の12において準用する第70条の2第1項若しくは第78条の15第1項若しくは第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による第42条の2第1項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第42条の2第1項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	日	

### 担当部署: 健康福祉部 広域事業者指導課

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定
法 令 名 根 拠 条 項	介護保険法 第46条第1項
法令番号	平成9年法律第123号

#### 【基準】

法第46条第1項及び法第79条の規定による。

(居宅介護サービス計画費の支給)

第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者 (以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事 業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当 該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サー ビス計画費を支給する。

(指定居宅介護支援事業者の指定)

- 第79条 第46条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行 う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」と いう。)ごとに行う。
- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 第46条第1項の指定をしてはならない。
  - (1)申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
  - (2) 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。
  - (3)申請者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
  - (3)の2申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (4) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める ものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者であるとき。
  - (4)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (4)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた 法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月 以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引 き続き滞納している者であるとき。
  - (5) 申請者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合において

- は、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (5)の2 申請者と密接な関係を有する者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6) 申請者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (6)の2 申請者が、第83条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該 検査の結果に基づき第84条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか 否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村 長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合におけ る当該特定の日をいう。)までの間に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出をした 者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 五年を経過しないものであるとき。
- (6) の3 第6号に規定する期間内に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (7) 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (9) 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号の2から第5号まで又は第6号から 第7号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定め るものとする。

標準処理期間

30日

備考

# 貝塚市 法適用申請に対する処分個票

		2. 2. 1.	AEMIN	91-23 2	
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
法 令 名 根 拠 条 項	介護保険法 第54条の2第1項
法令番号	平成9年法律第123号

### 【基準】

法第54条の2第1項及び法第115条の12の規定による。

(地域密着型介護予防サービス費の支給)

第五十四条の二 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者(以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。)に係る特定地域密着型介護予防サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

- 第百十五条の十二 第五十四条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。
- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。
- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十四第一項 の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に 規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていな いとき。
- 三 申請者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サー

ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

- 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- 四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処 せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法 律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上 の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き 滞納している者であるとき。
- 六 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十 五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同 生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しな い者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行 政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった 者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された 者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事 業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)で あるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の 取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止する ための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての 取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有し ていた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととす ることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を 除く。

- 六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出が あった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該 事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でな い事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、 当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為を した者であるとき。
- 九 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、そ の役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるも のであるとき。
- 十 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、そ の役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号まで のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。
- 4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 第五十四条の二第一項本文の指定をしないことができる。
- 一 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。
- 一の二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十

五条の十九第二号から第五号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった目前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。

- 一の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定 により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。
- 二 申請者が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 二の二 申請者が、第百十五条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十五条の十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 二の三 第二号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 三 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、そ の役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 四 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、そ の役員等のうちに第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者のあ るものであるとき。
- 五 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない 事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者で あるとき。
- 六 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない 事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する 者であるとき。
- 5 市町村長は、第五十四条の二第一項本文の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該 市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。
- 6 市町村長は、第五十四条の二第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営 を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- 7 第七十八条の二第九項から第十一項までの規定は、第五十四条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

		貝塚市	方 法	適用申請	に対す	る処分個票
標準処理期間	30日					
備考	00 H					
, MIN 3						
	AT	<b>.</b>			п	
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日		年	月	日

処分の概要	指定介護予防支援事業者の指定
法 令 名根 拠条項	介護保険法 第58条第1項
法令番号	平成9年法律第123号

### 【基準】

法第58条第1項及び法第115条の22の規定による。

(介護予防サービス計画費の支給)

- 第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあっては、施設所在市町村)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。
- 2 介護予防サービス計画費の額は、指定介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等 を勘案して算定される当該指定介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労 働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防支援に要し た費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防支援に要した費用の額とする。)とする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見 を聴かなければならない。
- 4 居宅要支援被保険者が指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援を受けたとき(当該 居宅要支援被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定介護予防支援を受け ることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。)は、市町村は、当該居宅要支 援被保険者が当該指定介護予防支援事業者に支払うべき当該指定介護予防支援に要した費 用について、介護予防サービス計画費として当該居宅要支援被保険者に対し支給すべき額 の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定介護予防支援事業者に支払う ことができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し介護予防サービス計画 費の支給があったものとみなす。
- 6 市町村は、指定介護予防支援事業者から介護予防サービス計画費の請求があったときは、 第2項の厚生労働大臣が定める基準並びに第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の 運営に関する基準(指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査した 上、支払うものとする。
- 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は介護予防サービス計画費の支給について、 同条第8項の規定は指定介護予防支援事業者について準用する。この場合において、これら の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 8 前各項に規定するもののほか、介護予防サービス計画費の支給及び指定介護予防支援事業者の介護予防サービス計画費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定介護予防支援事業者の指定)

- 第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。
- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 第58条第1項の指定をしてはならない。
- 1 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 3の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 4 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるま での者であるとき。
- 4の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 4の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 5 申請者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 5の2 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 6 申請者が、第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定

による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

- 6の2 申請者が、第115条の27第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該 検査の結果に基づき第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否 かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が 当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該 特定の日をいう。)までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年 を経過しないものであるとき。
- 6の3 第6号に規定する期間内に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 7 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までの いずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 9 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号の2から第5号まで又は第6号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定め るものとする。
- 4 市町村長は、第58条第1項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	日	

<b>処分の概要</b> 指定地域密着型介護サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サ 者の指定の更新	
法 令 名 根 拠 条 項	介護保険法 第78条の12及び第115条の21
法令番号	平成9年法律第123号

### 【基準】

法第78条の12及び第115条の21において準用する第70条の2の規定による。

(準用)

第七十八条の十二 第七十条の二、第七十一条及び第七十二条の規定は、第四十二条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、第七十条の二第四項中「前条」とあるのは、「第七十八条の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第百十五条の二十一 第七十条の二の規定は、第五十四条の二第一項本文の指定について準 用する。この場合において、第七十条の二第四項中「前条」とあるのは、「第百十五条の十 二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定の更新)

- 第七十条の二 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、 指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の 有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

- 第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。)に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。
- 2 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 3 都道府県知事は、地域密着型特定施設入居者生活介護につき市町村長から前項の届出があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第118条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。)に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。
  - (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
  - (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
  - (3) 申請者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
  - (4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないとき。
  - (4)の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める ものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者であるとき。
  - (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (5)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた 法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月 以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引 き続き滞納している者であるとき。
  - (6) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地

域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該 事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、 この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認めら れるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (6)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10(第 2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特 定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限 る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消 された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規 定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日 から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事 業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者で あった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。た だし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指 定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地 域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該 事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、 この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認めら れるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (7) 申請者が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (7)の2 前号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (8) 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (9) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密

着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

- (10) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (11) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (12) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 5 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定め るものとする。
- 6 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあっては、第1号の2、第1号の3、第3号の2及び第3号の4から第5号までを除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしないことができる。
  - (1) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。
  - (1)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。
  - (1)の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。
  - (2) 申請者が、第78条の10第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行

政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

- (2)の2 申請者が、第78条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第78条の10の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (2)の3 第2号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役 員等のうちに第1号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (3)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その 役員等のうちに第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者のあるも のであるとき。
- (3)の3 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事 業所で、その管理者が第1号又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者である とき。
- (3)の4 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事 業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であ るとき。
- (4) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第1項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第117条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号及び次号イにおいて「日常生活圏域」という。)における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

- (5) 地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスにつき第1項の申請があった場合において、第42条の2第1項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。)の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所(イにおいて「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。)が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当し、かつ、当該市町村長が次のいずれかに該当すると認めるとき。
  - イ 当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む日常生活圏域における地域密着型サービス(地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下このイにおいて同じ。)の種類ごとの量が、第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。
  - ロ その他第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 7 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第4号若しくは第5号の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- 9 第1項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という。)と所在地市町村長との協議により、第4項第4号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。
- 10 前項の規定により第4項第4号の規定が適用されない場合であって、第1項の申請に係る事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第42条の2第1項本文の指定があったものとみなす。
  - (1) 所在地市町村長が第42条の2第1項本文の指定をしたとき 当該指定がされた時
  - (2) 所在地市町村長による第42条の2第1項本文の指定がされているとき 被申請市町村 長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第1項の申請を受けた時
- 11 第78条の10の規定による所在地市町村長による第42条の2第1項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第78条の12において準用する第70条の2第1項若しくは第78条の15第1項若しくは第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による第42条の2第1項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第42条の2第1項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第百十五条の十二 第五十四条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をし

ている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する地域密着型介護予防サービス 費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。
- 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十四第一項 の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に 規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていな いとき。
- 三 申請者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町 村長の同意を得ていないとき。
- 四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法 律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上 の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き 滞納している者であるとき。
- 六 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった目前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった目前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十 五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同 生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しな い者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行 政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった

者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出が あった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該 事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でな い事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、 当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為を した者であるとき。
- 九 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、そ の役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるも のであるとき。
- 十 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、そ の役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号まで のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定め るものとする。
- 4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、

第五十四条の二第一項本文の指定をしないことができる。

- 一 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。
- 一の二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。
- 一の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定 により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。
- 二 申請者が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 二の二 申請者が、第百十五条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十五条の十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 二の三 第二号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 三 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、そ の役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 四 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、そ の役員等のうちに第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者のあ るものであるとき。
- 五 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない 事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者で あるとき。
- 六 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない

事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

- 5 市町村長は、第五十四条の二第一項本文の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該 市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。
- 6 市町村長は、第五十四条の二第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- 7 第七十八条の二第九項から第十一項までの規定は、第五十四条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定の更新
法 令 名 根 拠 条 項	介護保険法 第79条の2第1項
法令番号	平成9年法律第123号

### 【基準】

法第79条の2第1項及び同条第4項において準用する第79条の規定による。

(指定の更新)

- 第七十九条の二 第四十六条第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間 の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、 指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の 有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(指定居宅介護支援事業者の指定)

- 第七十九条 第四十六条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援 事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所(以下この節において単に「事 業所」という。)ごとに行う。
- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 第四十六条第一項の指定をしてはならない。
- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十一条第一項の市町村の条例で 定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に 従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法 律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上 の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き 滞納している者であるとき。
- 五 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人

である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった目前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった目前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六の二 申請者が、第八十三条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第八十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六の三 第六号に規定する期間内に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号ま でのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 九 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から 第七号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

貝塚市 法適用申請に対する処分個票

備考					
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	指定介護予防支援事業者の指定の更新
法 令 名 根 拠 条 項	介護保険法 第115条の31
法令番号	平成9年法律第123号

## 【基準】

法第115条の31において準用する第70条の2規定による。

(準用)

第百十五条の三十一 第七十条の二の規定は、第五十八条第一項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定の更新)

- 第七十条の二 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、 指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の 有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(介護予防サービス計画費の支給)

第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあっては、施設所在市町村)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	----------	---------	---	---	---	--

処分の概要	介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定
法 令 名根 拠条項	介護保険法 第115条の45の3
法令番号	平成9年法律第123号

## 【基準】

介護保険法第115条の45の3及び第115条の45の5の規定による。

(指定事業者による第一号事業の実施)

- 第百十五条の四十五の三 市町村は、第一号事業(第一号介護予防支援事業にあっては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。)については、居宅要支援被保険者等が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定事業者」という。)の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる当該第一号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第一号事業に要した費用について、第一号事業支給費を支給することにより行うことができる。
- 2 前項の第一号事業支給費(以下「第一号事業支給費」という。)の額は、第一号事業に要す る費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額とする。
- 3 居宅要支援被保険者等が、指定事業者の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる当該第一号事業を利用したときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者等が当該指定事業者に支払うべき当該第一号事業に要した費用について、第一号事業支給費として当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者等に対し第一号事業支給費の支給があったものとみなす。
- 5 市町村は、指定事業者から第一号事業支給費の請求があったときは、厚生労働省令で定めるところにより審査した上、支払うものとする。
- 6 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。
- 7 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村の同意を得て、厚生労働 省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であ って厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

#### (指定事業者の指定)

- 第百十五条の四十五の五 第百十五条の四十五の三第一項の指定(第百十五条の四十五の七 第一項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。)は、厚生労働省令で定 めるところにより、第一号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類 に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに行う。
- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に 従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定を してはならない。

## 標準処理期間

貝塚市 法適用申請に対する処分個票

備考					
設定年月日	令和 5 年 7 月 31 日	最終変更年月日	年	 月	日

処分の概要	介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定の更新
法 令 名根 拠条項	介護保険法 第115条の45の6第1項
法令番号	平成9年法律第123号

### 【基準】

介護保険法第115条の45の6第1項及び同条第4項において準用する第115条の45の5の規定に よる。

## (指定の更新)

- 第百十五条の四十五の六 指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新 を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定事業者の指定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定事業者の指定の更新がされたときは、その有効期間は、従前の 有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

## (指定事業者の指定)

- 第百十五条の四十五の五 第百十五条の四十五の三第一項の指定(第百十五条の四十五の七 第一項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。)は、厚生労働省令で定 めるところにより、第一号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類 に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに行う。
- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に 従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定を してはならない。

標準処理期間	30日
備考	

<b>設 定 年 月 日</b>
------------------

処分の概要	指定障害福祉サービス事業者の指定			
法 令 名根 拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第29条第1項			
法令番号	平成17年法律第123号			

### 【基準】

法第29条第1項及び法第36条の規定による。

(介護給付費又は訓練等給付費)

第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

- 第36条 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所(以下この款において「サービス事業所」という。)ごとに行う。
- 2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス(以下この条及び次条第一項に おいて「特定障害福祉サービス」という。)に係る第29条第1項の指定障害福祉サービス事業 者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第7号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。
  - (1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
  - (2) 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第43条第1項 の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
  - (3) 申請者が、第43条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
  - (4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める ものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者であるとき。
  - (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に

処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- (6) 申請者が、第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (7) 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株 式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業 に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下この号において 「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じて その事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者とし て主務省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を 実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令 で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。) が、第50条第1項、第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定 を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指 定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの 処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービ ス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当 該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定 する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主 務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (8) 申請者が、第50条第1項、第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (9) 申請者が、第48条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第51条の27第 1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果 に基づき第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの 処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定める ところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の 日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第46条第2項又は第51条の 25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止につい て相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもので

あるとき。

- (10) 第8号に規定する期間内に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (11) 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な 行為をした者であるとき。
- (12) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (13) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 4 都道府県が前項第1号の条例を定めるに当たっては、主務省令で定める基準に従い定めるものとする。
- 5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第1項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域(第89条第2項第2号の規定により都道府県が定める区域をいう。)における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲

標準処理期間	30日				
備考					
設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	指定障害福祉サービス事業者の指定の更新			
法 令 名根 拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第41条第1項			
法令番号	平成17年法律第123号			

### 【基準】

法第41条第1項及び同条第4項において準用する第36条及び第38条の規定による。

(指定の更新)

- 第41条 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、六年 ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、 指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の 有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 第36条及び第38条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

- 第36条 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所(以下この款において「サービス事業所」という。)ごとに行う。
- 2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス(以下この条及び次条第一項に おいて「特定障害福祉サービス」という。)に係る第29条第1項の指定障害福祉サービス事業 者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第7号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。
  - (1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
  - (2) 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第43条第1項 の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
  - (3) 申請者が、第43条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
  - (4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める ものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者であるとき。
  - (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- (6) 申請者が、第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (7) 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株 式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業 に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下この号において 「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じて その事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者とし て主務省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を 実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令 で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。) が、第50条第1項、第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定 を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指 定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの 処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービ ス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当 該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定 する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主 務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (8) 申請者が、第50条第1項、第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (9) 申請者が、第48条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第51条の27第 1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果 に基づき第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの 処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定める ところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の 日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第46条第2項又は第51条の 25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止につい て相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもので あるとき。

- (10) 第8号に規定する期間内に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- (11) 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な 行為をした者であるとき。
- (12) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (13) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 4 都道府県が前項第1号の条例を定めるに当たっては、主務省令で定める基準に従い定める ものとする。
- 5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第1項の申請があった場合において、当該都 道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域(第89条第2項第2号の規定 により都道府県が定める区域をいう。)における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。

(指定障害者支援施設の指定)

- 第38条 第29条第1項の指定障害者支援施設の指定は、主務省令で定めるところにより、障害者支援施設の設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行う。
- 2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第89条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。
- 3 第36条第3項及び第4項の規定は、第29条第1項の指定障害者支援施設の指定について準用 する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

※大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第10条による事務移譲

標準処理期間	30日
備考	

 設 定 年 月 日
 令和 5 年 7 月 1 日
 最終変更年月日
 年 月 日

処分の概要	休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長承認
法 令 名 根 拠 条 項	危険物の規制に関する規則 第62条の5の2第3項
法令番号	昭和34年総理府令第55号

### 【基準】

承認は、当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおいて危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、次に掲げる安全対策がとられ、保安上支障がないと認めたときに行うものとする。

- (1) 危険物が清掃等により完全に除去されていること。
- (2) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれのないようにするための措置が講じられていること。

府令第62条の5の2第3項の規定による。

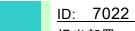
(定期点検を行わなければならない時期等)

#### 第62条の5の2

3 前項の規定にかかわらず、当該期間内に当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおける危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクを有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。

備考

設定年月日	令和5年7月1日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	----------	---------	---	---	---	--



処分の概要	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認	
法 令 名根 拠条項	危険物の規制に関する規則 第62条の5の3第3項	
法令番号	昭和34年総理府令第55号	

## 【基準】

承認は、当該地下埋設配管において危険物の取扱いが休止され、次に掲げる安全対策がとられ、保安上支障がないと認めたときに行うものとする。

- (1) 危険物が清掃等により完全に除去されていること。
- (2) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれのないようにするための措置が講じられていること。

府令第62条の5の3第3項の規定による。

(定期点検を行わなければならない時期等)

## 第62条の5の3

3 前項の規定にかかわらず、当該期間内に当該地下埋設配管における危険物の取扱いが休止 され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下埋設配管を有する 製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める 期間延長することができる。

|--|

備考

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	火薬類の輸入許可
法 令 名 根 拠 条 項	火薬類取締法 第24条第1項
法令番号	昭和25年法律第149号

# 【基準】

法第24条第1項の規定による。

(輸入)

第24条 火薬類を輸入しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、輸入の目的が明らかでないときその他その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間 未制定(当面事案の発生が見込まれないため。)

備考

処分の概要	保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請
法 令 名 根 拠 条 項	火薬類取締法施行規則 第67条の7第4項
法令番号	昭和25年通商産業省令第88号

# 【基準】

取消しは、火薬類取締法第29条第4項、第30条第2項に該当しないときに行うものとする。

省令第67条の7第4項の規定による。

(消費者の指定)

# 第67条の7第4項

- 4 保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者は、第一項または法第二十九条第四項の指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、当該指定の取消しを申請することができる。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条による事務移譲

標準処理期間	10日					
--------	-----	--	--	--	--	--

# 備考

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	 月	日	
-------	-----------	---------	---	-------	---	--

処分の概要	高圧ガスの輸入検査
法 令 名 根 拠 条 項	高圧ガス保安法 第22条第1項
法令番号	昭和26年法律第204号

### 【基準】

未設定(当面事案の発生が見込まれないため。)

法第22条第1項の規定による。

(輸入検査)

- 第22条 高圧ガスの輸入をした者は、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準(以下この条において「輸入検査技術基準」という。)に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定輸入検査機関」という。)が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合
  - (2) 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合
  - (3) 経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合
  - (4) 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼす おそれがないものとして経済産業省令で定める場合
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

標準処理期間	未制定(当面事案の発生が見込まれないため。)
備考	



処分の概要	容器検査
法 令 名根 拠条項	高圧ガス保安法 第44条第1項
法令番号	昭和26年法律第204号

### 【基準】

容器検査は、高圧ガス保安法第44条第4項に適合するときに合格とする。

法第44条第1項の規定による。

(容器検査)

- 第44条 容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者 (以下「指定容器検査機関」という。)が経済産業省令で定める方法により行う容器検査を受 け、これに合格したものとして次条第1項の刻印又は同条第2項の標章の掲示がされている ものでなければ、当該容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる容器 については、この限りでない。
  - (1) 第49条の5第1項の登録を受けた容器製造業者(以下「登録容器製造業者」という。)が製造した容器(経済産業省令で定めるものを除く。)であつて、第49条の25第1項の刻印又は同条第2項の標章の掲示がされているもの
  - (2) 第49条の31第1項の登録を受けて外国において本邦に輸出される容器の製造の事業を 行う者(以下「外国登録容器製造業者」という。)が製造した容器(前号の経済産業省令で 定めるものを除く。)であつて、第49条の33第2項において準用する第49条の25第1項の刻 印又は同条第2項の標章の掲示がされているもの
  - (3) 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する容器
  - (4) 高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高圧ガスを充てんしてあるもの
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

	60日(超低温容器)
標準処理期間	30日(超低温容器以外の500リットルを超える容器)
	15日(超低温容器以外の500リットルを以下の容器)

## 備考

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年		日	
------------------	---------	---	--	---	--

処分の概要	容器再検査
法 令 名根 拠条項	高圧ガス保安法 第49条第1項
法令番号	昭和26年法律第204号

# 【基準】

容器再検査は、高圧ガス保安法第49条第2項に適合しているときに合格とする。

法第49条の規定による。

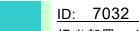
(容器再検査)

第49条 容器再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は経済産業大臣が行う容器 検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。

※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

標準処理期間 15日

備考



処分の概要	附属品検査	
法 令 名 根 拠 条 項	高圧ガス保安法 第49条の2第1項	
法令番号	昭和26年法律第204号	

### 【基準】

附属品検査は、高圧ガス保安法第49条の2第4項に適合しているときに合格とする。

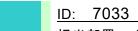
法第49条の2第1項の規定による。

(附属品検査)

- 第49条の2 バルブその他の容器の附属品で経済産業省令で定めるもの(第59条の9を除き、以下単に「附属品」という。)の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関が経済産業省令で定める方法により行う附属品検査を受け、これに合格したものとして次条第1項の刻印がされているものでなければ、当該附属品を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる附属品については、この限りでない。
  - (1)第49条の5第1項の登録を受けて附属品の製造の事業を行う者(以下「登録附属品製造業者」という。)が製造した附属品(経済産業省令で定めるものを除く。)であつて第49条の25第3項の刻印がされているもの
  - (2) 第49条の31第1項の登録を受けて外国において本邦に輸出される附属品の製造の事業を 行う者(以下「外国登録附属品製造業者」という。)が製造した附属品(前号の経済産業省 令で定めるものを除く。)であつて、第49条の33第2項において準用する第49条の25第3項 の刻印がされているもの
  - (3) 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する附属品
  - (4) 高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高圧ガスを充てんしてあるものに装置されている附属品
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	附属品再検査	
法 令 名 根 拠 条 項	高圧ガス保安法 第49条の4第1項	
法令番号	昭和26年法律第204号	

# 【基準】

附属品再検査は、高圧ガス保安法第49条の4第2項に適合しているときに合格とする。

法第49条の4第1項の規定による。

(附属品再検査)

第49条の4 附属品再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録 を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。

※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

標準処理期間 15日

備考

処分の概要	容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更	
法 令 名 根 拠 条 項	高圧ガス保安法 第54条第1項	
法令番号	昭和26年法律第204号	

## 【基準】

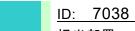
変更は、高圧ガス保安法第44条第4項に適合するときに行うものとする。

法第54条第1項及び第2項の規定による。

(容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更)

- 第54条 容器の所有者は、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、刻印等をすべきことを経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関に申請しなければならない。
- 2 経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、前項の規定による申請があつた場合において、変更後においてもその容器が第四十四条第四項の規格に適合すると認めるときは、速やかに、刻印等をしなければならない。この場合において、経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、その容器にされていた刻印等を抹消しなければならない。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条による事務移譲

標準処	<b>L理期間</b>	20日		
備考				



処分の概要	保安機関の認定更新
法 令 名根 拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第32条第1項
法令番号	昭和42年法律第149号

# 【基準】

認定更新は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条に規定する 欠格条項に該当せず、同法第31条に規定する認定の基準に適合しているときに行うものとす る。

法第32条第1項の規定による。

(保安機関の認定の更新)

第32条 第29条第1項の認定は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

標準処理期間 25日

備考

処分の概要	充てん設備の変更許可
法 令 名 根 拠 条 項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4第3項
法令番号	昭和42年法律第149号

### 【基準】

許可は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項の基準 に適合するときに行うものとする。

法第37条の4第3項の規定による。

(充てん設備の許可)

#### 第37条の4

3 第37条の2の規定は、第1項の許可を受けた者(以下「充てん事業者」という。)に準用する。この場合において、同条第1項中「貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置」とあるのは「充てん設備の第37条の4第1項の経済産業省令で定める所在地、構造、設備又は装置」と、同項及び同条第2項中「貯蔵施設の撤去」とあるのは「充てん設備の撤去」と、同条第3項中「前条」とあるのは「第37条の4第2項」と、「第1項」とあるのは「第37条の4第3項において準用する第37条の2第1項」と読み替えるものとする。

# 【参考】

(変更の許可)

- 第37条の2 第36条第1項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、その許可をした都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 液化石油ガス販売事業者は、前項ただし書の貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨をその許可をした都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前条の規定は、第1項の許可に準用する。

※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

標準処理期間	25 目
--------	------

備考

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 .	 月 日

処分の概要	充てん設備の完成検査
法 令 名根 拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4第4項
法令番号	昭和42年法律第149号

### 【基準】

完成検査は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項に 適合するときに合格とする。

法第37条の4第4項の規定による。

(充てん設備の完成検査)

#### 第37条の4

4 前条の規定は、充てん事業者に準用する。この場合において、同条第1項中「貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくは」とあるのは「充てん設備を設置し、又は」と、「当該貯蔵施設又は当該特定供給設備」とあるのは「当該充てん設備」と、「第37条」とあるのは「第37条の4第2項」と読み替えるものとする。

#### 【参考】

(完成検査)

- 第37条の3 第36条第1項又は前条第1項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくはその位置、構造、設備若しくは装置を変更したときは、当該貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、その許可をした都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第37条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、当該貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、協会又は高圧ガス保安法第20条第1項ただし書の指定完成検査機関(以下「指定完成検査機関」という。)が行う完成検査を受け、これらが第37条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。
- 2 協会又は指定完成検査機関は、前項ただし書の完成検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 第1項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、経済産業省令で定める。
- ※大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第6条による事務移譲

標準処理期間

25日

## 備考

貝塚市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------	---------	---	---	---	--